

白井市第2次環境基本計画 (中間見直し版)



平成28年4月
白井市



目 次

	Page
中間見直しにあたって	1
第1章 計画の基本的事項	3
第1節 計画の背景と目的	5
第2節 計画の位置付け	6
第3節 計画の範囲	6
第4節 計画の期間	7
第5節 計画の構成	7
第2章 環境の現状と課題	9
第1節 白井市のすがた	11
1 位置・地勢	11
2 地形・地質	11
3 気候・気象	12
4 社会特性	12
第2節 自然環境の現状と課題	16
1 農地	16
2 森林	17
3 水辺	18
4 動植物	19
5 公園・緑地	20
第3節 公害の現状と課題	22
1 大気環境	22
2 騒音・振動、悪臭	24
3 水質	25
4 有害化学物質	27
5 公害苦情	28
6 放射性物質	29
第4節 生活環境の現状と課題	30
1 景観・文化財	30
2 不法投棄	32
第5節 廃棄物・資源の現状と課題	33
1 廃棄物・リサイクル	33
2 エネルギー	36
第6節 環境保全活動の現状と課題	38
1 環境学習・環境教育	38
2 環境保全活動	39
第7節 地球環境の現状と課題	40
1 地球環境	40
第8節 住民意識調査に基づく現状と課題	42
1 住民意識調査	42

第3章 望ましい環境像.....	45
第1節 基本理念.....	47
第2節 望ましい環境像.....	48
第4章 施策の展開.....	49
施策展開の体系	51
第1節 豊かな自然を生かし、大切にすまち	54
1 農地を守ろう.....	54
2 森林を守ろう.....	56
3 水辺を生かそう.....	58
4 野生生物と共存・共生しよう	60
5 公園・緑地を増やし守ろう	62
第2節 市民の健康と快適な生活環境を守るまち	64
1 大気汚染を減らそう.....	64
2 騒音・振動、悪臭を減らそう	66
3 水質を改善しよう.....	68
4 有害化学物質による被害を防ごう	70
5 公害対策に市民の声を生かそう	72
6 放射線を正しく知ろう.....	73
7 景観や文化財を守ろう.....	74
8 不法投棄や野焼きをなくそう	76
第3節 限られた資源・エネルギーを大切にすまち	78
1 ごみを削減しよう.....	78
2 エネルギーを有効に使おう	80
第4節 環境を知り環境に配慮したライフスタイルを実践するまち.....	82
1 環境について学ぼう.....	82
2 環境保全活動に参加しよう	84
第5節 地球環境の保全に貢献するまち	86
1 地球規模で環境を考えよう	86
第5章 計画の推進体制と進行管理.....	89
第1節 計画の推進体制.....	91
1 市民、市民団体、事業者への情報提供と連携	91
2 環境審議会.....	91
3 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化	91
第2節 計画の進行管理.....	93
1 計画の点検・評価.....	93
2 点検・評価結果の報告	93
3 環境情報の提供	93
4 計画の見直し.....	93

資料編	95
関係法令	97
環境基本法	97
千葉県環境基本条例	110
白井市環境基本条例	114
計画策定までの経緯（平成 22・23 年度）	118
計画策定に係る審議会・委員会等（平成 22・23 年度）	120
中間見直しの経緯（平成 27 年度）	122
中間見直しに係る審議会・委員会等（平成 27 年度）	123
平成 27 年度「白井市の環境に関するアンケート」	124
Ⅰ．アンケート実施内容	124
Ⅱ．市民アンケート結果	127
Ⅲ．事業者アンケート結果	140
Ⅳ．中学生アンケート結果	150

中間見直しにあたって

1 中間見直しの趣旨

白井市第2次環境基本計画は、平成12年6月に制定した白井市環境基本条例に基づき、市民、市民団体、事業者及び市が一体となって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、将来にわたり市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的として、平成24年4月に策定しました。

白井市第2次環境基本計画の計画期間は平成24年度から平成32年度までの9年間ですが、計画策定以降の社会情勢・環境状況の変化などに対応するとともに、平成28年度に開始となる白井市第5次総合計画との整合を図るため、平成27年度に中間見直しを行いました。

今回は中間見直しであることから、計画の骨格に該当する部分である第1章「計画の基本的事項」及び、白井市環境基本条例の基本理念を提示する第3章「望ましい環境像」については変更を行わないこととし、第2章「環境の現状と課題」、第4章「施策の展開」（中間見直し前の標題は「施策の展開と実践行動」）及び第5章「計画の推進体制と進行管理」を見直しの対象としました。

第2章は、白井市第2次環境基本計画策定以降の社会情勢や環境状況の変化を捉えて、各環境分野における現状を整理するとともに、その結果を踏まえて課題の整理を行いました。

第4章は、第2章で整理した課題への対応として、「市の施策」並びに市民、市民団体及び事業者の「環境配慮事項」を示しました。「市の施策」については、後述のとおり、第5次総合計画や白井市都市マスタープランとの整合を図るものとししました。「環境配慮事項」については、市民・市民団体及び事業者はそれぞれ独立した多様な主体であることから、市と連携して行う環境保全上の配慮・協力事項としました。「環境指標」については、各施策などの取組状況を可能な限り客観的に表すものとししました。

第5章は、白井市第2次環境基本計画策定後の運用において明らかになった問題点を整理し、実効性を確保しながら、実態に即した効率的な推進体制・方法としました。

2 第5次総合計画及びその他の関連計画との関係

市の新たなまちづくりの指針であり、最上位計画となる「白井市第5次総合計画」が平成28年度から始まります。同計画の前期基本計画（平成28年度から平成32年度までの5年間）では、まちづくりの重点戦略に沿って市が特に力を入れて取り組む施策が示されています。

白井市第2次環境基本計画は、この第5次総合計画を頂点とした、「環境・自然」分野における大きな施策の方向性を示す基幹計画として位置付けています。このため、今回の中間見直しにおいては、第5次総合計画との整合を図るための新たな施策を盛り込みました。併せて、「都市・交通」分野における基幹計画として本計画と密接な関係を持つ「白井市都市マスタープラン」との整合も図っています。

また、環境分野の個別計画である「白井市地球温暖化対策実行計画」、「ごみ減量化・資源化基本方針（行動ガイドライン）」、「白井市生活排水処理基本計画」などは、本計画と連動し、今後必要に応じて見直しを行うこととします。

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

本市は、平成14年3月に白井市環境基本計画を策定し、人と自然が健全に共生する環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指して、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、計画策定後10年が経過し、環境保全の取り組みには一定の進展がみられたものの、その間に環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取り組みの強化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化問題への対応やエネルギー問題、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進、社会情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて新たな環境施策に取り組んで行くことが必要となりました。

このような状況を踏まえ、白井市環境基本計画の計画期間が平成23年度で満了となることから、同計画を引き継ぎながら今日の環境問題の課題を明らかにし、市民、市民団体、事業者、市が協力して取り組むべき、次期の白井市環境基本計画を策定するものです。

白井市第2次環境基本計画は、白井市環境基本条例の基本理念を継続し、市民、市民団体、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、将来にわたり市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とします。

白井市環境基本条例の基本理念

- 環境の保全は、市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた環境を実現して行くよう行われなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するための課題であることから、積極的に推進されなければならない。

第2節 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「白井市総合計画」を環境面から推進するためのものです。

同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、市民、市民団体、事業者、市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

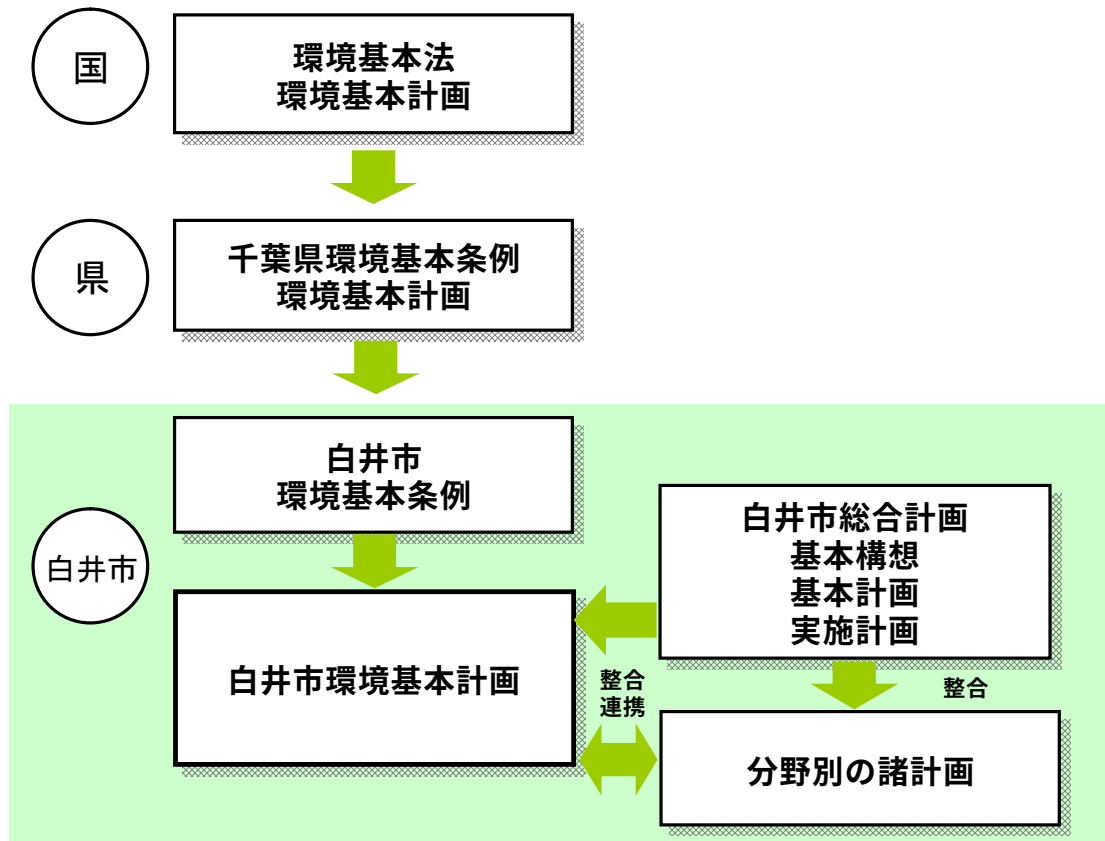


図1-1-1 計画の位置付け

第3節 計画の範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、①自然環境、②公害、③生活環境、④廃棄物・資源、⑤環境保全活動、⑥地球環境の6分野とします。また、対象とする地域は白井市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

表1-1-1 計画の範囲

対象分野	具 体 的 内 容
①自 然 環 境	農地、森林、水辺及び動植物など自然環境の保全、活用に関すること
②公 害	大気、水などの汚染防止や騒音、悪臭などの公害防止に関すること
③生 活 環 境	景観、歴史文化財、美化に関すること
④廃棄物・資源	廃棄物の発生、資源・エネルギーの利用に関すること
⑤環境保全活動	環境保全に向けた市民・市民団体・事業者・市の行動や環境学習に関すること
⑥地 球 環 境	地球環境保全に関すること

第4節 計画の期間

本計画の期間は、市総合計画や他の基本計画との整合を保ちながら、平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの9年間とします。

第5節 計画の構成

本計画は、第1章から第5章で構成します。

第1章 計画の基本的事項

策定の視点、計画の目的、その他計画の基本となる事項を示します。

第2章 環境の現状と課題

市の概要及び市域の環境の現状と課題を示します。

第3章 望ましい環境像

市が目指す望ましい環境像を示します。

第4章 施策の展開

望ましい環境像の実現に向けた施策の具体的な内容を示すとともに、主体別の環境配慮の取り組み内容を示します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

本計画の推進体制と進行管理の方法を示します。

図1-1-2 計画の構成

第2章 環境の現状と課題

第1節 白井市のすがた

1 位置・地勢

本市は、千葉県の北西部の下総台地に位置し、下手賀沼や神崎川、二重川及び金山落に沿って带状に水田が広がり、台地には森林と畑が展開しています。

温暖な気候に恵まれ、特産の梨は県内で1位、全国でもトップクラスの果樹園面積を誇っています。

また、東京都心・千葉市・成田空港のいずれにも25～30 kmの距離にあり、市民生活や企業活動にとっての交通アクセスも好条件となっています。

南関東の環状幹線である国道16号と、成田空港と都心方面を結ぶ国道464号が市を縦横に走るとともに、北総線が京成線・都営浅草線を通じて都心に、成田スカイアクセスを通じて成田空港に、それぞれ直結しています。

さらに、本市を通して市川市と成田空港を結ぶ北千葉道路の整備も進められており、交通利便性は一層高まる見通しです。

- 総面積：35.48km²
- 東西：8.7 km
- 南北：7.7 km
- 周囲：34.8 km



図2-1-1 市の位置

2 地形・地質

本市の地形は、標高20～30mの下総台地が市の大部分を占め、全体的に平坦ですが、神崎川などの河川沿いは緩やかな起伏をもっています。

下総台地は、武蔵野ロームや立川ロームを主体としたローム層が、砂れきや粘土層を被った構造をしています。

3 気候・気象

近年5年間の気象は、年平均気温15℃、最高気温が39℃、最低気温が-6℃であり、年間を通して温暖な気候です。また、近年5年間の年間降水量は、1,300～1,800mm程度です。

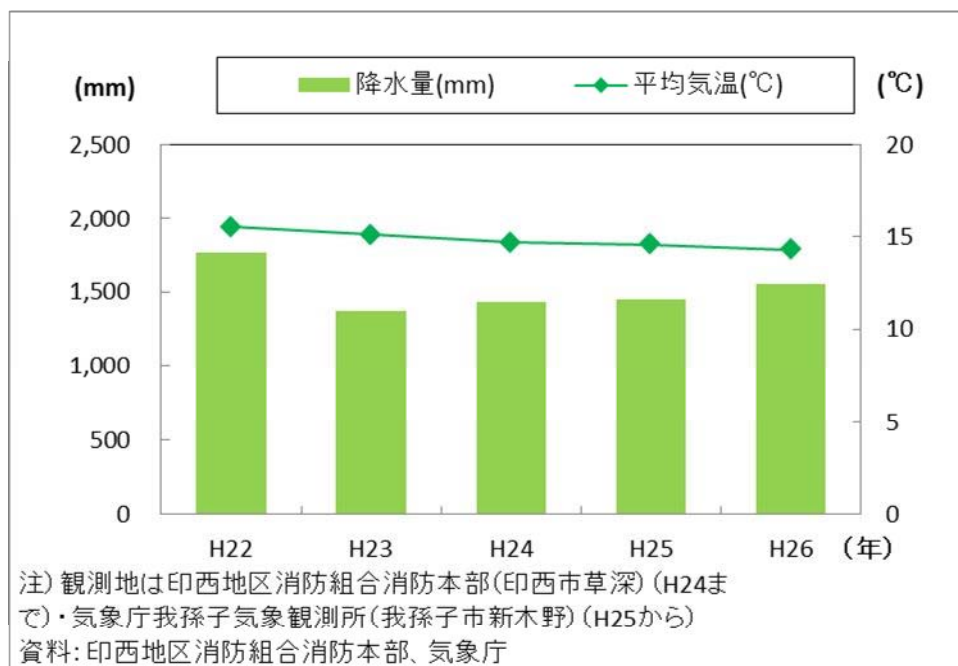


図2-1-2 市の気象

4 社会特性

(1) 人口・世帯数

本市の人口と世帯数は、千葉ニュータウン、西白井地区などの入居に伴い年々増加傾向にあります。一方、一世帯当たりの人口は、出生人口の減少や核家族化などにより減少傾向が続いています。

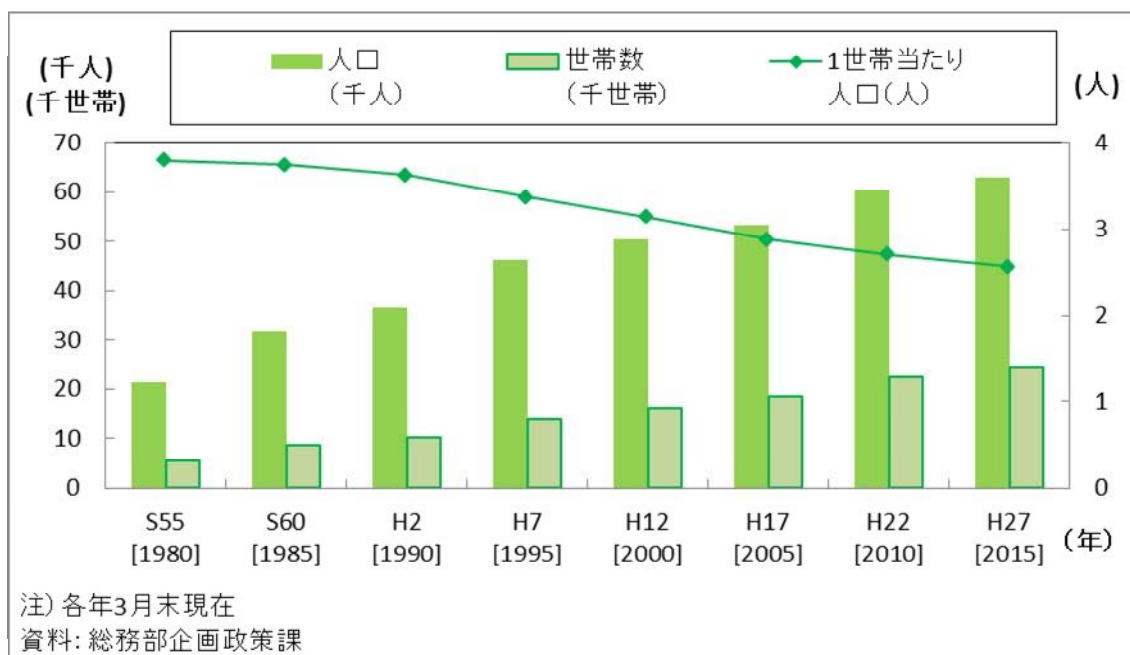


図2-1-3 人口・世帯数の推移

(2) 産業

本市の就業者数の総数は年々増加しています。

産業別では、第1次産業は年々減少、第2次産業は平成7年頃をピークに減少、第3次産業は年々増加しています。

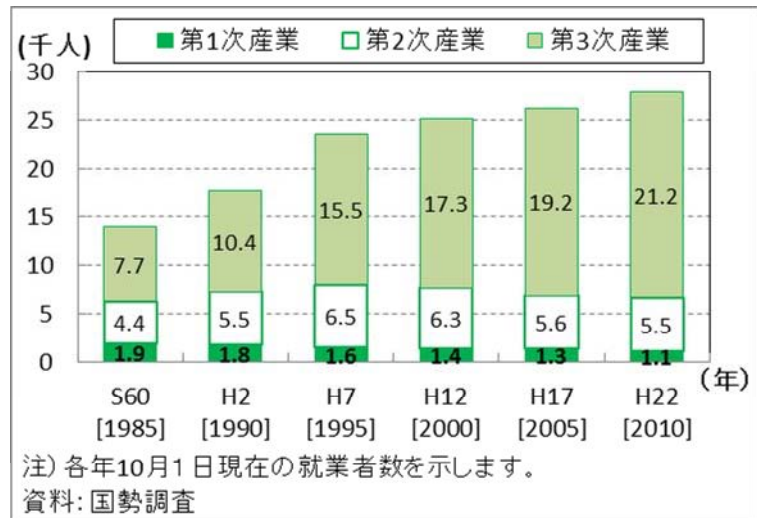


図2-1-4 就業者数の推移

(3) 農業

本市の農業は、県内有数の出荷量を誇る梨などの果実や様々な野菜の生産比率が高いのが特徴です。

農家数は、年々減少傾向にあり、特に兼業農家数の減少が目立っています。

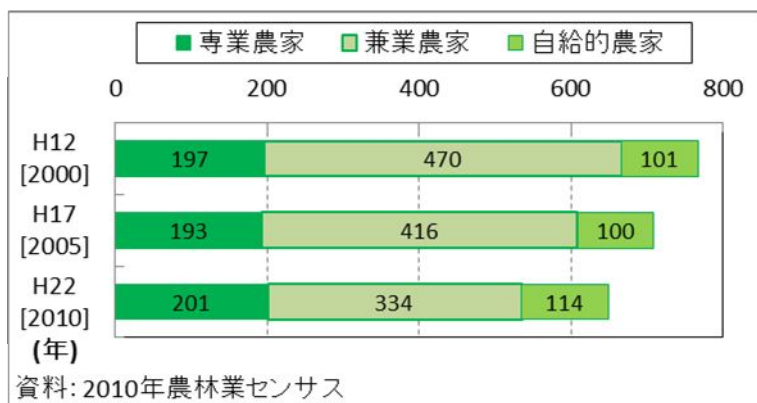


図2-1-5 農家数の推移

(4) 交通

① 交通網

市内の鉄道は、北総鉄道が市の南部を東西に貫いて通り、「白井駅」と「西白井駅」の2つの駅があります。

市内の幹線道路は、市を南北に貫く国道16号や北総線と並走する国道464号、市を東西に貫く県道市川・印西線（木下街道）があります。

これらの鉄道や幹線道路は東京方面や千葉市及び成田空港などへの広域的なアクセス機能を担っています。

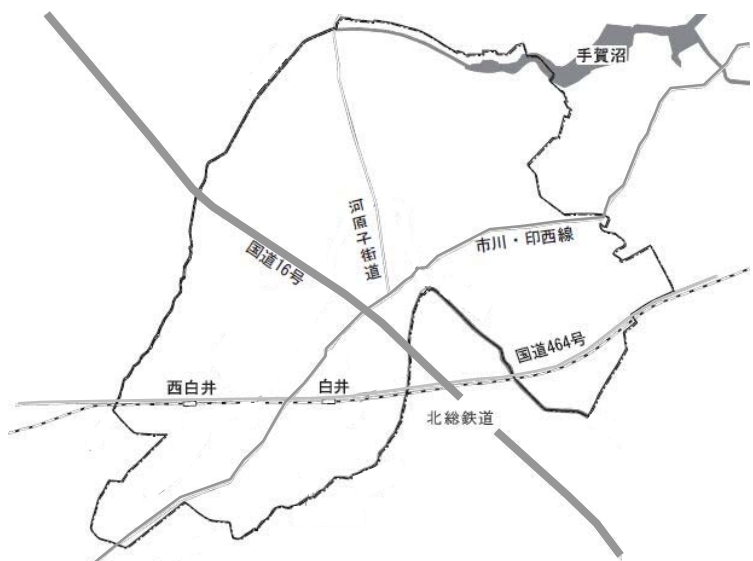
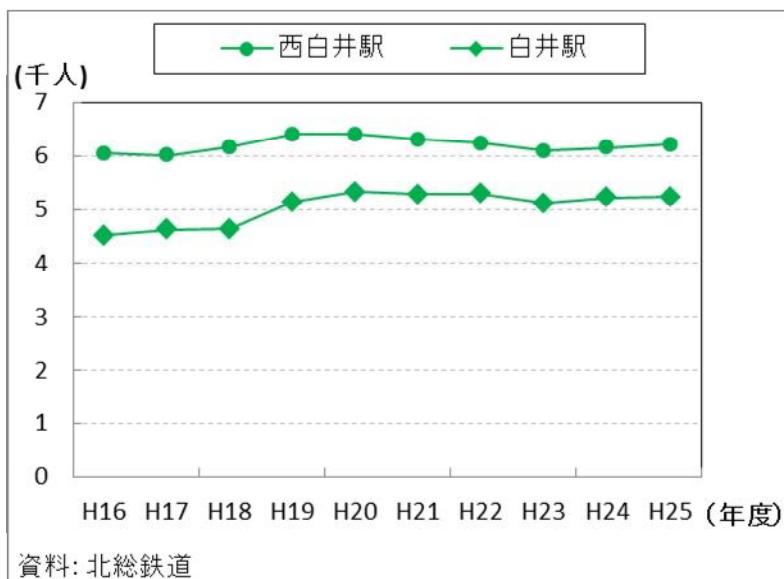


図2-1-6 市の交通網

② 鉄道の乗車人員

平成 25 年度の市内駅における 1 日平均乗車人員は合計 11,451 人です。

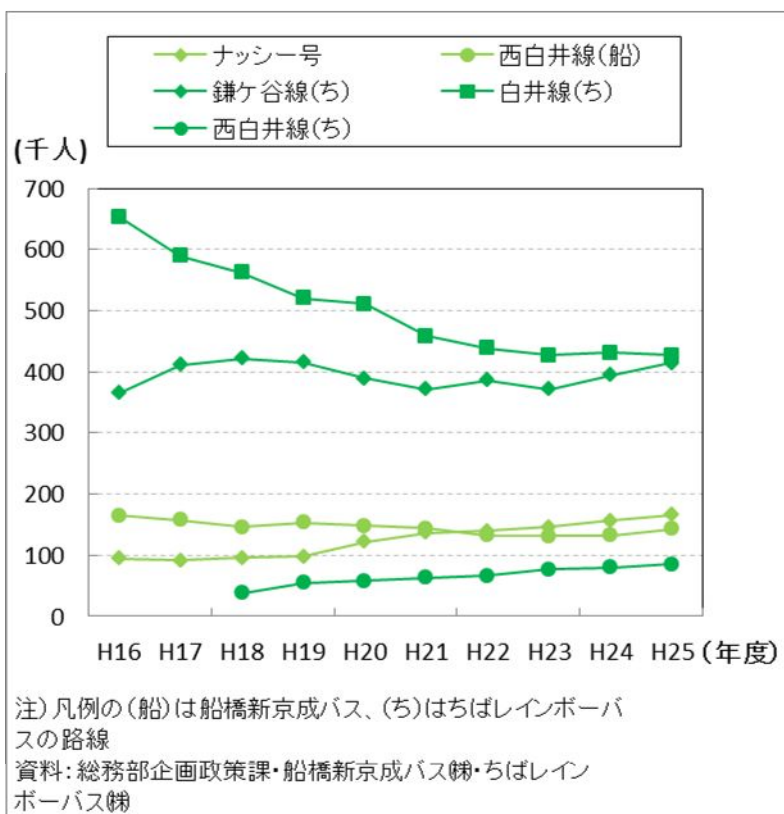


2-1-7 市内駅の日平均乗車人員の推移

③ バスの乗車人員

平成 25 年度の本市におけるバスの乗車人員は、▼市内循環バス（ナッシー号）が 16 万 6 千人、船橋新京成バスが合計 14 万 3 千人、ちばレインボーバスが合計 92 万 7 千人です。

ナッシー号の乗車人員は年々増加傾向を示していますが、民営の路線バスは一部の路線で減少傾向を示しています。



2-1-8 市内のバス年間乗車人員の推移

▼市内循環バス：交通不便地域の解消、高齢者などの交通弱者の足の確保、公共施設の利用促進などを目的として路線バス事業者に運行委託し、小型ノンステップバス 4 台で市内を運行しています。「ナッシー号」という愛称で呼ばれています。

(5) 土地利用

本市の土地利用は、山林面積が昭和 50 年代以降、農地面積が昭和 60 年代以降にそれぞれ減少し、宅地面積が大きく増加しています。

今後、市では、都市計画に関する基本的な方針である「▼白井市都市マスタープラン」（平成 27 年度改訂）に基づき、市域を「市街地ゾーン」、「緑住ゾーン」、「緑農ゾーン」に区分し、メリハリのあ

る土地利用を推進していくこととしています。

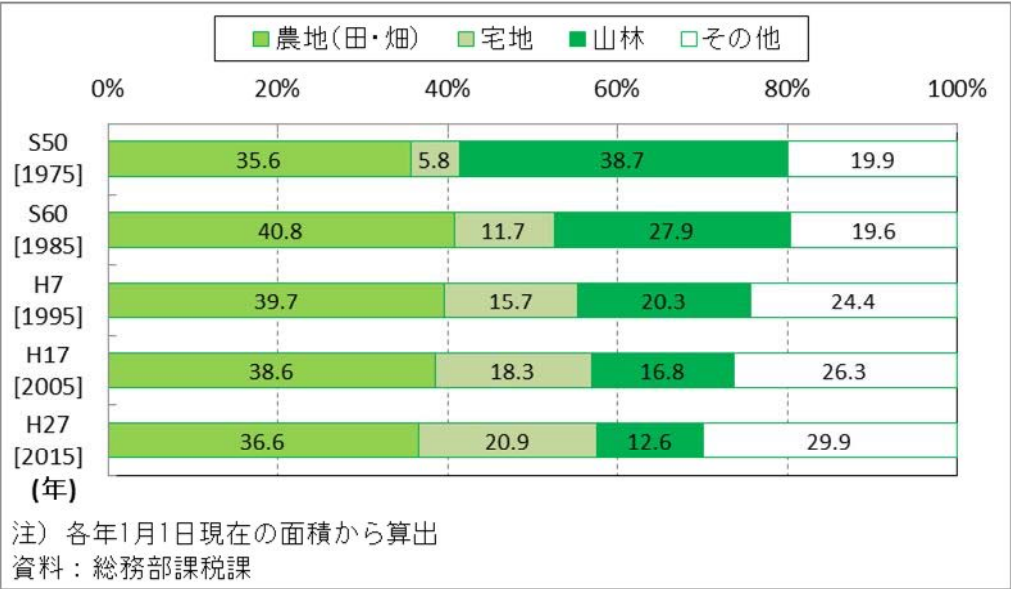
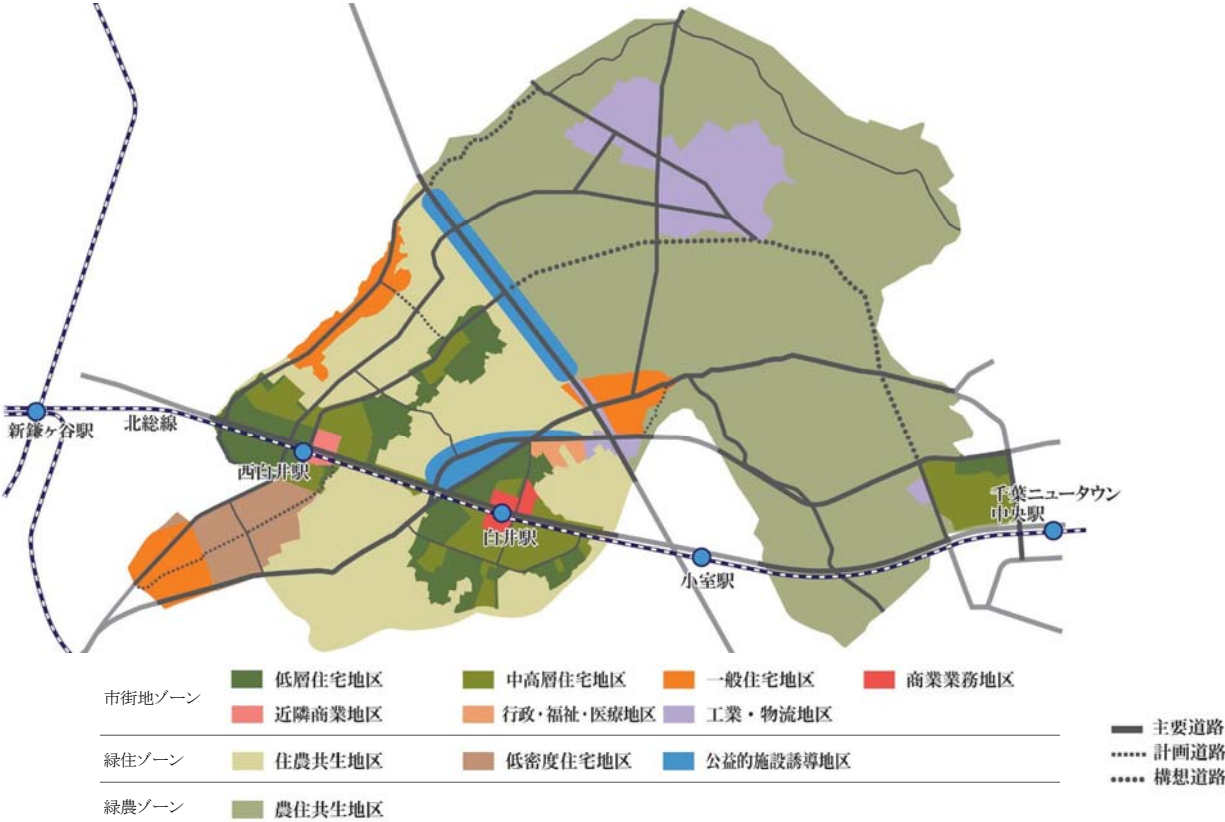


図2-1-9 地目別土地面積比率



資料：白井市都市マスタープラン

図2-1-10 土地利用方針

▼白井市都市マスタープラン：都市計画法第 18 条の 2 で規定される「市町村の都市計画に関する基本的方針」であり、市の総合計画及び千葉県の「印西都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」に基づき、まちづくりの基本的方針を定めたもので、市の都市計画行政の基本となるものです。

第2節 自然環境の現状と課題

1 農地

農地は、食料生産の場であるだけでなく、雨水を一時的に貯留することによる洪水の防止、美しい景観の形成、多様な生き物の保全、文化の継承など多面的な機能を有しており、その恩恵を多くの市民が享受しています。適切に管理された農地が将来にわたって確保されていくことで、これらの機能もまた十分に発揮されます。

しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業収入の減少、相続税対策などを背景に農地の遊休化や宅地化が進み、本市の農地面積は年々減少しています。

市では、昭和 48 年に「白井市農業振興地域整備計画」を策定し、将来にわたり農業のために利用していくべき土地を「農用地区域」として定め保全を図っています。

また、農業振興の取り組みとして、市内の公立保育園や小・中学校の給食での地元農作物の使用や朝市などの直売の支援などをおして「▼地産地消」を促進しているほか、農家による市民農園の開設を促進しています。

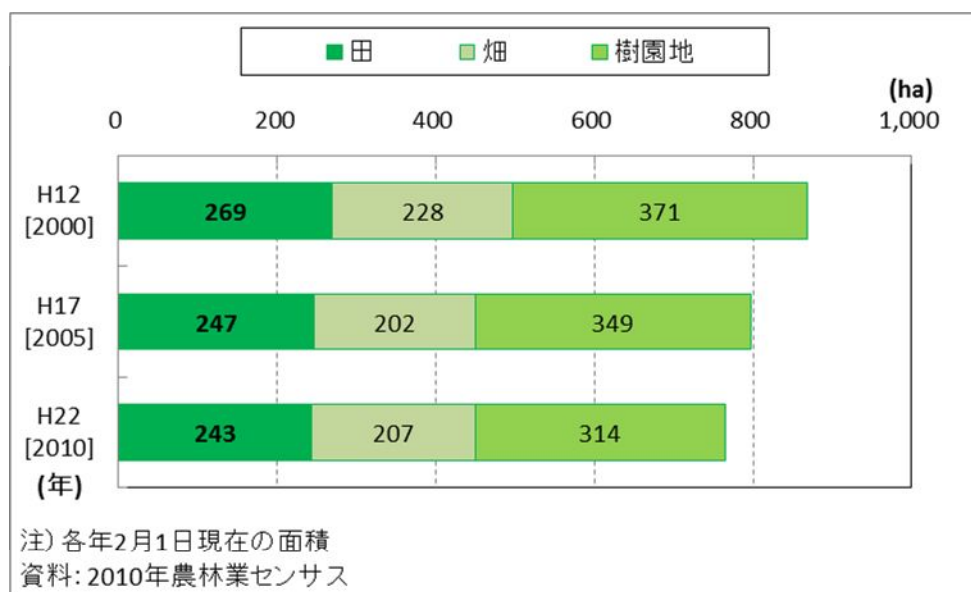


図2-2-1 経営耕地面積の推移

農地の課題

- ◇ 農地減少の背景となっている、後継者不足や農業収入の減少などに対して、有効な対策をさらに講じていく必要があります。

2 森林

市内には、山林、梨園などの樹園地、水路・谷津に沿った斜面林など豊かな木々の緑があり、周辺の農地や水辺などとともに、市の原風景ともいえる▼里山の景観を形成しています。適切に管理された森林が将来にわたって確保されていくことは、環境保全の観点からも非常に重要です。

しかし、住宅や事業所などの建設を目的とした開発が進んでいることなどにより、森林面積は年々減少しています。また、残された森林においても、管理が行われず放置されている場所が増えています。

市では、平成25年4月に「白井市森林整備計画」を策定し、森林の持つ機能の維持増進を図り望ましい姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方をまとめ、民有林の伐採の届出があった際にはこの計画との適合性を審査しています。

また、平成26年度からは、県からの権限移譲により、都市計画法に基づく開発許可に関する事務を行っており、秩序ある開発の誘導を図っています。

このほか、▼（仮称）谷田・清戸市民の森整備事業」では、谷田・清戸地区に残る、▼湧水の涵養林としても貴重な森林の保全を進めています。

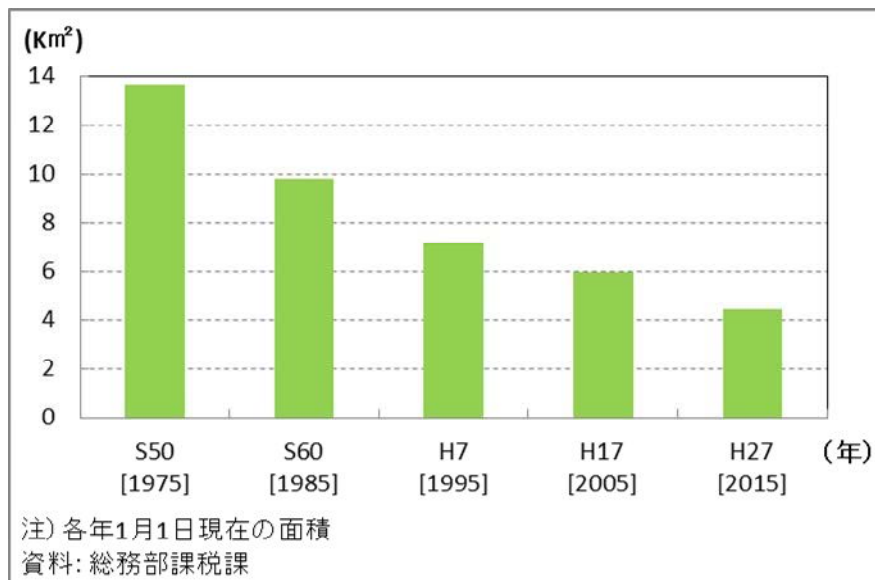


図2-2-2 山林面積の推移

森林の課題

- ◇ 開発許可の権限移譲に基づく秩序ある開発の誘導により、森林面積の減少に一定の歯止めが掛けられましたが、民有林の伐採などに対しては、今後も注意深く状況を見守っていく必要があります。
- ◇ 残された森林の適切な維持管理を図っていく必要があります。

▼里山：従来は、木材や堆肥、薪や炭の生産などに利用されていた集落周辺の山林をいいます。昨今、広く農地や周辺の樹林地、水辺など農村の総称として使われています。

▼（仮称）谷田・清戸市民の森整備事業：谷田・清戸地区にある湧水地を中心とした森林、草原及び湿地などからなる里山において、生物多様性を保持する観点からその里山の自然環境を保全・再生する事業。

▼湧水：地下水が崖や谷頭から地表に流れ出たもの。

3 水辺

本市の河川は、一級河川として神崎川、二重川、法目川、富ヶ沢川、野口川、七次川及び下手賀沼（湖沼）の7河川、また、主要な水路として金山落があり、いずれも利根川水系に属しています。

また、市内では、平成10年度の調査で30箇所の湧水が確認されています。

河川や湖沼は、重要な排水機能を担う一方、湧水などとともに、市の貴重な水辺空間として、良好な景観、レクリエーションや癒し、動植物の生息地などの多面的な機能を発揮することが期待されます。

市では、大雨による冠水や浸水を防ぐため、一級河川の管理者である千葉県などとともに、河川改修や水路整備を進めていますが、一部の区間では、適切な排水と、メダカなどの生き物の生息地保全を両立する工事方法を検討しています。

また、湧水については、白井地区の「みたらしの池」を文化財として保護しているほか、谷田地区の「^{さわやま}沢山の泉」及び清戸地区の「せんがみの湧水」においては、周囲の森林を含め、▼（仮称）谷田・清戸市民の森整備事業」として保全を進めています。

表2-2-1 市内の河川

河川	延長 (km)
神崎川	14.6
二重川	6.4
法目川	1.5
富ヶ沢川	0.5
野口川	0.4
七次川	0.7

資料：千葉県統計年鑑

表2-2-2 市内の湖沼

湖沼	周囲 (km)	面積 (km ²)
手賀沼	16.7	4.12
下手賀沼	6.1	



水辺の課題

◇ 洪水に対して安心して暮らせる排水機能を確保したうえで、水辺が持つ多面的な機能がバランスよく発揮されるようにしていく必要があります。

4 動植物

野生の動植物は、地域の生態系においてそれぞれが重要な役割を果たし、良好な環境の維持に貢献しているだけでなく、魚釣り、虫捕り、バードウォッチング、森林浴といった楽しみや安らぎ、学びの機会を与えてくれます。

その反面、都市化の進展に伴い、市街地を生息地とする鳥獣が出現するなど、野生動植物が人にとっての脅威や障害となってしまうこともあります。

様々な生物が作り出す豊かな生態系を保護するとともに、市民生活や事業活動に対する悪影響については低減していくことが重要です。

市では、動植物を含めた生物相の全体像を明らかにするため、「白井市生物多様性調査」を実施し平成20年度に結果を取りまとめました。調査の結果、鳥類のオオタカやサシバ、一部のシダ植物など、希少な動植物の生息が確認されています。

また、清水口地区の七次川調整池では、毎年、越冬のためオオハクチョウやカモ類が飛来します。

市では、秩序ある開発の誘導などにより生物の生息地の保全に努めるとともに、県が進めているカミツキガメなどの特定外来生物の防除への協力や、野生動物による農業被害の低減など、野生動植物の適正な管理に取り組んでいます。

表2-2-3 市内で見られる野生動植物の種

分類		確認種数
哺乳類		10種
両生類	カエル類	7種
	サンショウウオ類	1種
爬虫類	ヘビ類	6種
	トカゲ類	3種
	カメ類	3種
鳥類		54種
魚類		15種
昆虫類		2,148種
クモ類		146種
植物	維管束植物	614種
	コケ類	108種
	地衣類	69種

資料：白井市生物多様性調査(H20年度)結果

動植物の課題

- ◇ 豊かな生態系の保護と、市民生活や事業活動に支障を与えないための適切な野生動植物の管理を、両面から進めていくことが必要です。

5

公園・緑地

公園や緑地は、私たちの日常生活に潤いと安らぎを与えてくれ、多くの市民が憩いの場を求めて訪れます。公園や緑地の拡充は、生活環境や景観の向上にも寄与し、都市の魅力づくりを進める上で重要な要素となっています。また、維持管理などに市民が参加することで、地域への愛着や人のつながりを深める場となることも期待できます。

市内の▼都市公園面積は年々増加傾向にあります。人口も増加していることから、「白井市都市公園条例」に定める標準面積（1人当たり10㎡）の確保には至っていません。

都市公園のほか、市では、地権者の協力のもと▼市民の森の整備や▼特別保全緑地の指定を行っています。

また、公園への愛着を深め、地域コミュニティ活動の推進を図るため、市では公園の日常管理の一部を自治会や市民団体等に委託しており、管理をしていただける団体を随時募集しています。

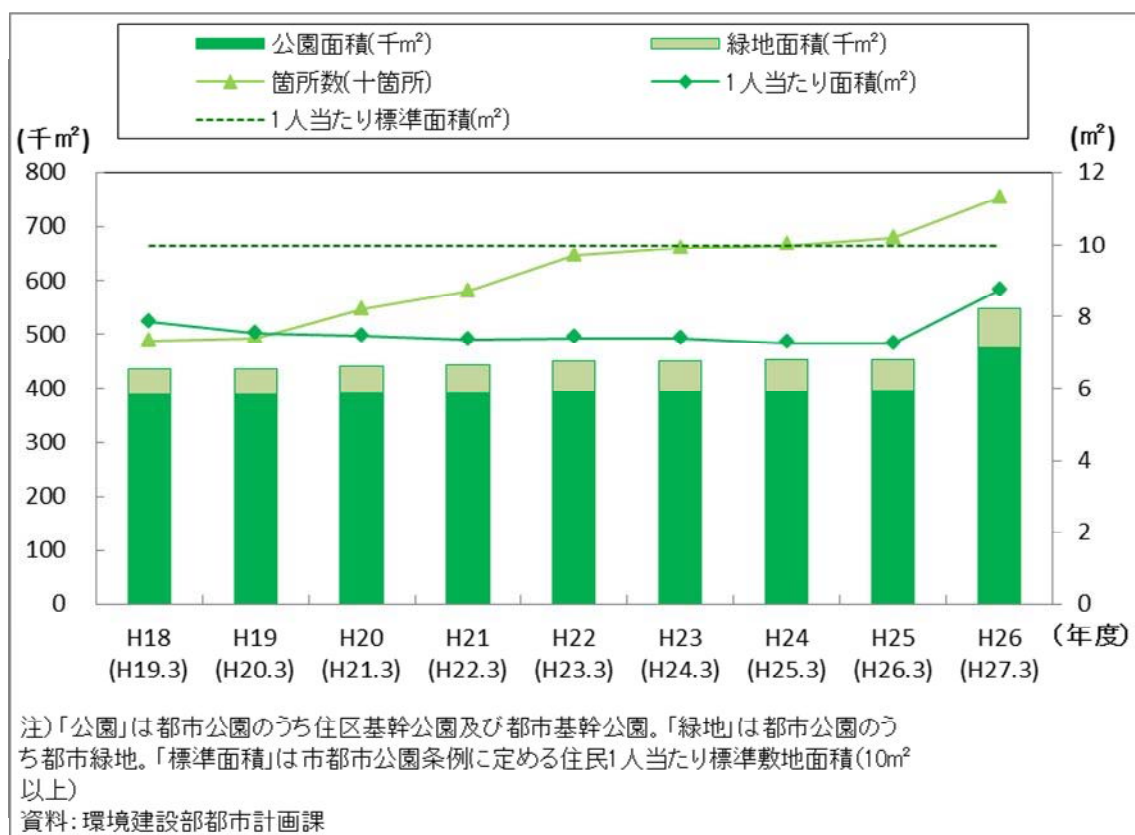


図2-2-4 都市公園の整備状況

- ▼都市公園：都市公園法に定めている公園で、主なものは街区公園、近隣公園、地区公園などがあります。
- ▼市民の森：良好な環境の樹林を保全し、森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的に設置するものです。
- ▼特別保全緑地：良好な自然環境を有する緑地を保全し、市民の快適な生活環境を確保するため、おおむね1,000平方メートル以上の樹林地などを指定するものです。

表2-2-4 市民団体が管理の一部を担っている公園

公園・緑地名		公園・緑地名	
1	大松児童公園	17	富士西子供の遊び場
2	清水口児童公園	18	大山南公園
3	堀込第二児童公園	19	軽井沢公園
4	居向児童公園	20	子持山公園
5	北ノ下児童公園	21	二分山台公園
6	堀込第一児童公園	22	清水口西公園
7	八幡児童公園	23	大山口北第一公園
8	七次台児童公園	24	大山口北第二公園
9	池の上第一児童公園	25	南園第五公園
10	池の上第二児童公園	26	堀込西第一公園
11	野口台児童公園	27	木戸公園
12	栄こどもひろば	28	丸山公園
13	一本桜公園	29	白井市ふるさとふれあいパーク
14	二軒茶屋公園	30	七次台二丁目緑地
15	三本松公園	31	けやき台緑地
16	けやき台公園	32	清水口西第三公園
		合計 32箇所	

注)平成27年4月現在

資料:環境建設部都市計画課

公園・緑地の課題

- ◇ 潤いと安らぎのある生活環境の創出のため、公園・緑地の整備の推進が必要です。
- ◇ 市民グループや自治会と協働した維持管理の推進が必要です。

第3節 公害の現状と課題

1 大気環境

大気の汚染が進むと、人の呼吸器などを中心に健康への影響が生じる恐れがあります。

市内では、主な汚染物質として▼二酸化窒素、▼浮遊粒子状物質、▼光化学オキシダントの大気中濃度が、県により七次台地区の測定局で監視測定されており、それぞれの物質について国の環境基準が設けられています。また、大気汚染物質の中で、特に、継続的に摂取された場合に人の健康を損なう恐れがあるもの（▼有害大気汚染物質；HAPs）については、柏市、船橋市など本市周辺の複数箇所において主な物質が測定されており、そのうちの13種類については国の環境基準または指針値が設けられています。

大気汚染物質の主な排出源は工場や自動車などの排出ガスです。大気は流動性が高く、また自動車は移動する発生源であることから、排出抑制には市域を超えた協力が必要となります。

七次台地区での測定結果を見ると、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を大きく下回っていますが、光化学オキシダント濃度については、年に60～90日程度、環境基準を超過する日が生じています。近隣地区における有害大気汚染物質の測定結果では、いずれの物質も環境基準または指針値を満たしています。

光化学オキシダントにより生じる▼光化学スモッグに対しては、千葉県が全県で監視を行っており、市では、濃度の一定以上の上昇が懸念されるとき、県からの情報提供に基づき市内で注意喚起を行っています。

また、近年西日本を中心に濃度上昇が多発している▼微小粒子状物質（PM2.5）についても、県からの情報提供に基づく注意喚起を行っています。

▼二酸化窒素：石油や石炭などの窒素を含んだ燃料などの燃焼により発生し、酸性雨の要因の1つです。

▼浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が10μm以下の物質です。

▼光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素などの一次汚染物質が、強い太陽光の紫外線により光化学反応を起こして生じるオゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称です。

▼有害大気汚染物質（HAPs）：大気汚染防止法で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義される物質で、「該当する可能性のある物質」として248物質が選定されています。このうち23物質は、健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」として選定されています。

▼光化学スモッグ：太陽光線（紫外線）によって作られた光化学オキシダントなどが空中に停留し、スモッグ状になることをいいます。

▼微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が2.5μm以下のもの。粒子が非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

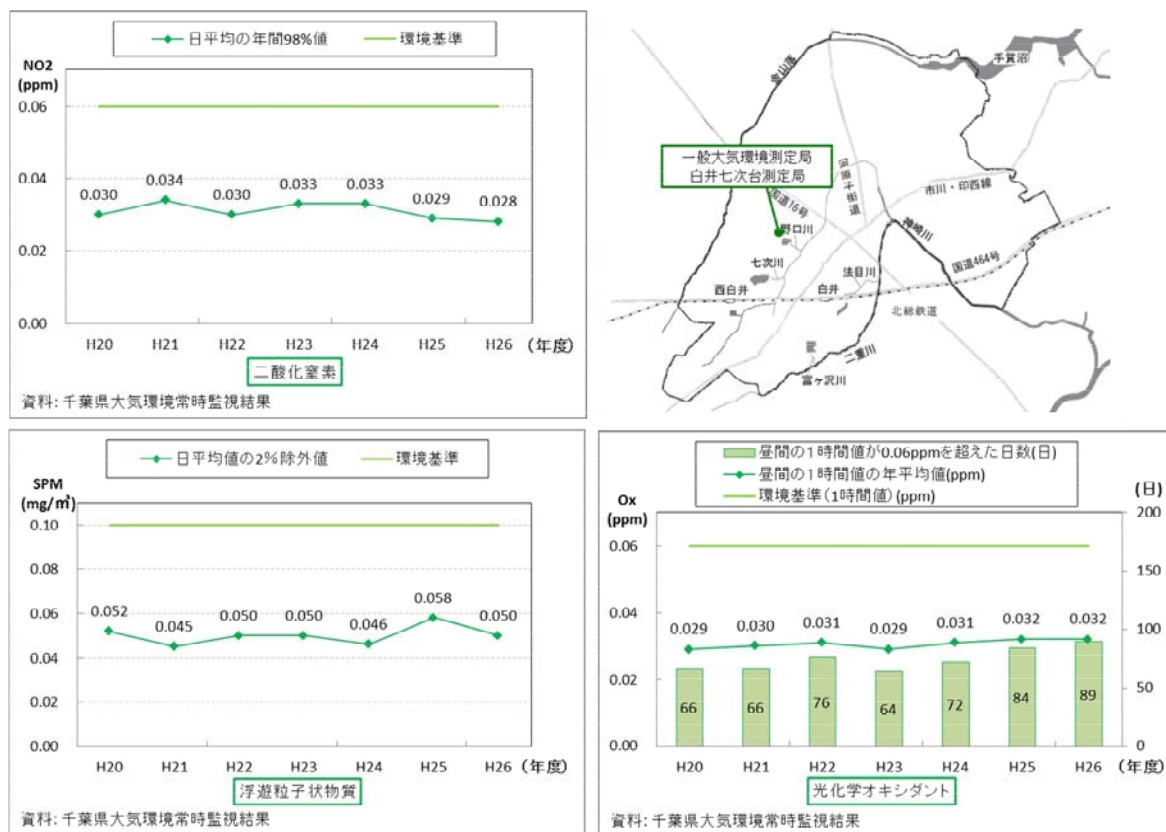


図2-3-1 大気環境の状況

大気環境の課題

- ◇ 削減が進んでいない汚染物質を中心に、国・県・他市町村などと連携し排出削減に取り組んでいくことが必要です。
- ◇ 健康被害を未然に防ぐため、汚染物質の監視や必要な注意喚起を迅速・確実に行うことが必要です。

2

騒音・振動、悪臭

(1) 騒音・振動

騒音・振動は、悪臭とともに感覚公害と呼ばれ、人間の感覚や心理面に影響を与えるものです。

市に苦情が寄せられる騒音・振動の主な発生源は工場・作業場、建設作業、道路（通行車両）などです。

市では、市公害防止条例に基づき、騒音・振動の発生源となる重機の使用や機械の設置に対し事前の届出を義務付け、規制基準値を超える騒音・振動の発生防止に努めています。

また、道路の通行車両による騒音・振動の防止のため、路面補修など、道路の適切な維持管理に努めています。

(2) 悪臭

悪臭は、一般的に不快なおいの発生により、人間の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害であり、一過性、局地的である場合が多くあります。

においを出す物質の数は数十万と言われ、これらの成分には相乗・相殺作用があり非常に複雑となっています。

市に苦情が寄せられる悪臭の多くは、農畜産業や製造業などの事業活動に伴うものや浄化槽排水などです。

市では、悪臭防止法に基づき、工場や事業所における事業活動に伴い発生する悪臭に対する規制地域・規制基準を定めているほか、基準以下の悪臭についても、苦情があった際には現地調査を行い原因者に改善を求めるなど、悪臭の防止に努めています。

騒音・振動、悪臭の課題

- ◇ 工場・作業場、建設作業、道路（通行車両）などから発生する騒音・振動の防止が必要です。
- ◇ 事業活動や浄化槽排水などからの悪臭の防止が必要です。

3 水質

(1) 河川・湖沼

各家庭からの生活排水、工場・事業場からの排水及び山林・農地・市街地などの表流水からの汚れが自然の浄化能力を超えて流入すると河川の水質汚濁が発生します。

市では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため▼BOD や▼COD などの水質調査を実施しています。

近年は公共下水道の整備が進み、また、▼合併処理浄化槽などの普及や適正な維持管理が進められたことによって、一部の河川では水質が改善してきていますが、湖沼（下手賀沼）については、環境基準値を達成できない状況が続いています。

市では、平成 24 年度に「白井市生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進しています。

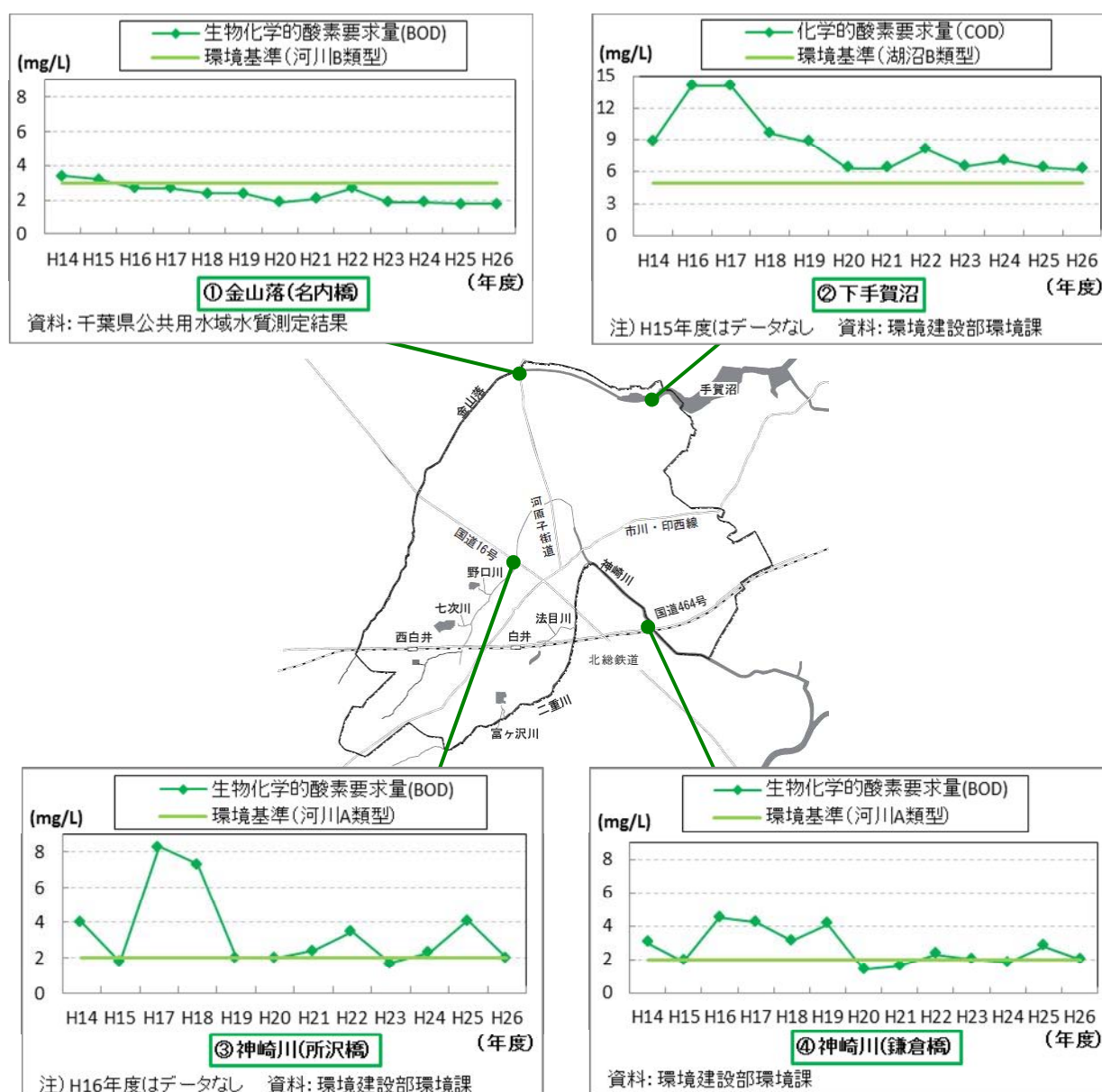


図2-3-2 河川・湖沼の水質状況

- ▼BOD (生物化学的酸素要求量): 水中の有機物が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量です。河川の水質汚濁の代表指標です。
- ▼COD (化学的酸素要求量): 水中の有機物を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素量です。海域や湖沼の水質汚濁の代表指標です。
- ▼合併処理浄化槽: し尿と、台所や風呂から出る生活排水を合わせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べると大幅に浄化能力が高くなっています。さらに、窒素やリンを除去できる機能があるものは「高度処理型合併処理浄化槽」といいます。

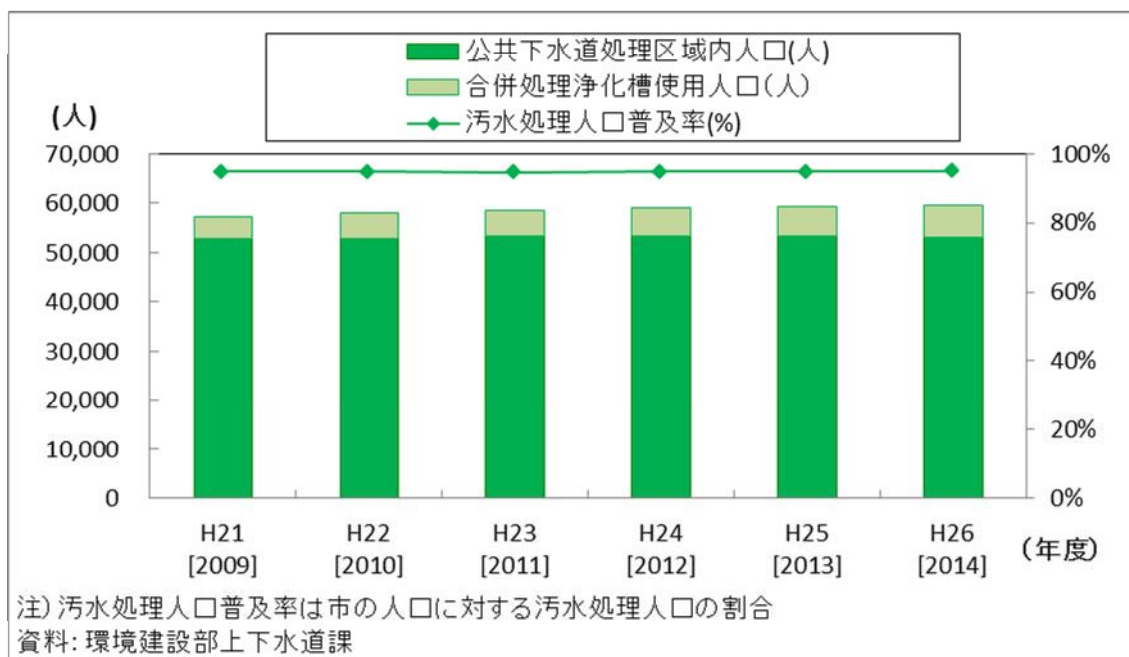


図 2-3-3 公共下水道及び合併処理浄化槽の普及状況

(2) 地下水

地下水は、安心な飲料水として利用されてきましたが、産業の発展に伴い自然界において分解されにくい物質や生物体に悪影響を及ぼすような多種多様な化学物質が使用されるようになり、これらが地下水に混入するという状況が生じています。

本市においては、トリクロロエチレンなど揮発性有機化合物による地下水汚染が下記の地区で確認されており、調査や対策を進めています。

● 神々廻地区

平成 10 年度にばっ気処理施設を汚染源に設置し、汚染水を汲み上げ浄化してきたことにより一定の成果を得ましたが、未だ飲用基準の全面的な達成には至っていないことから、調査を継続しています。また、飲用基準を超過した井戸の所有者に対しては、浄水器の貸与を実施しています。

● 工業団地及び周辺地区

汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。また、効果的な浄化対策を進めていくため、平成 15 年度から地下水汚染機構解明調査を実施しています。

● 平塚地区及び復四地区

汚染状況の把握のため、汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。

水質の課題

◇水質が環境基準を達成していない下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町などと連携して水質浄化を図っていくことが必要です。

◇地下水汚染の調査や浄化対策の継続が必要です。

4 有害化学物質

(1) ▼ダイオキシン類

ダイオキシン類は廃棄物の焼却や金属精錬などによって発生するもので、発がん性など健康への影響が懸念されています。

ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類を発生する特定施設には、排出基準の遵守と年1回以上の測定義務が課せられています。

本市では、平成13年度からダイオキシン類の大気環境調査を継続的に実施しており、濃度は年々減少しています。

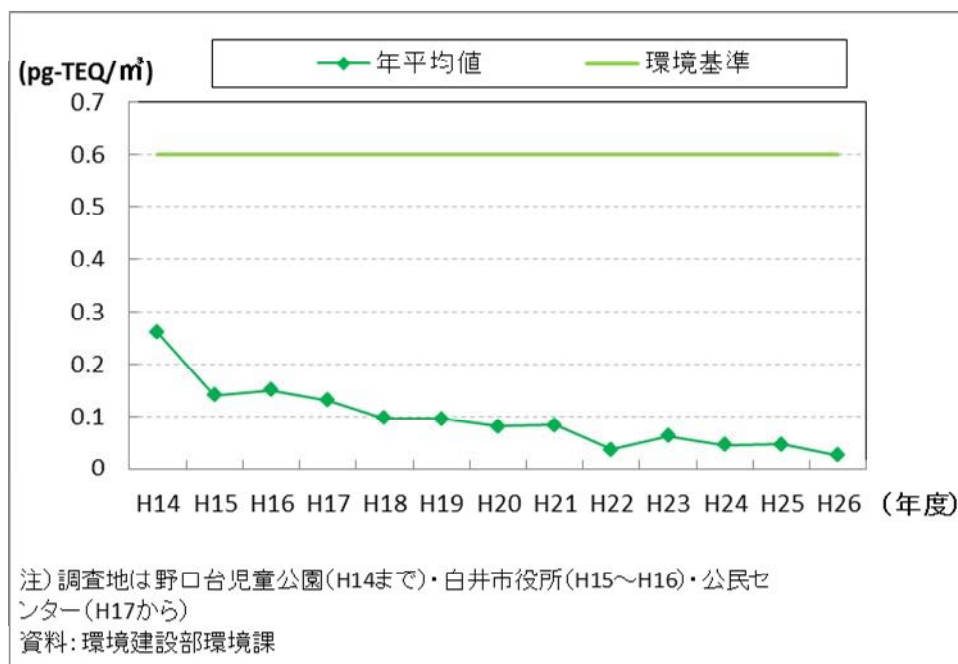


図2-3-4 大気中のダイオキシン類の推移

(2) ▼アスベスト

アスベスト（石綿）は、多くの製品や建築物に使用されてきましたが、発がん性などの健康影響を有するため、現在では製造・使用が禁止されています。

また、アスベストを使用した施設の解体に際しては、適切な飛散・ばく露防止の措置をとらなければなりません。

市では、公共施設における飛散の心配があるアスベストの除去工事を平成21年度までに完了しました。また、アスベスト問題に関して、情報の共有化を図り、迅速かつ適切に対処していくため、「白井市アスベスト対策連絡会議」を平成17年9月に設置しています。

有害化学物質の課題

◇ ダイオキシン類、アスベストなどの有害化学物質に対し継続的に注意を払っていくことが必要です。

▼ダイオキシン類：廃棄物などの焼却の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）を加えた数百種類の有機塩素化合物などを総称してダイオキシン類といいます。

▼アスベスト：繊維の1本1本が非常に細く、不燃・耐熱性、絶縁性、耐薬品性、耐久性、耐磨耗性などに優れた性質を保有していますが、有害性が高いことから使用が禁止されています。

5 公害苦情

公害に関する苦情は、日常生活に密着した問題が多く、年々複雑かつ多様化しています。

市では、白井市公害防止条例に基づき、公害に関する苦情について市民の相談に応じています。平成26年度の公害苦情件数は合計141件であり、種類別では大気や騒音・振動に関する苦情が多く寄せられています。

市では公害苦情が寄せられた場合、現地調査を行い、原因者に対し改善を指導するなどの対応をとっています。

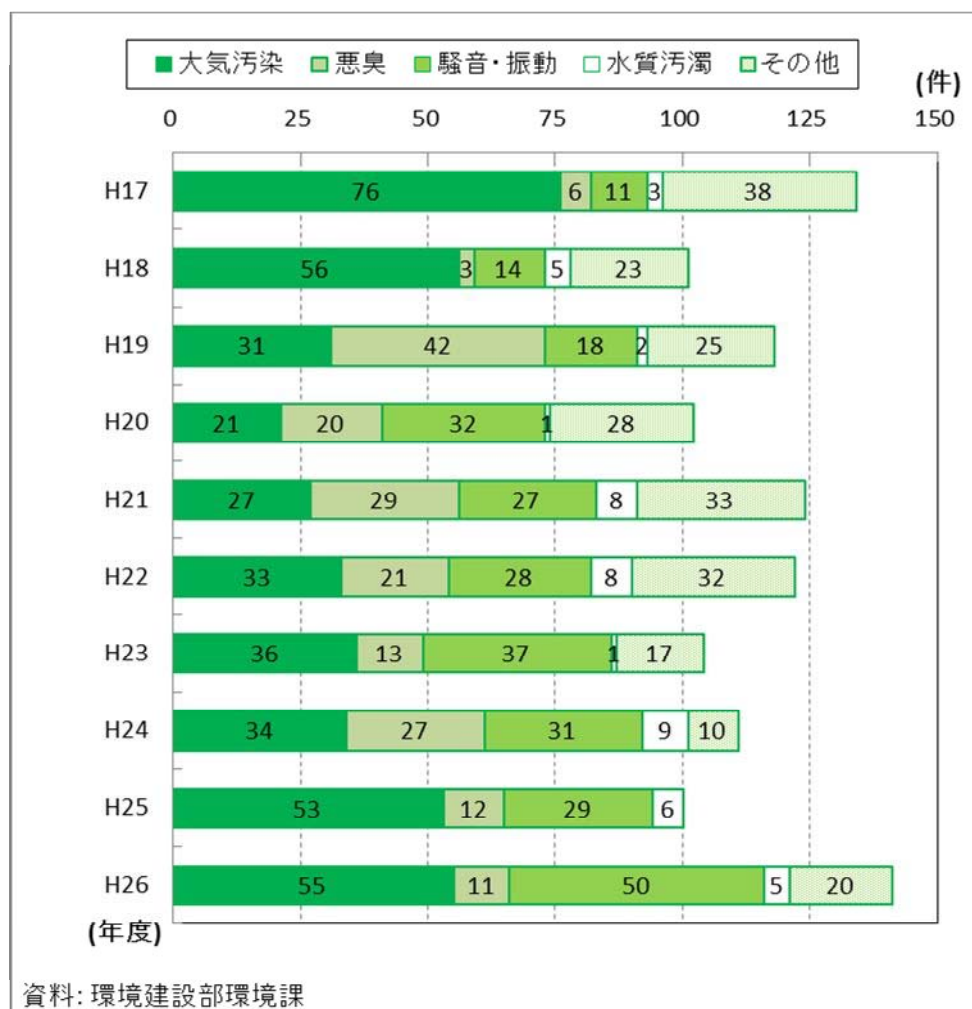


図2-3-5 公害苦情件数の推移

公害苦情の課題

◇苦情が増えている大気や騒音・振動に関する公害対策に重点的に取り組む必要があります。

6 放射性物質

(1) 放射性物質

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故では、放射性セシウムなどの放射性物質が大気中に大量に放出されました。その一部は風により白井市を含む千葉県北西部を通過し、降雨とともに地表面などに沈着または滞留したものと考えられています。

放射線の被ばく形態は、地表や大気中など体外に存在する放射性物質による外部被ばくと、飲食や呼吸に伴い体内に侵入した放射性物質による内部被ばくに大別されます。

市では、外部被ばく対策として、平成24年4月に「白井市除染実施計画」を策定し、子供の生活環境を優先して公共施設や住宅等の除染を進めてきました。この結果、平成26年度には市内の平均空間放射線量率は約半減し、国が定める基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回る値となっています。

「白井市除染実施計画」は平成26年度で終了しましたが、市では引き続き空間放射線量率のモニタリングを行い、必要に応じて局所的な除染を行っていくこととしています。

また、内部被ばく対策としては、学校給食食材等の食品の放射能検査や、体内に蓄積した放射性物質の濃度を測定するホールボディカウンタの測定費用の一部助成などを行っています。

さらに、甲状腺疾患など、中長期的な健康不安に対し適切に対応できるよう、国の動向や、福島県において継続的に行われている県民健康調査の結果などを注視しています。

表2-3-1 市内各地区の平均空間放射線量率の変化

地区 (白井市除染実施計画による区分)	空間放射線量率(μSv/h)		低減率 (A-B)/A
	A 平成24年1～2月 (除染実施計画策定時)	B 平成26年5～7月	
白井	0.23	0.13	45%
根(下郷谷・上人塚)	0.23	0.10	58%
木	0.23	0.11	50%
復(初崎・中山・道祖神・台山・西ノ内・城際)	0.23	0.11	53%
笹塚(1丁目)	0.22	0.10	55%
笹塚(2・3丁目)	0.23	0.12	48%
堀込	0.23	0.10	56%
南山	0.20	0.10	50%
池の上(1丁目)	0.18	0.10	44%
池の上(2・3丁目)	0.24	0.10	59%
復(上記以外)	0.15	0.08	47%
根(上記以外)	0.18	0.09	50%
富士	0.16	0.09	44%
けやき台	0.22	0.12	45%
大松	0.15	0.07	53%
大山口	0.18	0.08	56%
清水口	0.17	0.09	47%
七次台(1・2丁目)	0.20	0.09	55%
七次台(3・4丁目)、野口	0.23	0.11	53%
西白井(1・2丁目)	0.19	0.09	53%
西白井(3・4丁目)	0.23	0.11	51%
富塚	0.25	0.13	49%
折立	0.23	0.12	48%
中	0.23	0.11	51%
名内(小名内・入谷・屋敷附・屋敷廻)	0.24	0.14	42%
河原子	0.26	0.10	61%
名内(上記以外)	0.20	0.11	45%
今井	0.18	0.10	44%
平塚	0.20	0.11	45%
神々廻	0.23	0.12	48%
十余一	0.27	0.13	51%
清戸	0.25	0.13	49%
谷田、武西	0.23	0.12	49%
桜台	0.29	0.12	58%
平均	0.21	0.11	49%

資料：環境建設部環境課

放射性物質の課題

◇ 放射線の影響についての市民の不安を払拭していく必要があります。

第4節 生活環境の現状と課題

1 景観・文化財

(1) 景観

景観は、自然や建築物・工作物、遠くの山並みなど、視覚により総体的に捉えられる風景のことであり、地域の特徴や印象を形成するものとなります。良好な景観とは、風景を形づくる要素の規模・形態・色彩などが調和し、その地域や場所の個性を表わしている状態といえます。

市では、都市計画に関する基本的な方針である「▼白井市都市マスタープラン」において、「本市の景観特性を感じることでできる空間形成を目指した計画的な景観誘導」、「市民の景観に関する取り組みへの意識の醸成」及び「ゆとりある都市環境・都市景観形成を目指し、都市景観条例等の導入の検討」を基本的な考え方として、市街地景観と田園景観のそれぞれにおける基本方針を定めています。

また、市内には桜並木や梨園、河川沿いの斜面林など豊かな緑があり、四季を通じて美しい景観を形成しています。市ではこれらの場所を「しろい散策マップ」などによって紹介しています。

(2) ▼文化財

文化財は、先人から受け継いだ貴重な伝統文化や歴史的遺産であり、国や自治体の指定に基づき保護が行われています。

天然記念物や史跡、歴史的建造物などの文化財は、その周囲にも古くからの自然環境や優れた景観が残されていることが多く、文化財の保護は結果的に良好な環境の保全につながることもあります。

市内には、歴史的建造物や史跡、巨樹・巨木などが数多く存在します。市では、これらのうち国・県指定文化財以外で特に貴重なものを市指定文化財として指定し保護しています。

▼白井市都市マスタープラン：15 ページ参照。

▼文化財：①有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書などで、歴史上または芸術上意義の高いもの及び考古資料ならびに学術上意義の高い歴史資料)、②無形文化財(演劇、音楽、工芸技術などで、歴史的または芸術上意義の高い物)、③民俗文化財、④記念物、⑤伝統的建造物群 などの総称。

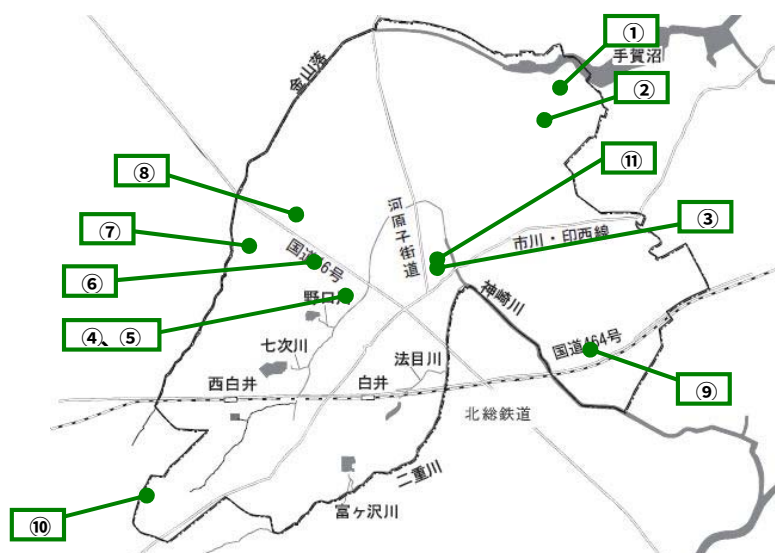


図2-4-1 市内の指定文化財（建造物・史跡・天然記念物）

景観・文化財の課題

- ◇ 地域特性を活かし、調和のとれた景観形成の推進が必要です。
- ◇ 良好な環境の保全にもつながる文化財の保護を着実に行うことが必要です。

2 不法投棄

不法投棄は、法令で定められていない方法により、ごみをみだりに投棄する犯罪行為であり、主に山林などの人目につかない場所で多く発生し、景観や風紀を損なうとともに、環境汚染や火災などの原因にもなります。

市内における不法投棄は全体として減少してきていますが、道路沿いや空き地及び山林などを中心に未だ後を絶たない状況で、投棄されたごみは、家具などの粗大ごみや家電製品、建設廃材、古タイヤなど様々です。

平成19年度に粗大ごみの有料化が実施されてから平成20年度まで粗大ごみの不法投棄が増加しました。また、平成17年度から平成20年度にかけて家電製品の不法投棄が減少しましたが、これは、家電リサイクル法に基づくリサイクルの定着や買い替え時の引き取り、下取りサービスで回収されるようになったことが減少要因のひとつと考えられます。

市では、監視カメラの設置や監視パトロールを実施し、不法投棄の防止及び投棄物の早期発見・撤去に努めるとともに、警察や関係機関と連携を図り、投棄者の特定に努めています。

なお、ごみの焼却は、法令に基づき行う処理を除いて原則禁止されていますが、日常生活を営むうえで通常行われる軽微なもの（たき火等）や農業を営むためにやむを得ないものなどについては例外とされています。しかし、野焼きによる煙や臭いには苦情も多く、市では、例外となる焼却であっても、生活環境に著しい影響を与えている場合は、中止などの指導をしています。

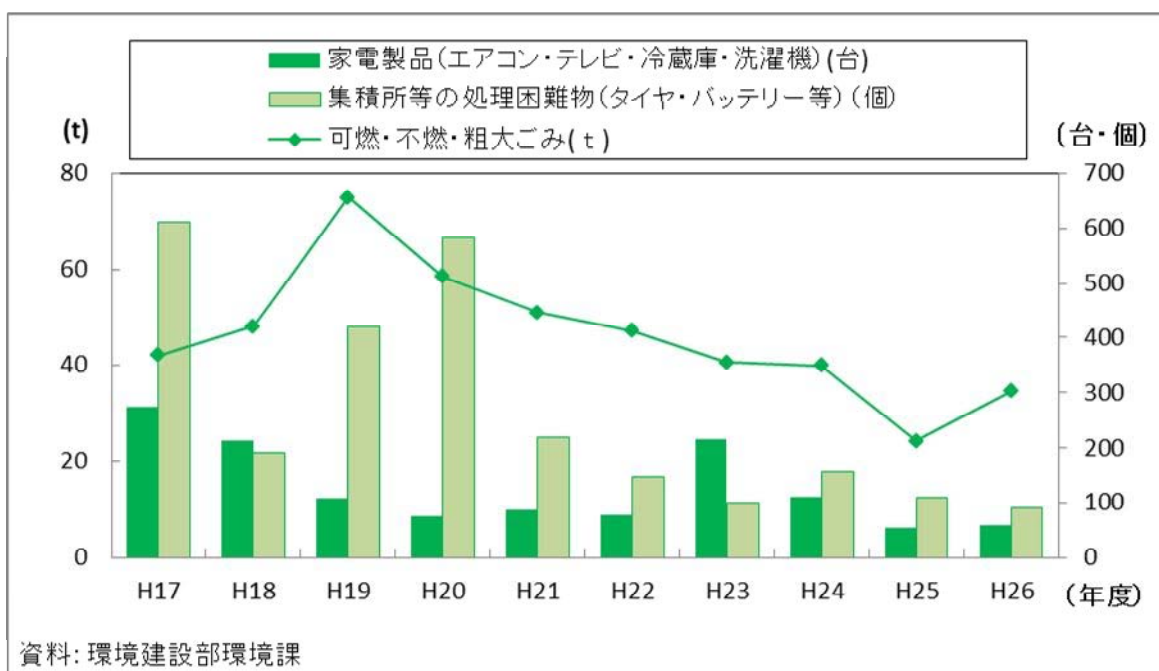


図2-4-3 不法投棄の状況

不法投棄の課題

- ◇ ごみが捨てられない環境づくりを進め、不法投棄を未然に防止していくことが必要です。
- ◇ ごみの野焼きに対しては、生活環境への影響が生じないよう、周知などきめ細かい対応をとっていくことが必要です。

第5節 廃棄物・資源の現状と課題

1 廃棄物・リサイクル

人の活動に伴い発生するごみの排出源は大きく分けて事業活動と家庭生活にわけられます。事業活動により発生するごみのうち、燃え殻や汚泥など特定の品目は法律により「産業廃棄物」に位置付けられ、排出事業者が処理責任を負うこととなりますが、家庭ごみなどの「一般廃棄物」については、原則として市町村が処理を行います。

ごみ処理については全国的に最終処分場の確保の難航や収集・処理・処分に係る社会的コストの増大などが問題になっており、排出量の抑制が求められています。

また、ごみの中には多くの資源物が含まれており、分別の徹底などによる再資源化の推進が求められています。

本市の一般廃棄物の総排出量は、平成18年度をピークに減少傾向が見られましたが、平成22年度以降は概ね横ばいとなっています。このうち、総排出量の7割以上を占めている家庭系ごみについては僅かに減少の傾向が続いており、平成26年度の市民1人1日平均排出量は501g/人・日となっています。ただし、ここ数年の排出量の減少は、発生抑制の取り組みの効果だけでなく、景気減速や消費低迷が大きく関係しているものと考えられます。このため、景気が好転し消費が活性化してくると排出量もリバウンドする可能性があります。

市では、ごみ排出量削減のため、「ごみ減量化・資源化基本方針（行動ガイドライン）」（平成26年度改訂）により、市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を平成35年度に455グラムまで減量することを目標に定め、生ごみの水切りや、マイバッグ及びマイボトルの使用などを市民に呼びかけています。

また、家庭から収集、または事業者が手数料を支払って搬入した一般廃棄物のうち、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」については、印西地区環境整備事業組合の「印西クリーンセンター」で中間処理（焼却、破碎）したうえで、「印西地区一般廃棄物最終処分場」において最終処分（埋立）していますが、「資源物」、「廃食用油」及び「小型家電」については、中間処理業者を通じて素材等へのリサイクルを図っています。

一般廃棄物排出量に占める資源化量及び資源化率は近年減少の傾向が続いています。

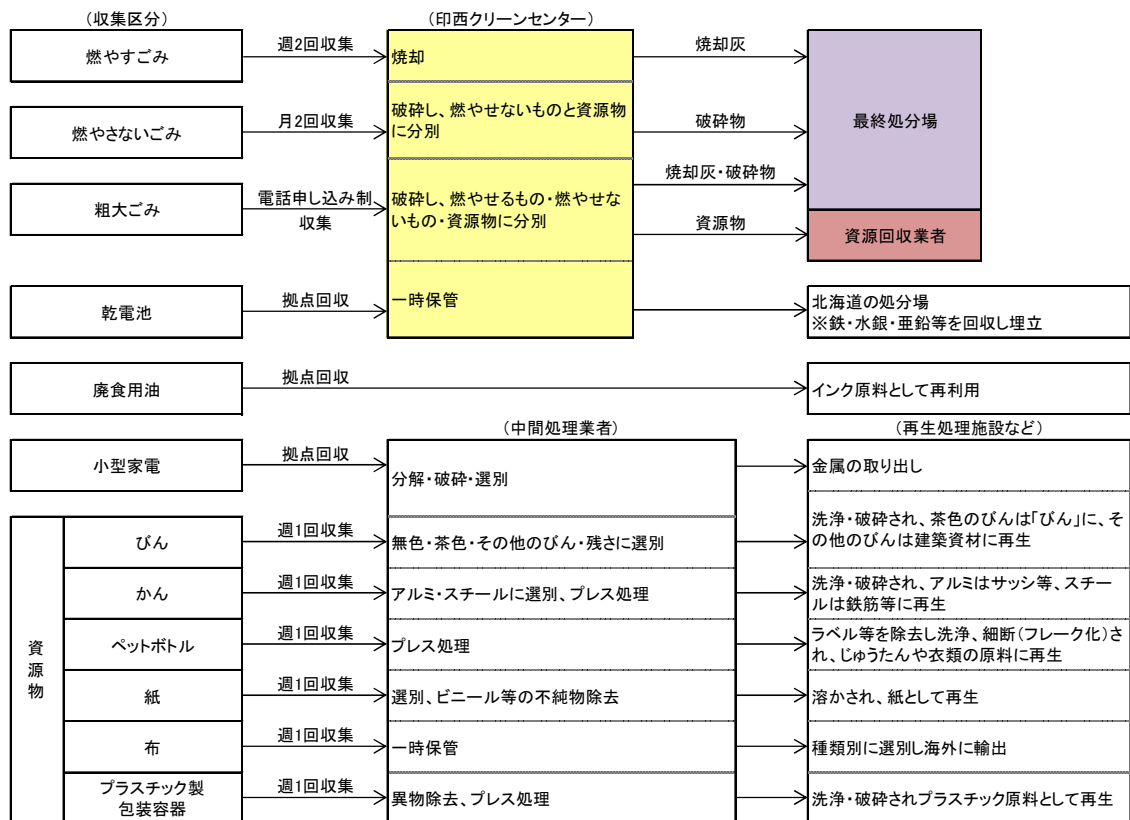


図2-5-1 ごみ処理の流れ

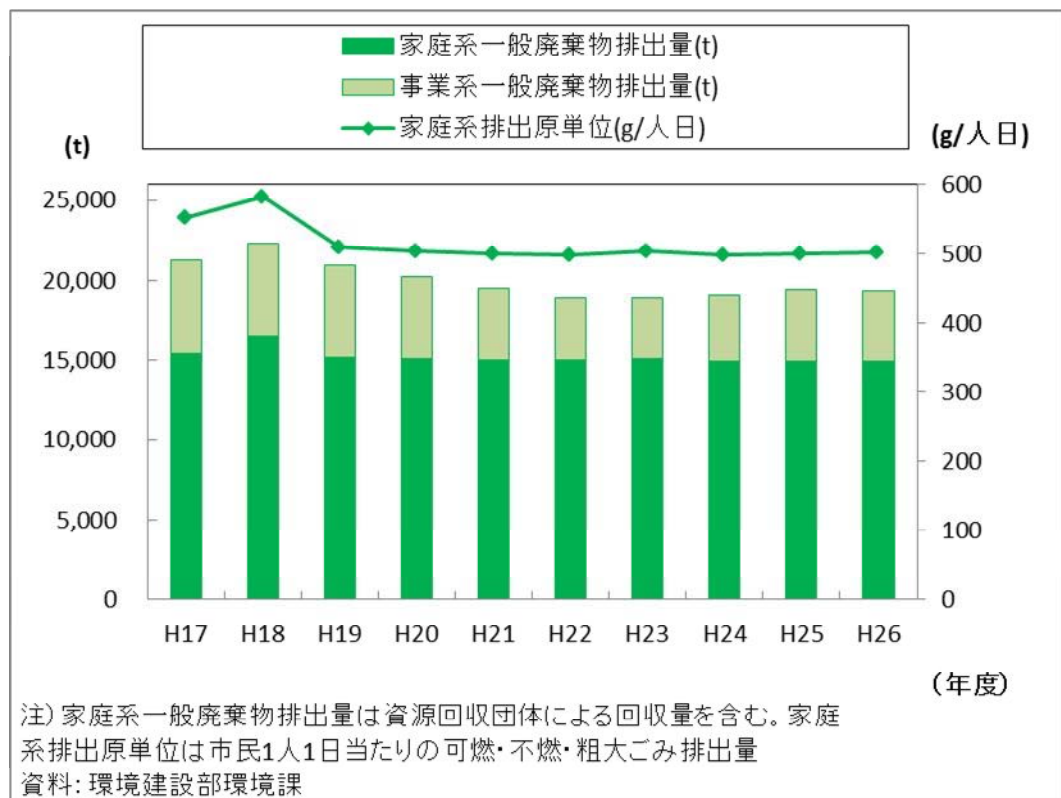


図2-5-2 一般廃棄物排出量の推移

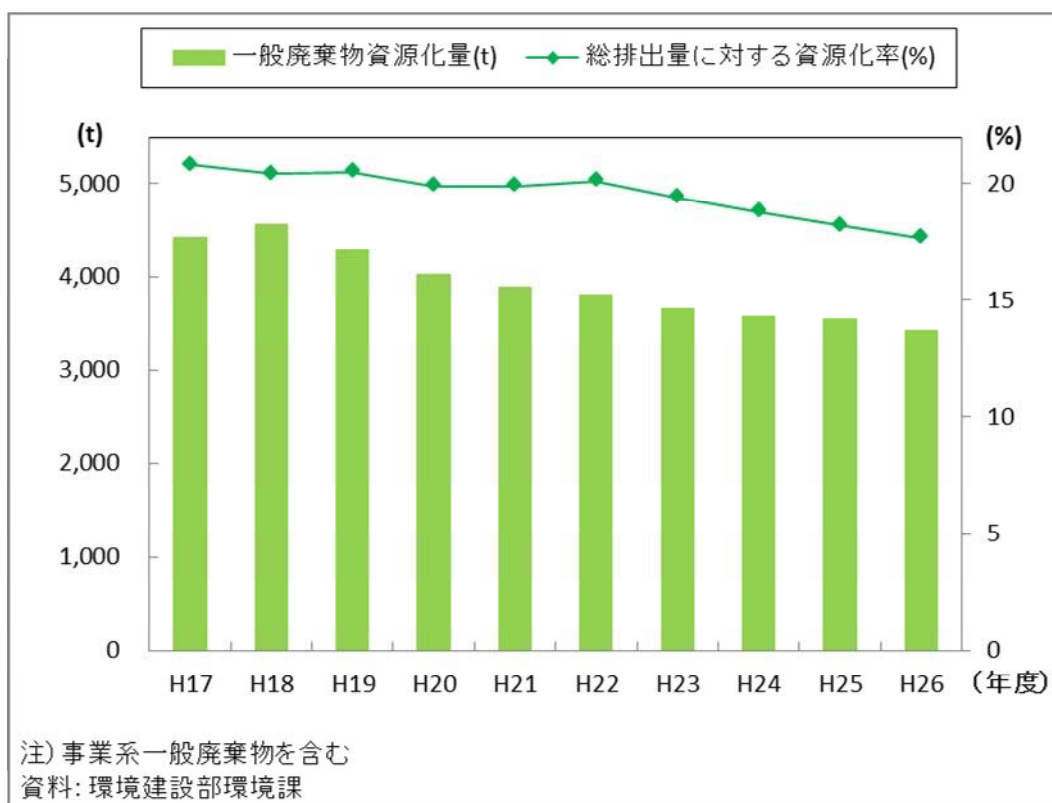


図2-5-3 一般廃棄物の資源化量の推移

廃棄物・リサイクルの課題

- ◇ 一般廃棄物の排出量を引き続き抑制していく必要があります。
- ◇ 資源化量・資源化率の改善を図っていく必要があります。

2

エネルギー

現在の市民生活や経済活動を支えるエネルギー源は石油、石炭、天然ガスといった化石燃料に大きく依存していますが、これらはいずれも限りのある天然資源であるとともに、燃焼に伴い発生する二酸化炭素などは地球温暖化の原因にもなります。

このため、化石燃料への依存度がより低い社会の構築が求められており、その主な手段として、省エネルギーの推進と▼再生可能エネルギーの活用があげられます。

本市周辺の電力使用量は平成 23 年の東日本大震災を機に減少が見られるものの、その後は横ばいで推移しています。

また、都市ガス消費量についても過去 5 年間程度はほぼ横ばいとなっています。

市では、住宅用太陽光発電システム、▼家庭用燃料電池システム（エネファーム）、▼定置用リチウムイオン蓄電システムその他の住宅用省エネルギー設備の設置費に対して補助金を支給し普及を促すなど、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大を推進しています。

また、市内における事業者の取り組みとして、平成 20 年から、市の特産品である梨の剪定枝などを利用した▼バイオマスガス化発電施設が稼働しています。剪定枝をリサイクルすることで、野焼きの低減にもつながっています。



図 2-5-4 白井市及び周辺地区の電力消費量の推移

- ▼再生可能エネルギー：太陽光発電、地熱発電、風力発電、バイオマス発電・熱利用など自然に再生するエネルギーのことで、環境特性に優れています。
- ▼家庭用燃料電池システム（エネファーム）：燃料電池ユニット及び貯湯ユニットなどから構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させ発電し、発電時の排熱を給湯に利用します。
- ▼定置用リチウムイオン蓄電システム：リチウムイオンの酸化、還元により電氣的にエネルギーを供給する蓄電池及びインバータなどの電力変換装置を備え、太陽光発電システムで発電した電力や夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時などの必要時に活用するものです。
- ▼バイオマス：動植物から生まれた再生可能な有機資源のことで、代表的なものに家畜排泄物や生ごみ、木くずなどがあります。

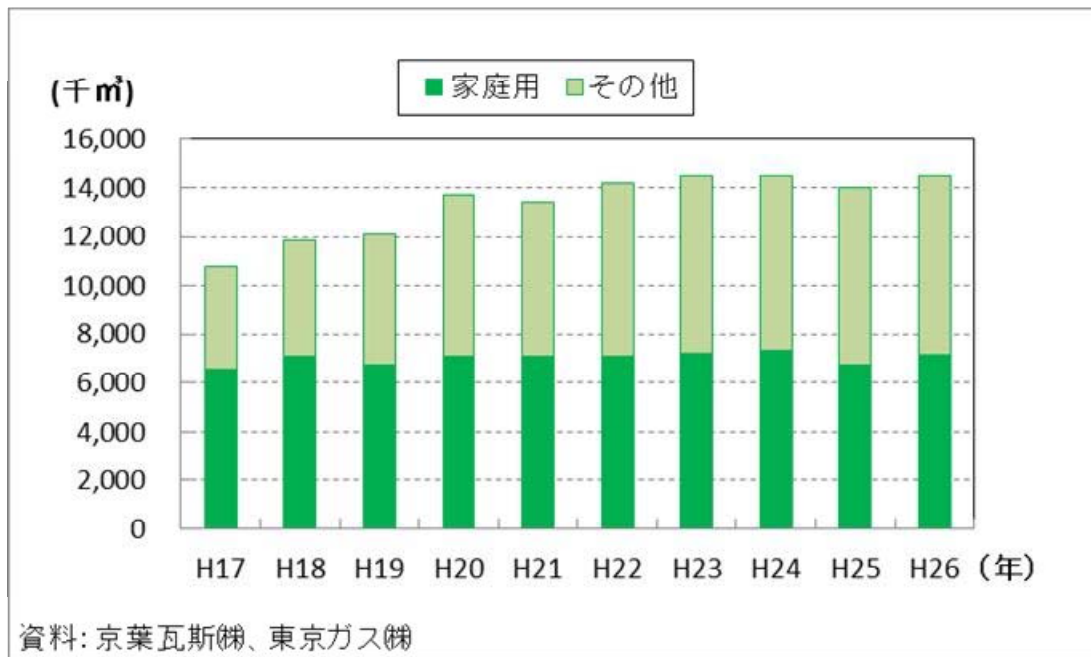


図2-5-5 白井市における都市ガス消費量の推移



図2-5-6 バイオマスガス化発電施設

エネルギーの課題

- ◇ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大をととして、化石燃料によるエネルギーのさらなる消費削減を図っていく必要があります。

第6節 環境保全活動の現状と課題

1 環境学習・環境教育

環境学習・環境教育とは、環境や環境問題に対する関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得するための学習・教育のことです。

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。これらの環境問題の解決には、市民、行政、事業者などの各主体が環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題の解決に資する能力を育むことが重要です。

市では、多くの方が環境に関心を持ち、また環境保全活動に参加する契機となることを目的に、毎年「▼白井市環境フォーラム」を開催しています。

また、市職員が市の取り組みなどを出張説明する「白井なるほど行政講座」や、地域活動の中心となる人材を育成する「白井市民大学校」において、白井市の自然や環境についての講座を用意しています。

さらに、市民団体等が行う自然観察会や環境関連施設見学などに対し後援・共催を行っています。

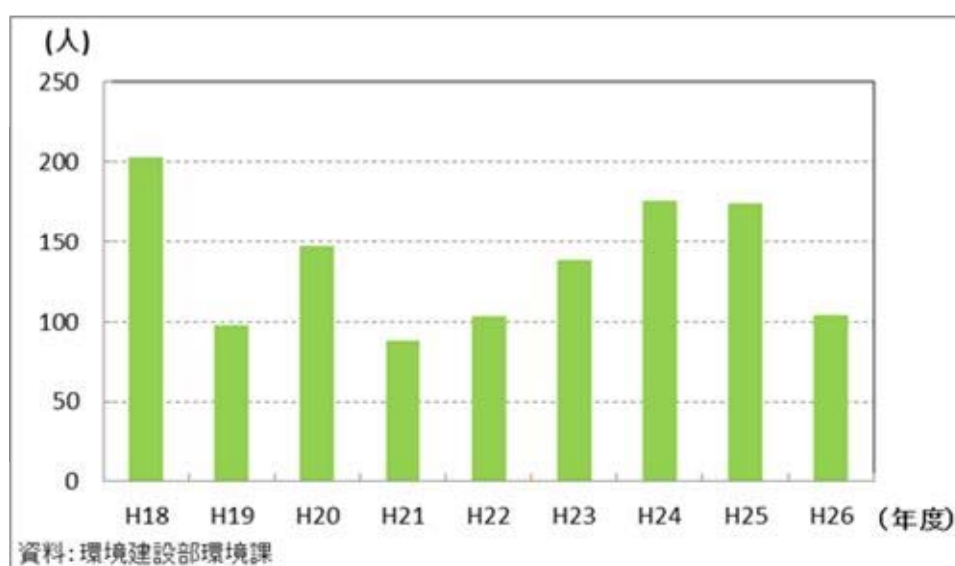


図2-6-1 「白井市環境フォーラム」参加者数

環境学習・環境教育の課題

- ◇ 市、市民、市民団体及び事業者など、環境に関わる各主体が環境保全への関心や理解を深めていく取り組みが必要です。

▼白井市環境フォーラム：市民、市民団体、事業者及び市が一体となり、各主体の意識の高揚を図り、連携・協力して環境保全活動を実施していくための集会（基調講演や事例発表など）。

2

環境保全活動

環境保全に対する意識の高まりを背景として、各地で市民、市民団体、事業者などによる自主的な環境保全活動が盛んに行われています。

白井市第5次総合計画前期基本計画においても「みどりが価値を生み出すまちづくり」において、地域の環境保全活動や▼グラウンドワークは重要な実施主体と位置付けられています。

地域でのこのような取り組みがさらに広がっていくことにより、環境保全が一層効果的に推進されることが期待されます。

市内には多数の市民団体があり、環境保全に関する活動も盛んに行われています。市では、市民団体の活動拠点となる「市民活動推進センター」を開設して活動や交流を支援しています。

また、市では、市民、市民団体、事業者との協働による環境保全活動を行っており、市民参加による一斉清掃活動である「ごみゼロ運動」には毎回5,000人近い市民が参加しているほか、身近なみどりを育てることで地域や沿道を美しくする「沿道みどりの推進事業」では、参加団体に助成を行うなど、環境美化及び意識の高揚を図っています。

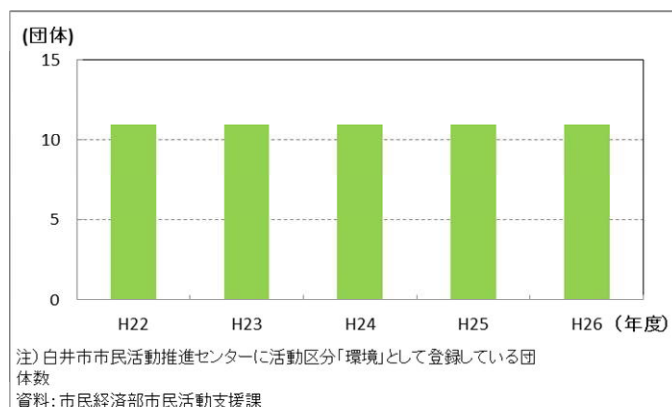


図 2-6-2 市内の環境関係活動団体数

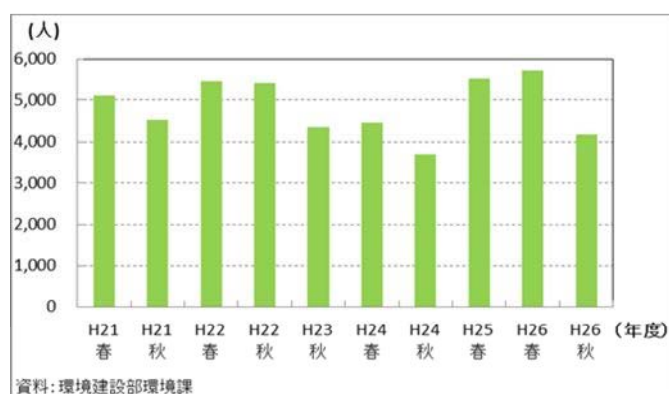


図 2-6-3 ごみゼロ運動の参加者数

環境保全活動の課題

- ◇ 市民、市民団体、事業者などの自主的な取り組みや市との協働による環境保全活動の更なる推進が必要です。

▼グラウンドワーク：グラウンド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）といった意味で、市民、市民団体、事業者及び市が連携して地域の環境保全の取組みを行う活動。

第7節 地球環境の現状と課題

1 地球環境

(1) 地球温暖化

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表から熱が放射されます。大気中に含まれる▼温室効果ガスは、地表から放射される熱を吸収する働きを持っています。これにより、地球の平均気温は14℃前後に保たれ、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

しかし、温室効果ガスの量が増えると、大気中の熱の吸収量が多くなり、地球の気温が上昇します。この現象を「地球温暖化」といいます。世界の年平均気温は長期的にみて上昇傾向にあり、1891年の統計開始以来100年あたり0.69℃の割合で上昇しています。また、日本の年平均気温も、1898年の統計開始以来100年あたり1.14℃の割合で上昇しています（気象庁「異常気象レポート2014」）。

人間の活動に伴う温室効果ガスの排出量は急増しており、このまま地球温暖化が進むと、異常気象の頻発、野生生物や生態系への影響、農林漁業への被害などが懸念されます。異常気象とは、一般に、過去の数十年間（30年間とすることが多い）に1回程度しか発生しない現象や状態が生じることを指しますが、近年は、日本各地で台風や前線などによる大雨、洪水、土砂災害などが多く発生し、また、広い範囲で夏の高温に起因する酷暑害が発生するなど、異常気象による被害は広がりを見せています。

温室効果ガスの排出量はエネルギー使用量に概ね比例します。このため、温室効果ガスの排出を抑制するためには、省エネルギーの推進や再生エネルギーの利用拡大を社会に定着させていくことが重要です。

市では、地球温暖化防止対策の一環として、平成17年度に「白井市地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、市役所などの公共施設からの温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。現行計画（平成27年4月改訂）では、平成25年度の排出量を基準として、平成29年度までに、省エネルギーの推進などにより温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を4%削減することを目標としています。

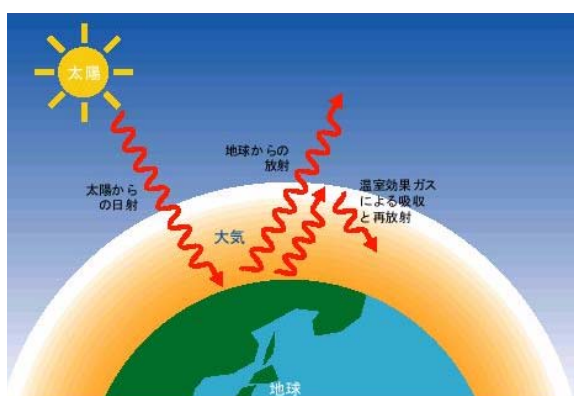
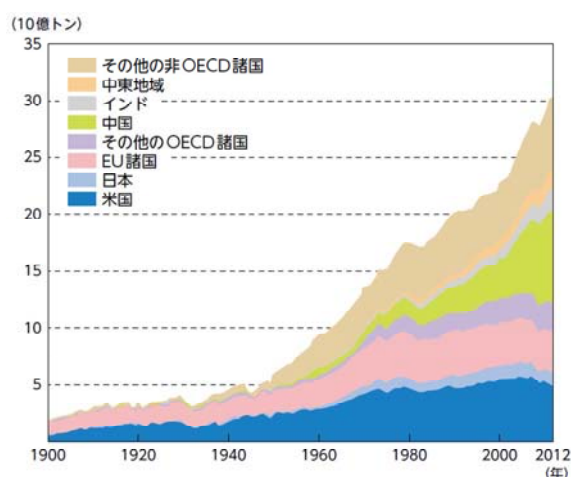


図2-7-1 地球温暖化の概念



資料：「平成26年版 環境白書」（環境省）

図2-7-2 主要国別エネルギー起源CO₂排出量の推移

▼温室効果ガス：地表から放射された赤外線を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。国連気候変動枠組条約の京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類、また平成25年からの第二約束期間では三フッ化窒素（NF₃）を追加した7種類が削減すべき温室効果ガスとされていますが、総排出量の9割以上（CO₂換算）を二酸化炭素が占めています。

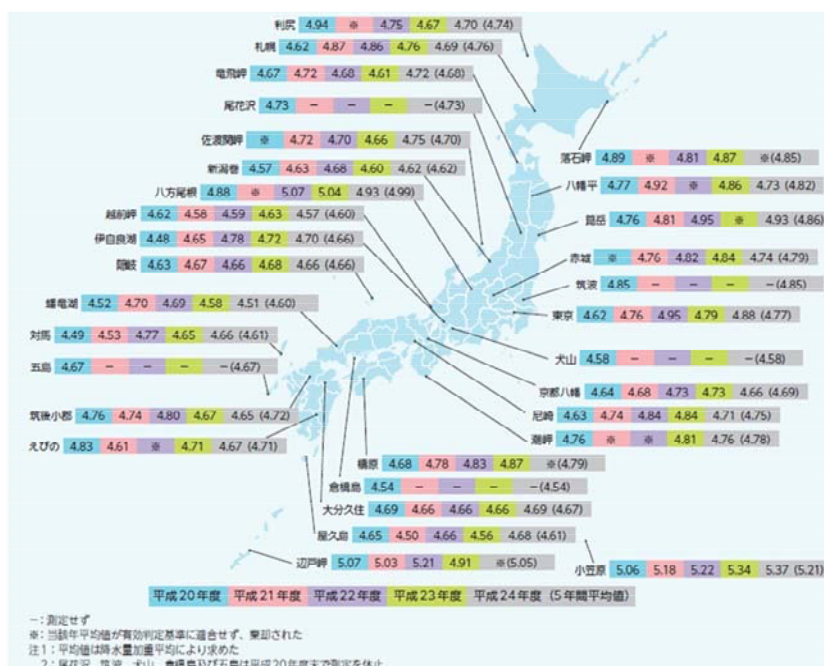
(2) 酸性雨

酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の雨のことで、石油や石炭を燃やすときにできる二酸化硫黄や二酸化窒素が大気中で酸化し、雨にとけて地上にふってくる現象をいいます。

酸性雨の環境問題は、湖沼や河川の酸性化による魚類などへの影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されています。

酸性雨は、原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼす性質があり、国境を越えた広域的な現象であるため、我が国では、昭和 58 年度から酸性雨のモニタリングやその影響に関する調査研究を実施しています。全国平均値で pH4 台の酸性雨が観測されていますが、現時点で酸性雨による被害は明らかになっていません。一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、酸性雨による影響が顕在化する恐れがあります。このため、今後も引き続き酸性雨の監視及び影響評価を行うとともに、原因となる大気汚染物質の排出の抑制が求められます。

市では、県による大気汚染物質濃度の監視測定結果を注視するとともに、酸性雨の影響評価などについて情報を収集しています。



資料：「平成 27 年版 環境白書」（環境省）

図2-7-3 降水中の pH の推移

地球環境の課題

- ◇ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大の流れを市民生活や事業活動に定着させていくとともに、温室効果ガスの排出抑制の啓発を促進することが必要です。
- ◇ 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策と酸性雨に関する情報収集の継続が必要です。

第8節 住民意識調査に基づく現状と課題

1 住民意識調査

白井市第2次環境基本計画の策定及び中間見直しにあたり、それぞれ、環境に関するアンケートを実施し、市民の視点による評価や意見などをいただきました。このアンケートは、市民の環境に対する満足度や重要度などの把握を目的とするもので、策定時については、平成22年12月、無作為抽出した白井市在住の満18歳以上の男女2,000人を対象に行い、1,024件（回収率51.2%）の回答をいただきました。また、中間見直し時については、平成27年5月8日から6月21日までの期間、市ホームページや出先機関に調査票を設置して市民・事業者へ回答を呼びかけたところ、市民184名、事業者60件の回答をいただきました。さらに、市内5中学校の3年生534名からも回答をいただきました。なお、中間見直し時のアンケート結果は巻末の資料編に掲載しています。

(1) 市民アンケート（平成27年度）

満足度が高い項目は「空気のさわやかさ」や「ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み」などで、一方、満足度が低い項目は「公共交通機関の便利さ」や「水辺との親しみやすさ」などでした。また、重要度が高いと判断された項目は「公共交通機関の便利さ」や「日常生活の便利さ」などでした。

満足度と重要度の平均点に対する各項目の相対的な位置付けを明らかにする「CSグラフ」を見ると、「公共交通機関の便利さ」、「日常生活の便利さ」及び「交通事故や災害に対して安心な街づくり」が重点的な改善が求められる分野という結果になりました。

これらの傾向は前回（平成22年度）のアンケート結果と概ね同様ですが、主な変化として、「住まいの周辺の静けさ」の満足度の順位が大きく低下（2位→7位）し、重要度が上昇（10位→5位）したことなどがあげられます。

(2) 事業者アンケート（平成27年度）

満足度が高い項目は、「空気のさわやかさ」、「事業所周辺の静けさ」及び「自然災害に対する安全性」などで、満足度が低い項目は「公共交通機関の便利さ」、「道路の整備状況」などでした。一方で、重要度が最も高い項目も「公共交通機関の便利さ」及び「道路の整備状況」でした。

(3) 中学生アンケート（平成27年度）

満足度が最も高い項目は「街の中に街路樹や生垣などの緑が多い」であり、重要度が高いのは「空気がきれいでおいがない」でした。

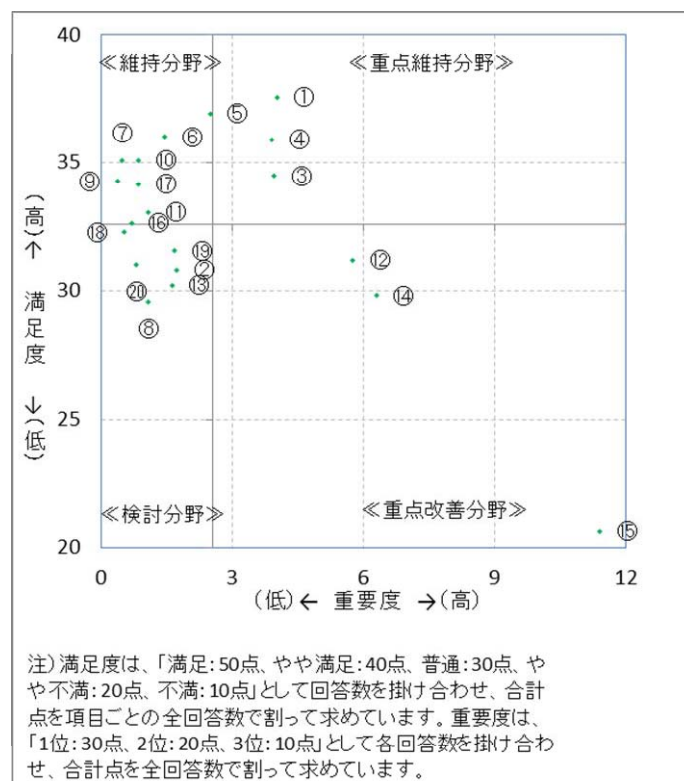
(4) 第13回住民意識調査報告書（平成26年度）

今回のアンケートとは別に、市では、市の施策に対する評価や今後のまちづくりに関する意向把握のため、平成26年5月に「第13回住民意識調査」を実施しました。この調査において自然環境・生活環境に関する市の施策への満足度、重要度を質問したところ、満足度が高い施策は「ごみの収集と処理」や「自然環境の保全」であり、満足度が低い施策は「不法投棄防止対策」や「騒音・振動・悪臭などの公害対策」でした。

また、重要度が特に高いのは「ごみの収集と処理」、「騒音・振動・悪臭などの公害対策」でした。

(5) 環境基本計画と環境白書の認知度について（平成22年度）

計画策定時のアンケートで、環境基本計画と環境白書の認知度を質問したところ、「知らなかった人」は、それぞれ71.7%、73.1%で認知度は低い結果でした。また、環境基本計画を「知っている人」と「知らない人」で環境に対する取り組み状況を分析した結果、いずれの項目においても「知っている人」の方が実行している人が多く、特に環境保全活動への取り組み状況は差異がありました。



《維持分野》 ⑤ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み ⑥樹林地や緑地との親しみやすさ ⑦生き物（野鳥、動植物、昆虫等）との親しみやすさ ⑨農業や園芸との親しみやすさ ⑩田園風景の美しさ ⑪街並みの美しさ ⑬自動車による移動のしやすさ ⑭公園や遊歩道の数や大きさ	《重点維持分野》 ①空気のさわやかさ（大気汚染や悪臭の少なさ） ③住まいの周辺の静けさ（騒音や振動の少なさ） ④住まいの周辺の清潔さ
《検討分野》 ②河川や水路の水の清らかさ ⑧河川・湧水等の水辺との親しみやすさ ⑬歴史的・文化的雰囲気 ⑮公共施設の数や大きさ ⑯公共施設の利用しやすさ ⑳市の施策や現状に関する情報の入手しやすさ	《重点改善分野》 ⑫交通事故や災害に対して安心な街づくり ⑭日常生活の便利さ（買い物のしやすさなど） ⑮電車やバスなど公共交通機関の便利さ

図2-8-1 平成27年度市民アンケートのCSグラフ

住民意識調査に基づく課題

- ◇ 公共交通機関の利便性向上、道路の整備・維持管理・交通事故防止、防災など、市民ニーズを踏まえた環境保全施策を進めていく必要があります。
- ◇ 環境基本計画の周知による環境保全活動の推進が必要です。

第3章 望ましい環境像

第1節 基本理念

本計画は、白井市環境基本条例に基づき、健全で恵み豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくために、市民・市民団体・事業者・市がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、環境保全活動を推進していくための指針となるものです。

基本理念は、環境の保全に関する基本的な考え方であり、市民、市民団体、事業者、市が環境の保全を推進するための行動や判断の際に共通認識とすべき事項となるもので、次の4つを基本理念として掲げます。

■ 基本理念 ■

1. 健全で良好な環境を維持・継承します

私たちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境を享受できるように、また、将来の世代に引き継ぐことができるよう、環境を守る努力や協力をします。

2. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築します

私たちは、環境を守る活動を自主的・積極的に行い、環境への負荷の少ない持続的な発展を続けることができる社会を築きます。

3. 人と自然が共生し、多様な自然環境を保全します

私たちは、自然を大切にし、多様な自然や生き物とともに生きる環境を創ります。

4. 地球環境の保全をすすめます

地球環境問題は、私たち人類の課題です。私たちは、私たちの日常生活や事業活動が、地球環境に深く関わっていることを認識し、地球を守るという広い視野に立ち、地球環境の保全をすすめるため、できることから行動します。

第2節 望ましい環境像

市の環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、市が目指す望ましい環境像として次の5つを継続して掲げます。

本計画では、望ましい環境像を実現するために、市の特色を活かしながら展開する各種施策を「第4章 施策の展開」に示します。

■ 望ましい環境像 ■

1. 豊かな自然を生かし、大切にするまち

緑豊かな丘陵部の雑木林や下手賀沼を始めとする河川や湧水、谷津周辺の水田などの自然環境は、市民の生活はもとより、生き物の生息空間としても貴重な財産であり、これらを将来へ残していくことは私たちの責務です。また、多様な自然環境を適切に保全するとともに人と自然との触れ合いを進め、自然との共生を基調としたまちづくりをめざします。

2. 市民の健康と快適な生活環境を守るまち

人の健康や生活環境に被害を及ぼす公害が、従来の工場・事業所を発生源とするものから、自動車交通や生活排水など都市・生活型へと移行する中で、絶えず時代に即した公害対策に努めるとともに、有害物質などから市民生活を守るための取り組みを進めます。また、私たちが身近な緑や水辺に憩い、美しく文化的なまちに暮らせるよう、白井市の風土を生かした、快適な環境をめざします。

3. 限られた資源・エネルギーを大切にするまち

ごみ問題や資源・エネルギー問題の解決に向けて、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざします。

4. 環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践するまち

市民・市民団体・事業者・市の4者が一体となって環境保全活動に取り組んでいくため、環境についての教育・学習の機会や情報の提供を図るとともに、市民・市民団体・事業者への支援や相互の連携・協力などの環境づくりをめざします。

5. 地球環境の保全に貢献するまち

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、人類共通の課題です。私たち一人ひとりの行動が地球環境の保全に結びついていることを認識し、日々の生活や身近な環境から問題の解決に向けた取り組みを進めます。

第4章 施策の展開

施策展開の体系

第4章では、第2章で提起した課題を解決し、第3章で掲げた望ましい環境像を実現するため、「市の施策」と、市民・市民団体及び事業者が行う「環境配慮事項」を定めます。

また、主な課題に対し、その解決度合いをできる限り客観的に把握・評価するため、課題の一側面を捉え数値化した「環境指標」及びその目標値を設定します。

望ましい環境像	実現のための課題 (第2章)	市の施策
1 豊かな自然を生かし、大切に するまち	2-2-1 農地 ◇農業後継者不足や農業収入の減少への有効な対策	4-1-1 農地を守ろう (1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援 (2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化 (3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり (4) 誰もが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり
	2-2-2 森林 ◇民有林伐採などの動向注視 ◇森林の適切な維持管理の推進	4-1-2 森林を守ろう (1) 民有林伐採の動向注視 (2) 森林の適切な維持管理の推進 (3) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用
	2-2-3 水辺 ◇洪水に対する排水機能の確保と水辺が持つ多面的な機能の発揮	4-1-3 水辺を生かそう (1) 洪水に対して安心して暮らせる排水機能の確保 (2) 水辺が持つ多面的な機能の増進
	2-2-4 動植物 ◇豊かな生態系の保護と、市民生活や事業活動に支障を与えないための適切な野生動植物の管理	4-1-4 野生生物と共存・共生しよう (1) 生態系の保護 (2) 野生生物の適切な管理
	2-2-5 公園・緑地 ◇公園・緑地の整備推進 ◇市民グループや自治会との協働による維持管理の推進	4-1-5 公園・緑地を増やし守ろう (1) 公園・緑地の整備の推進 (2) みんなが利用しやすい公園や広場の機能整備 (3) 市民グループや自治会との協働による公園・緑地管理の推進 (4) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援

望ましい環境像	実現のための課題 (第2章)	市の施策
2 市民の健康と快適な生活環境を守るまち	2-3-1 大気環境 ◇削減が進んでいない汚染物質を中心とした、国・県・他市町村などとの連携による排出削減 ◇汚染物質の監視、注意喚起の迅速・確実な実施	4-2-1 大気汚染を減らそう (1) 国・県・他市町村などとの連携による大気汚染物質の排出削減 (2) 大気汚染物質の監視、必要な注意喚起の迅速・確実な実施
	2-3-2 騒音・振動、悪臭 ◇工場・作業場、建設作業、道路(通行車両)などからの騒音・振動の防止 ◇事業活動、浄化槽排水などからの悪臭防止	4-2-2 騒音・振動、悪臭を減らそう (1) 工場・作業場、建設作業、道路などからの騒音・振動の防止 (2) 事業活動、浄化槽排水などからの悪臭の防止
	2-3-3 水質を改善しよう ◇下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町村などとの連携による水質浄化の推進 ◇地下水汚染の調査・浄化対策の継続	4-2-3 水質を改善しよう (1) 河川・湖沼の水質改善 (2) 地下水汚染の調査及び浄化対策
	2-3-4 有害化学物質 ◇有害化学物質に対する継続的な監視	4-2-4 有害化学物質による被害を防ごう (1) 有害化学物質の調査及び情報収集 (2) 有害化学物質の飛散・放出防止
	2-3-5 公害苦情 ◇苦情が増えている大気や騒音・振動に関する公害対策への重点的な取り組み	4-2-5 公害対策に市民の声を生かそう (1) 公害苦情の原因・背景等の分析
	2-3-6 放射性物質 ◇放射線の影響についての市民の不安払拭	4-2-6 放射線を正しく知ろう (1) 放射線の測定及び除染作業 (2) 健康への影響を中心とした最新知見・情報の収集及び提供
	2-4-1 景観・文化財 ◇地域特性を活かし調和のとれた景観形成 ◇文化財保護の着実な実施	4-2-7 景観や文化財を守ろう (1) 市街地と田園集落のそれぞれの個性を活かした、白井らしさを感じられる景観の形成 (2) みどりの中にある文化財の保護及び魅力ある資源としての活用
	2-4-2 不法投棄 ◇不法投棄の未然防止 ◇ごみの野焼きに対する周知などのきめ細かい対応	4-2-8 不法投棄や野焼きをなくそう (1) 不法投棄をされない環境づくり (2) 野焼きに対するきめ細かい対応
	2-8-1 住民意識調査(1) ◇交通利便性や安全等への市民ニーズを踏まえた施策の推進	※これらの市民ニーズを踏まえた施策の推進については、白井市第5次総合計画前期基本計画や各分野の基幹・個別計画に位置付け、それぞれの取り組みを進めていきます。

望ましい環境像	実現のための課題 (第2章)	市の施策
3 限られた資源・エネルギーを大切にす るまち	2-5-1 廃棄物・リサイクル	4-3-1 ごみを削減しよう
	◇一般廃棄物の排出量抑制 ◇資源化量・資源化率の改善	(1) 家庭系ごみの排出量削減及び資源化の促進 (2) 事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進
	2-5-2 エネルギーを有効に使う	4-3-2 エネルギーを有効に使う
	◇省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大による化石エネルギーの消費削減	(1) 住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及 (2) 市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大
4 環境を知り、環境に配慮したライフスタイルを 実践するまち	2-6-1 環境学習・環境教育 2-8-1 住民意識調査(2)	4-4-1 環境について学ぼう
	◇環境保全への関心・理解の深化 ◇環境基本計画の周知	(1) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進 (2) 環境基本計画の周知
	2-6-2 環境保全活動	4-4-2 環境保全活動に参加しよう
	◇市民、市民団体、事業者などの自主的な取り組みや、市との協働による環境保全活動の更なる推進	(1) 地域での環境保全・創出の取り組みとしてのグラウンドワークの推進
5 地球環境の保全に 貢献するまち	2-7-1 地球環境	4-5-1 地球規模で環境を考えよう
	◇省エネルギー・再生可能エネルギーの市民生活や事業活動への定着促進及び温室効果ガス排出抑制の啓発 ◇酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集	(1) 温室効果ガス排出抑制のための省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及 (2) 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集

第1節 豊かな自然を生かし、大切にすまち

1 農地を守ろう

【市の施策】

農地の減少については、その背景となっている後継者不足や農業収入の減少などへの有効な対策を講じていくことが課題となっており、農業をまちの活性化のための資源として積極的に支援していくことが求められています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援

集落で農業生産を共同で行うしくみづくりを進めます。また、市民団体等と協働し、援農ボランティアや新規就農を育成するための講習会を開催するなど、農業の担い手づくりを進めます。

(2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化

農家や多様な事業者が連携することで、付加価値の高い農産物の開発や販売ルートの確保を進めます。

(3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり

共同直売所の運営支援や各経営にあった流通・販売ルートを確認します。

(4) 誰もが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり

農家等と連携して、市民農園・体験型農園の開設を支援し、農にふれる場づくりを進めます。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 農地の果たす環境保全のはたらきを理解するよう努めます。
- 市内産農産物を積極的に購入します。
- 市民農園や観光農園を利用し、土と親しみます。
- イベントでの供食など、市内産農作物を積極的に活用します。

(2) 事業者

- 農業後継者の育成に努めます。
- 市内産農産物を積極的に流通・販売します。
- 市民農園や観光農園の開設など、遊休農地の活用を検討します。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-1-1 農地面積【農政課】	1,296ha	1,285ha 以上	1,281ha 以上	1,278ha 以上	1,277ha 以上	1,276ha 以上
1-1-2 農業新規参入者数 【農政課】	1 件/年 (H22～26 年度平均)	2 件/年 以上	2 件/年 以上	2 件/年 以上	2 件/年 以上	2 件/年 以上
▼1-1-3 基幹的農業従事 者の人数【農政課】	896 人	-	-	-	896 人超	-
▼1-1-4 基幹的農業従事 者の年齢層中央値【農政 課】	60～64 歳	-	-	-	60 歳未満	-
▼1-1-5 農業経営体の農 産物販売規模の中央値【農 政課】	200～300 万円	-	-	-	300 万円超	-

1-1-1 農地の面積は、平成 22～26 年の 5 年間に 37ha（年平均 7.4ha）が減少しましたが、今後は宅地開発の抑制等により減少の緩和が期待できることから、平成 32 年度までに、年間の減少面積が 1ha 以下になることを目標とします。

1-1-2～1-1-4 農業後継者不足への対策については、農業への新規参入者（土地や資金を独自に調達して市内で新たに農業経営を開始した個人・法人）数と、基幹的農業従事者（ふだん仕事として自営農業に従事している人）の人数及び年齢層中央値（年齢順に並べたときに中央となる人が属する年齢層）を環境指標とします。

新規参入者については、平成 22～26 年度の 5 年間で合計 5 件・年平均 1 件でしたが、それを年平均 2 件に増やすことを目標にします。

基幹的農業従事者については、現状よりも人数が増加し、また年齢層中央値が低下することを目標とします。ただし、データは国が 5 年ごとに行う農林業センサスの結果に基づくため、次回調査が行われる平成 31 年度にのみ目標値を設定します。

1-1-5 農業収入の減少への対策については、市内の農業経営体（農家等）の農産物販売規模の中央値（金額順に並べたときに中央となる経営体が属する金額規模）を環境指標とし、現状よりも金額規模が上昇することを目標とします。ただし、データは国が 5 年ごとに行う農林業センサスの結果に基づくため、目標値は平成 31 年度にのみ設定します。

2 森林を守ろう

【 市の施策 】

森林の減少については、民有林伐採の動向の注視や、残された森林の適切な維持管理の推進が課題となっており、市民や市民団体と協働し、森林・▼里山の保全と活用を図っていくことが求められています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 民有林伐採の動向注視

違法伐採の防止に努めるとともに、伐採の届出があったときは、白井市森林整備計画に照らして厳正な審査を行います。

また、今後の森林減少抑制のため、伐採の目的や背景などの把握に努めます。

(2) 森林の適切な維持管理の推進

所有者や市民団体などと連携・協力し、森林の適正な維持管理の促進に努めます。

また、国の自然環境基礎調査の結果などを用い、森林の放置による竹林化の進行といった影響の把握に努めます。

(3) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用

市民や市民団体等と協働し、「▼（仮称）谷田・清戸市民の森」の整備を進めるなど、里山を積極的に保全・活用します。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

- 森林の果たす環境保全のはたらきを理解するよう努めます。
- 森林の所有者は、森林の適切な維持管理に努めます。
- 森林の維持管理活動や自然観察会などを通じて、森林保全への関心を高めます。

(2) 事業者

- 開発事業などにあたっては、森林の分断を避けるように努めます。

▼里山：17 ページ参照。

▼（仮称）谷田・清戸市民の森：17 ページ参照。

【環境指標】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-2-1 地域森林計画に基づく森林面積【農政課】	462ha	435ha 以上	425ha 以上	418ha 以上	413ha 以上	411ha 以上

1-2-1 森林減少への対策については、「千葉北部地域森林計画」の対象となっている民有林の面積を環境指標とします。平成 24～26 年度の 3 年間においては 51ha（年平均 17ha）の減少が生じましたが、今後は宅地開発の抑制等により減少緩和が期待できることから、平成 32 年度までに毎年の減少面積が 2ha 以下となることを目標とします。

一方、森林の維持管理については、量的に説明する適切なデータがないことから環境指標は設定しませんが、施策を通して課題解決に取り組んでいきます。

3 水辺を生かそう

【市の施策】

水辺については、洪水に対して安心して暮らせる排水機能を確保したうえで、水辺が持つ多面的な機能をバランスよく発揮することが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

（１）洪水に対して安心して暮らせる排水機能の確保

市が管理している水路などの適切な維持管理を行うほか、河川管理者である千葉県に対し、環境に配慮した河川改修の推進を要望します。また、豪雨などによる水位上昇時には市民の安全確保のため適切に対応します。

なお、都市計画の中での河川・水路の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「▼白井市都市マスタープラン」で示しています。

（２）水辺が持つ多面的な機能の増進

良好な景観、レクリエーション、癒し、動植物の生息地などの機能が発揮できるよう、生物の生息環境に配慮した水路の整備や、市指定文化財としての▼湧水の保護などを推進するほか、水辺の清掃を実施する市民団体などを支援します。

また、公共施設における▼雨水浸透施設の設置や、市道（歩道）の透水性舗装などを通じ、湧水などの水源にもなる地下水の涵養に努めます。

【環境配慮事項】

（１）市民・市民団体

- 河川沿いの散歩など、暮らしの中に水辺を取り入れます。
- 雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。
- 水辺の清掃活動や自然観察会などを通じて、水辺の環境に対する関心を高めます。

（２）事業者

- 雨水浸透枳の設置や透水性舗装などにより、雨水の地下浸透に努めます。

▼白井市都市マスタープラン：15 ページ参照。

▼湧水：17 ページ参照。

▼雨水浸透施設：雨水浸透枳・雨水浸透管・浸透側溝などの、雨水を地下に浸透させるための施設。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-3-1 河川改修の進捗率 (神崎川・二重川・法目 川・七次川)【道路課】	98.7%	98.7% 超	H28 年度値 超	H29 年度値 超	H30 年度値 超	H31 年度値 超

1-3-1 市内の主要な河川である神崎川や二重川などにおいては、千葉県が「利根川水系印旛沼・手賀沼・根木名川圏域河川整備計画」(平成19年7月策定)に基づき河道拡幅や堤防整備などを進めていることから、同計画に定められた改修区間延長に対する実際の進捗率を環境指標とします。ただし、河川整備計画は千葉県の計画であり、また計画期間は「概ね30年間」とされていることから、具体的な目標値は設けず、平成26年度の進捗率を基準に、毎年着実に進捗率が上がることを目標とします。

一方、水辺が持つ多面的な機能については、量的に説明できる適当なデータがないことから、環境指標は設定しませんが、施策を通して課題解決に取り組んでいきます。

4

野生生物と共存・共生しよう

【市の施策】

野生生物については、豊かな生態系の保護と、市民生活や事業活動に支障を与えないための適切な管理を両面から進めていくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 生態系の保護

千葉県などと連携し、▼特定外来生物の根絶に努めるほか、市民や市民団体と協力し、水生生物の生息状況などの調査を行います。

また、農業における農薬・化学肥料の使用量削減などを啓発します。

(2) 野生生物の適切な管理

有害鳥獣や昆虫などによる生活被害や農業被害の抑制に努めるほか、空き地や遊休農地において、雑草の繁茂の防止など適正な管理を指導します。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 野生生物のむやみな捕獲・採取はしません。
- 外来生物を野に放したり、種をまいたりしません。（特定外来生物の場合、これらの行為は犯罪となります。）
- 生態調査や自然観察会などを通じて、野生生物への関心を高めます。
- 住宅を点検し、有害鳥獣の建造物侵入・定住や危険なハチの営巣を防ぎます。
- 有害鳥獣を誘引しないよう、生ごみを適切に処理します。

(2) 事業者

- 開発事業などにあたっては、野生生物の生息地の保全に配慮します。
- 屋外照明や広告塔照明の設置にあたっては、生態系や農作物等への影響に十分配慮します。
- 農薬や化学肥料使用量の削減に努めます。
- 社屋等を点検し、有害鳥獣の建造物侵入・定住や危険なハチの営巣を防ぎます。
- 有害鳥獣を誘引しないよう、食品や農産物残渣を適切に処理します。

▼特定外来生物：他地域から人為的に持ち込まれた生物（外来生物）のうち、外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼす恐れのある種として規制・防除の対象に指定されたもの。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-4-1 防除対象特定外来生物の発見種数【環境課】	3 種	3 種以下	3 種以下	3 種以下	3 種以下	3 種以下
1-4-2 野生動物による生活被害の報告件数【環境課】	10 件	10 件未満	H28 年度値未満	H29 年度値未満	H30 年度値未満	H31 年度値未満
1-4-3 野生動物による農業被害面積【農政課】	907a	907a 未満	H28 年度値未満	H29 年度値未満	H30 年度値未満	H31 年度値未満

1-4-1 生態系保護については、特定外来生物のうち、白井市を含む区域を対象とした「防除の確認及び認定」が行われた種の発見種数（累計）を環境指標とします。これまでにカミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクの3種の発見が市に報告されていますが、今後、この種数が増加しないことを目標とします。

1-4-2、1-4-3 適切な野生生物管理については、野生動物による生活被害の報告件数と農業被害面積を環境指標とし、平成26年度の件数・面積を基準として、年々低減していくことを目標とします。

5 公園・緑地を増やし守ろう

【市の施策】

公園・緑地については、潤いと安らぎのある生活空間の創出のため、更なる整備の推進と、市民グループや自治会と協働した維持管理が課題となっており、また、市民が自主的に身近なみどりを創出し育てていく活動への支援が求められています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 公園・緑地の整備の推進

緑が不足している既存市街地における新たな▼都市公園や、「▼（仮称）谷田・清戸市民の森」などの整備を行います。

なお、都市計画の中での公園・緑地の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「▼白井市都市マスタープラン」で示しています。

(2) みんなが利用しやすい公園や広場の機能整備

公園や広場におけるバリアフリー化や、事故防止及び防犯の視点から安全が保たれるような適切な維持管理などを通じ、子育ての場として利用しやすく、高齢者などにも優しい環境をつくります。

また、公園内の運動施設の適切な運用などを通して、スポーツやレクリエーションの振興に努めます。

(3) 市民グループや自治会との協働による公園・緑地管理の推進

市民の公園・緑地への愛着を深め、地域コミュニティ活動の推進を図るため、公園・緑地の日常管理の一部を受託していただける市民グループや自治会などの募集、育成、支援を行います。

(4) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援

市民や市民団体などが自ら、道路沿いなどにおいて身近なみどりを育て、みどりのネットワークをつくる活動を支援します。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 公園や緑地を積極的に利用し、自然と親しみます。
- 公園や緑地の植栽や設備を大切にします。
- 身近な公園の維持管理に参加します。
- 地域の緑化活動に積極的に参加します。
- 庭やベランダ、壁面などの緑化及び適切な維持管理に努めます。

(2) 事業者

- 開発事業などにあたっては、緑地の確保に努めます。
- 事業所内の緑化及び適切な維持管理に努めます。

▼都市公園：20 ページ参照。

▼（仮称）谷田・清戸市民の森：17 ページ参照。

▼白井市都市マスタープラン：15 ページ参照。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-5-1 公園・緑地等の箇所数【都市計画課】	149 箇所 (H27.4.1 現在)	151 箇所 以上	151 箇所 以上	151 箇所 以上	151 箇所 以上	151 箇所 以上
1-5-2 市民1人当たり都市公園面積【都市計画課】	8.7 m ² /人	10 m ² /人 以上	10 m ² /人 以上	10 m ² /人 以上	10 m ² /人 以上	10 m ² /人 以上
1-5-3 市民グループや自治会との協働による維持管理を行っている公園の数【都市計画課】	32 箇所	32 箇所 超	H28 年度値 超	H29 年度値 超	H30 年度値 超	H31 年度値 超

1-5-1、1-5-2 公園・緑地の整備については、都市公園（都市緑地を含む）、▼市民の森、▼特別保全緑地及び子どもの遊び場（以下、「公園・緑地等」といいます。）の合計箇所数と、市民1人当たりの都市公園面積を環境指標とします。平成26年度に新設された公園・緑地等は12箇所でしたが、このうちの大半は平成26年4月1日に開園した白井総合公園及びそれに隣接する特別保全緑地と、千葉ニュータウン事業の収束に伴い独立行政法人都市再生機構から移管された都市緑地であり、残りの3箇所は宅地開発事業に伴う寄付公園となっています。今後は、宅地開発事業に伴い設置される公園も大幅に減少する見込みですが、「(仮称) 谷田・清戸市民の森整備事業」の推進などにより、平成28～32年度においては2箇所の増加を目標とします。また、市民1人当たり都市公園面積については、白井市都市公園条例に定める標準面積である10 m²/人の確保を目標とします。

1-5-3 市民グループや自治会との協働による公園の維持管理については、導入済みの公園箇所数を環境指標とし、現状の箇所数を基準として年々増加していくことを目標とします。

▼市民の森：20 ページ参照。

▼特別保全緑地：20 ページ参照。

第2節 市民の健康と快適な生活環境を守るまち

1 大気汚染を減らそう

【市の施策】

大気環境については、十分な削減が進んでいない汚染物質を中心に、国・県・他市町村などとの連携により広域的に排出削減に取り組んでいくこと、また、汚染物質の監視や必要な注意喚起を迅速・確実に実施していくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 国・県・他市町村などとの連携による大気汚染物質の排出削減

夏季における▼光化学スモッグの主要な発生原因であり、また、▼有害大気汚染物質（HAPs）であるものも多い揮発性有機化合物（VOC）や、冬期に濃度が上昇しやすい▼二酸化窒素といった大気汚染物質の排出抑制のため、千葉県、首都圏9都県市または国などの主導する重点実施期間などに積極的に連携し、市民・事業者に向けた排出抑制の呼びかけに努めます。

また、▼低公害車の庁用車への積極的な導入、環境に配慮した自動車運転（エコドライブ）の実施、市施設における冬季の暖房使用の抑制などを通して、市の事務・事業に伴う大気汚染物質の排出抑制に努めます。

(2) 大気汚染物質の監視、必要な注意喚起の迅速・確実な実施

光化学スモッグ注意報（警報）の発令や▼PM2.5 注意喚起情報について、市民に確実に周知します。

また、市内にある白井七次台一般大気環境測定局において千葉県が常時測定している大気汚染物質の測定結果を把握・整理し、▼環境白書などで公表します。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
- ▼アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。
- ごみの野焼きはしません。

▼光化学スモッグ：22 ページ参照。

▼有害大気汚染物質（HAPs）：22 ページ参照。

▼二酸化窒素：22 ページ参照。

▼低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べNOx 粒子物質CO₂といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または排出しない車。実用化されている主な車種として、電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリット車があります。

▼PM2.5（微小粒子状物質）：22 ページ参照。

▼環境白書：市における環境の現状や環境保全に関する施策の概要・実績などをまとめた報告書。

▼アイドリングストップ：自動車の駐停車時において、不必要なエンジンの使用を停止すること。

(2) 事業者

- 事業活動に伴う大気汚染物質の排出基準を遵守します。
- 事業活動に伴う粉じんが周囲に飛散しないよう適正に管理します。
- 共同輸配送など、物流の効率化に努めます。
- アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。
- 低公害車の積極的な導入に努めます。
- 有機溶剤を取り扱う工場・事業場、建築工事等における塗装作業などにおいては、揮発性有機化合物（VOC）の放出抑制のため、保管容器のふた閉めの徹底や、低 VOC 製品の採用に努めます。
- ごみの野焼きはしません。
- 担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行います。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-1-1 大気中▼光化学オキシダント濃度（昼間の1時間値）が環境基準を超えた日数【環境課】	89 日	89 日未満	89 日未満	89 日未満	89 日未満	89 日未満
2-1-2 大気中二酸化窒素濃度（日平均の年間98%値）【環境課】	0.028ppm	0.06ppm 以下	0.06ppm 以下	0.06ppm 以下	0.06ppm 以下	0.06ppm 以下
2-1-3 大気中▼浮遊粒子状物質濃度（日平均の2%除外値）【環境課】	0.05mg/m ³	0.1mg/m ³ 以下	0.1mg/m ³ 以下	0.1mg/m ³ 以下	0.1mg/m ³ 以下	0.1mg/m ³ 以下
2-1-4 光化学スモッグ注意報（警報）発令数【環境課】	4 回	-	-	-	-	-

2-1-1～2-1-3 大気汚染物質の削減対策については、光化学オキシダント濃度が環境基準（0.06ppm）を超えた日数、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度を環境指標とします。このうち光化学オキシダント濃度の環境基準超過日数は平成 23 年度から増加が続いており、現状では環境基準の毎日達成は極めて難しい状況であることから、本計画期間においては、平成 26 年度の超過日数を上回らないことを目標とします。また、現状では概ね環境基準を達成している二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度については、環境基準の達成の維持を目標とします。

2-1-4 汚染物質の監視・注意喚起については、光化学スモッグ注意報（警報）の発令数を環境指標とします。ただし、発令については、千葉県による発令情報を市民に確実に周知することが重要であることから、発令数自体の目標値は設定しません。

▼光化学オキシダント：22 ページ参照。

▼浮遊粒子状物質：22 ページ参照。

2

騒音・振動、悪臭を減らそう

【市の施策】

騒音・振動及び悪臭については、工場・作業場、建設作業、道路などからの騒音・振動と、事業活動、浄化槽排水などからの悪臭を防止することが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 工場・作業場、建設作業、道路などからの騒音・振動の防止

騒音・振動規制法及び白井市公害防止条例に基づき、建設作業や騒音・振動を発する施設に対する事前審査を厳正に行うとともに、騒音・振動を発生させている工場・作業場、建設作業などに対する確認、指導、啓発を行います。

また、道路を走行する自動車による騒音・振動を抑制するため、道路の計画的な維持補修を行うほか、主要道路における騒音調査を行います。

(2) 事業活動、浄化槽排水などからの悪臭の防止

悪臭を発生させている、または発生させる恐れがある工場・事業所、農畜産関係に係る堆肥・畜舎、建設作業などに対し、確認、指導、啓発を行います。

また、浄化槽使用者に対し、適正管理についての周知啓発を行います。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- テレビ、音響機器、楽器の音量やペットの鳴き声などに注意し、生活騒音を発生しないよう努めます。
- 自動車を運転するときは、不必要なクラクションや空ぶかしなどをしません。
- ごみの野焼きはしません。(再掲)

(2) 事業者

- 事業活動に伴う騒音・振動、悪臭の規制基準を遵守します。
- 設備や機器の導入にあたっては低騒音型にするよう努めます。
- 営農機具は騒音に配慮したものを選び、時間帯に注意して使用します。
- 駐車場の設置にあたっては、周辺に及ぼす騒音の影響が最小限になるよう位置や構造等に配慮します。
- 駐車場においては、車両の不必要なクラクションや空ぶかしを禁止します。
- 運送車両への過積載をしません。
- ごみの野焼きはしません。(再掲)
- 堆肥や家畜の適正な管理に努めます。
- 担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行います。(再掲)

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-2-1 騒音・振動に関する苦情件数【環境課】	50 件	50 件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-2-2 悪臭に関する苦情件数【環境課】	11 件	11 件以下	11 件以下	11 件以下	11 件以下	11 件以下

2-2-1 騒音・振動の防止については、▼公害苦情相談制度に基づき市に寄せられた公害苦情件数のうち、振動・騒音に係る件数を環境指標とします。騒音・振動に係る苦情件数は増加の傾向が見られることから、平成26年度の件数を基準に、年々減少に転じることを目標とします。

2-2-2 悪臭防止については、市に寄せられた公害苦情件数のうち、悪臭に係る件数を環境指標とします。悪臭に係る苦情件数は、増加の傾向にはないことから、平成26年度の件数を上回らないことを目標とします。

▼公害苦情相談制度：公害紛争処理制度の一環として、都道府県及び市区町村が公害苦情の相談窓口となり、住民の苦情を聞き、苦情の処理に必要な調査を行うとともに、関係機関と連絡をとりあって、当事者に対し改善措置の指導や助言を行うなど、苦情の受付から解決に至るまで一貫した処理を行う制度。

3

水質を改善しよう

【市の施策】

水質については、河川・湖沼の水質に係る環境基準を達成できていない下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町などと連携して改善を図っていくこと、また、地下水汚染の調査及び浄化対策を継続していくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 河川・湖沼の水質改善

「白井市生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道の整備及び接続の促進、▼高度処理型合併処理浄化槽の設置や転換の促進、浄化槽使用者に対する適正管理の周知啓発などに努め、汚水処理率の向上を図ります。

また、千葉県及び流域市町村などで構成する印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会などの事業を通して、流域全体での水質改善の取り組みを推進します。

なお、都市計画の中での公共下水道の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「▼白井市都市マスタープラン」で示しています。

(2) 地下水汚染の調査及び浄化対策

千葉県及び関係者の協力のもと地下水の汚染状況及び原因の調査を継続的に実施し、効果的な浄化対策を検討します。

また、土砂などの埋立てに対しては条例に基づく厳正な審査・指導を行い、土壌・地下水汚染の防止を図るとともに、地下水の涵養のため、公共施設における雨水浸透施設の設置や市道（歩道）の透水性舗装などを行います。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 公共下水道の整備区域では、公共下水道に接続します。
- 公共下水道の処理区域外では、高度処理型合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽からの転換に努めます。
- 浄化槽は適正に維持管理します。
- 排水口ネットの使用や洗剤の適量使用など、生活排水の汚れを減らすよう心がけます。
- 雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）
- 合成洗剤の使用量を抑制します。

▼高度処理型合併処理浄化槽：25 ページ参照。

▼白井市都市マスタープラン：15 ページ参照。

(2) 事業者

- 公共下水道の整備区域では、公共下水道に接続します。
- 排水処理施設の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めます。
- 排水処理施設は適正に維持管理します。
- 有害化学物質などを含む事業排水は法令で定められた排出基準を遵守します。
- 農薬や化学肥料使用量の削減に努めます。(再掲)
- 雨水浸透枳の設置や透水性舗装などにより、雨水の地下浸透に努めます。(再掲)
- 合成洗剤の使用量を抑制します。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-3-1 下手賀沼（中央） の▼COD 年平均值【環境課】	6.2mg/ℓ	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
2-3-2 神崎川（鎌倉橋・ 所沢橋）の▼BOD 年平均值 【環境課】	2.0mg/ℓ	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下
2-3-3 金山落（名内橋） の BOD 年平均值【環境課】	1.8mg/ℓ	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下
2-3-4 公共下水道及び合 併処理浄化槽による汚水 処理人口普及率【上下水道 課】	95.0%	95.6% 以上	95.9% 以上	96.3% 以上	96.6% 以上	96.9% 以上
2-3-5 地下水質調査にお いて環境基準を超えてい る水質項目がある井戸数 の割合【環境課】	10.8%	10.8% 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満

2-3-1～2-3-3 河川・湖沼の水質については、下手賀沼の COD（化学的酸素要求量）、神崎川及び金山落の BOD（生物化学的酸素要求量）のそれぞれの年平均值を環境指標とし、それぞれの環境基準を達成することを目標とします。

2-3-4 また、生活排水などの処理に関し、公共下水道及び合併処理浄化槽による処理人口の割合（汚水処理人口普及率）を環境指標とし、これを平成32年度までに96.9%とすることを目標とします（「白井市生活排水処理基本計画」の目標値と同一）。

2-3-5 地下水汚染の調査・浄化対策については、汚染状況の調査のために神々廻地区、工業団地及びその周辺地区に市が設置している観測井戸の全本数に対し、毎年の水質調査の結果、1項目でも環境基準を超過した井戸の本数の割合を環境指標とします。汚染の状況は必ずしも改善に向かっているとは言えない状況であるため、平成26年度の実績値を基準に、年々減少に転じることを目標とします。

▼COD：25 ページ参照。

▼BOD：25 ページ参照。

4

有害化学物質による被害を防ごう

【市の施策】

▼ダイオキシン類、▼アスベストといった有害化学物質に対しては、日常的に注意を払い測定や情報収集を継続していくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 有害化学物質の調査及び情報収集

大気中のダイオキシン濃度を継続的に測定し、結果を公表します。

また、有害化学物質に関する国・県などの測定データや最新情報の把握・整理に努めます。

(2) 有害化学物質の飛散・放出防止

建築物の解体時などのアスベストの飛散防止のため、建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査や除去に対する支援を行います。

また、野焼きの防止や、農業における農薬・化学肥料使用量の削減などについて周知啓発を行い、有害化学物質の飛散・放出の防止に努めます。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

○ごみの野焼きはしません。(再掲)

(2) 事業者

○建物などの解体に際しては、アスベストの使用状況調査、作業届出、飛散防止対策などを法令に従い適正に行います。

○有害化学物質などを含む事業排水は法令で定められた排出基準を遵守します。(再掲)

○農薬や化学肥料使用量の削減に努めます。(再掲)

○ごみの野焼きはしません。(再掲)

○担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行います。(再掲)

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-4-1 大気中のダイオキシン濃度【環境課】	0.026 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ 未満	0.6 pg-TEQ/m ³ 未満	0.6 pg-TEQ/m ³ 未満	0.6 pg-TEQ/m ³ 未満	0.6 pg-TEQ/m ³ 未満

2-4-1 有害化学物質については、大気中のダイオキシン類濃度の測定結果を環境指標とし、環境基準値である 0.6pg-TEQ/m³未満を維持し続けることを目標とします。

5 公害対策に市民の声を生かそう

【市の施策】

公害苦情については、大気汚染や騒音・振動に関するものが増えてきており、これらに重点を置いた取り組みが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 公害苦情の原因・背景等の分析

近年苦情件数が増えている大気汚染や騒音・振動を中心に苦情の原因や背景を分析し、個別の対策に活かします。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

○公害を引き起こす恐れのある不適切な行為を発見したときは市などの関係機関に通報します。

(2) 事業者

○公害を引き起こす恐れのある不適切な行為を発見したときは市などの関係機関に通報します。

【環境指標】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-5-1 市に寄せられた公害苦情件数(全体)【環境課】	141 件	141 件未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-5-2 大気に関する苦情件数【環境課】	55 件	55 件未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-5-3 騒音・振動に関する苦情件数【環境課】(再掲)	50 件	50 件未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-5-4 悪臭に関する苦情件数【環境課】(再掲)	11 件	11 件以下	11 件以下	11 件以下	11 件以下	11 件以下
2-5-5 水質汚濁に関する苦情件数【環境課】	5 件	5 件以下	5 件以下	5 件以下	5 件以下	5 件以下
2-5-6 その他の苦情件数【環境課】	20 件	20 件以下	20 件以下	20 件以下	20 件以下	20 件以下

2-5-1～2-5-6 公害苦情については、全体件数及び項目ごとの内訳数を環境指標とします。このうち全体件数と、大気汚染及び騒音・振動に係る件数については、平成 26 年度の件数を基準に年々減少することを目標とします。また、苦情件数の顕著な増加が生じていない悪臭、水質汚濁及びその他の苦情の件数については、平成 26 年度の件数を上回らないことを目標とします。

なお、騒音・振動及び悪臭に関する苦情件数については、第 2 節第 2 項「騒音・振動、悪臭を減らそう」の環境指標 2-2-1 及び 2-2-2 を再掲しています。

6 放射線を正しく知ろう

【市の施策】

放射性物質については、放射線の影響についての市民の不安を払拭していくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 放射線の測定及び除染作業

当面の間、公共施設における空間放射線量率などの測定を継続するとともに、必要に応じて、食品・水などの検査を行います。併せて、国・県などの測定データを把握・整理し、市ホームページなどで公表します。

また、必要に応じて局所的な除染作業を行います。

(2) 健康への影響を中心とした最新知見・情報の収集及び提供

中長期的な健康不安に適切に対応できるよう、引き続き最新の知見・情報の収集及び提供に努めるとともに、甲状腺疾患などについては、国の動向及び福島県において行われている県民健康調査の結果などを注視し、状況に応じ必要な対策を講じていきます。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

○放射線やその健康影響に関する正確な知識の修得に努めます。

(2) 事業者

○事業所内の空間放射線量率を測定し従業員に結果を周知するなど、職場での安心確保に努めます。

【環境指標】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-6-1 除染が必要となった場所の数【環境課】	3 箇所	1 箇所 以下	1 箇所 以下	1 箇所 以下	1 箇所 以下	1 箇所 以下

2-6-1 市民の不安払拭の程度を量的に説明するのは困難であるため、ここでは、放射能による汚染状況の一側面を表すものとして、公共施設及び住宅等において市による除染作業が必要となった場所の数を環境指標とします。市では、平成 24～26 年度、「白井市除染実施計画」に基づき公共施設及び住宅等の除染を進めてきましたが、平成 27 年度以降においても、空間放射線量率のモニタリング等によって同計画に定めた空間放射線量率の基準を上回る場所を発見した場合は、局所的な除染を行うこととしています。平成 26 年度においては、3 箇所の除染行いましたが、今後は、除染が必要な場所が年間 1 箇所以下となることを目指します。

【市の施策】

景観・文化財については、地域特性を活かした調和のとれた景観の形成と、文化財の保護を着実に行うことが課題となっており、みどりの中にある文化資源を活かした良好な環境を保全・創出していくことが求められています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

（１）市街地と田園からなる本市の景観特性を活かした、魅力ある景観の形成

ゆとりがあり調和のとれた市街地景観の形成を目指し、▼地区計画の策定や、幹線道路沿道における屋外広告物の誘導などを進めるとともに、都市景観条例の導入などを検討します。

また、生活や営農など地域文化とともに培われ、農地や自然空間が一体となった原風景とも言える田園景観の保全のため、市民の自然・田園風景に対する意識の醸成を図ります。

なお、都市計画の中での都市景観の形成方針については、都市・交通分野の基幹計画である「▼白井市都市マスタープラン」で示しています。

（２）みどりの中にある文化財の保護及び魅力ある資源としての活用

若い世代も含めた多くの市民が、みどりやその中にある歴史・文化の魅力を発見できるよう、文化財の着実な調査や保護と合わせて、市民講座の開催、散策コースの設定やそれを活用したイベントの開催、子ども向けの文化財解説シートの作成・配布などを通し多様な機会を提供していきます。

【環境配慮事項】

（１）市民・市民団体

○建築物の新改築においては、周囲の景観との調和に配慮します。

○指定文化財やそれを取りまく自然環境に関心を持ち大切にするとともに、市内外に積極的に紹介し白井の魅力を広めます。

○地域の年中行事や伝統芸能、文化活動などの保存に努めます。

（２）事業者

○建築物の新改築や開発事業においては、周囲の景観との調和に配慮します。

○屋外照明や広告塔照明の設置にあたっては、住宅街、学校、病院などに影響しないよう十分配慮します。

○開発事業などにあたっては、文化財の適切な保護を図ります。

▼地区計画：一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に応じて、市民と市が連携しながら地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向け土地利用や建築物などのルールを定めてまちづくりを進めていく手法。

▼白井市都市マスタープラン：15 ページ参照。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-7-1 地区計画の策定数【都市計画課】	14 地区	16 地区以上	16 地区以上	16 地区以上	16 地区以上	16 地区以上
2-7-2 国・県・市指定文化財合計数【文化課】	38 点	40 点以上	42 点以上	43 点以上	44 点以上	45 点以上

2-7-1 地域特性を活かした調和のとれた景観形成については、そのための一手段である、都市計画法に基づく地区計画の策定数を環境指標とします。地区計画は住民の合意に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかなまちづくりを進めるものであり、生活道路の配置・規模を決定したり、建築物の用途・容積率・建ぺい率・デザインなどについて、通常より厳しい制限や指定を行うことなどができます。平成 26 年度現在、市内 14 地区で地区計画が策定されていますが、平成 32 年度までに更に 2 地区での策定を目標とします。

2-7-2 文化財保護の推進については、国指定重要文化財、県指定文化財及び市指定文化財の合計数を環境指標とします。平成 32 年度までに、平成 26 年度より 7 点増え 45 点となることを目標とします。

【市の施策】

不法投棄については、ごみが捨てられない環境づくりを通して、未然に防止を図っていくことが課題となっています。また、ごみの野焼きについては、きめ細かい対応により、生活環境への影響を生じさせないようにしていくことが課題となっています。

市では、これらの課題解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 不法投棄をされない環境づくり

市によるパトロール、監視カメラの設置・運用及び▼生活環境指導員による監視などを通して不法投棄の防止及び早期発見に努めるほか、広報紙やホームページなどにより、ごみや吸い殻のポイ捨て防止及びペットのフン害防止なども含めた周知啓発を行います。

また、公共用地への不法投棄が行われた場合は速やかに回収し投棄の拡大を防止するとともに、警察などの関係機関と連携し行為者の特定に努めます。民有地への不法投棄に対しては、土地所有者などに対し、再発防止対策などの助言を行います。

(2) 野焼きに対するきめ細かい対応

ごみの野焼きの苦情があったときは現場の状況を確認し、行為者などに事情を聴取したうえで、中止などの指導を行います。

また、広報紙やホームページなどにより野焼き防止のための周知啓発を行うとともに、野焼きに対する監視・指導のため、消防、警察、隣接市など関係機関との連携・協力及び情報共有に努めます。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- ごみはルールに従い適正に処理します。
- ごみや吸い殻のポイ捨てはしません。
- ペットのフンは放置せず持ち帰ります。
- 不法投棄を見掛けたときは警察や市に通報します。
- ごみの野焼きはしません。(再掲)

(2) 事業者

- 事務所などから出るごみはルールに従い適正に処理します。
- 産業廃棄物の▼マニフェスト制度を遵守します。
- ごみの野焼きはしません。(再掲)

▼生活環境指導員：生活環境指導員制度（平成7年度）により市から委嘱を受け、集積所の維持管理やごみの排出状況の確認・指導などを行っています。

▼マニフェスト制度：廃棄物などによる事故や環境汚染、不法投棄などを防止することを目的として、廃棄物の排出から運搬、処分に関する一連の流れを伝票により管理する制度。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-8-1 不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量【環境課】	34.6 トン	29.4 トン 以下	27.1 トン 以下	25.0 トン 以下	23.1 トン 以下	21.3 トン 以下
2-8-2 野焼きに関する苦情件数【環境課】	52 件	52 件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-8-3 果樹剪定枝▼バイオマスガス化発電施設の処理量【環境課】	24,119 トン	24,119 トン 超	H28 年度値 超	H29 年度値 超	H30 年度値 超	H31 年度値 超

2-8-1 不法投棄の未然防止については、実際に不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量を環境指標とします。投棄重量は平成 19 年度をピークに減少傾向にあることから、同年度以降の各年の増減率の平均である、前年比-7.8%の減少を維持することを目標とします。

2-8-2、2-8-3 ごみの野焼きへの対応については、野焼きに関する苦情件数と、果樹剪定枝のバイオマスガス化発電施設における処理量を環境指標とします。苦情件数については、平成 26 年度の件数を基準に年々件数が減少することを目標とします。一方、バイオマスガス化発電施設処理量については、平成 26 年度実績を基準に年々増加することを目標とします。

第3節 限られた資源・エネルギーを大切にすまち

1 ごみを削減しよう

【市の施策】

ごみについては、一般廃棄物の排出量の抑制及び資源化量・資源化率の改善が課題となっています。市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 家庭系ごみの排出量削減及び資源化の促進

「ごみ減量化・資源化基本方針（行動ガイドライン）」に基づき、生ごみの水切り、資源物の分別徹底、レジ袋や使い捨て容器を使わない「マイバッグ・マイボトル」使用などについての周知啓発を行います。

また、コンポスト（生ごみ肥料化容器）や生ごみ処理機の導入促進、リサイクルマーケットの実施や不用品交換制度の運用、資源回収運動の支援など、市民や市民団体との協働によるごみの減量化・資源化活動を促進します。

(2) 事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進

果樹剪定枝のバイオマスガス化発電燃料としての利用、園芸用廃プラスチック類の回収・処理、多量排出事業者に対する減量化指導・助言などを通して、事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進を図ります。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 生ごみの水切りを徹底します。
- ごみの分別を徹底し、資源化に努めます。
- レジ袋や使い捨て容器に頼らず、「マイバッグ・マイボトル」を利用します。
- 生ごみの堆肥化に努めます。
- リユース（再使用）やリサイクルに努めます。
- 過剰包装品や使い捨て製品は購入を控えます。
- 生活環境指導員の活動に協力します。

(2) 事業者

- ごみの分別を徹底し、資源化に努めます。
- 廃棄物の発生抑制のため常に工夫します。
- 包装の簡素化やごみになりにくい商品の開発・販売に努めます。
- 修理やアフターサービスを充実し、商品の長命化に努めます。
- 再生資源を利用した原材料などの使用に努めます。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
3-1-1 家庭系一般廃棄物 排出原単位【環境課】	501g/人日	490g/人日 以下	485g/人日 以下	480g/人日 以下	475g/人日 以下	470g/人日 以下
3-1-2 一般廃棄物の資源 化率【環境課】	17.7%	16.7%以上	16.2%以上	15.8%以上	15.7%以上	15.7%以上
3-1-3 資源回収運動団体 の数【環境課】	36 団体	38 団体 以上	39 団体 以上	40 団体 以上	41 団体 以上	42 団体 以上

3-1-1 一般廃棄物の排出量については、家庭系一般廃棄物の排出原単位を環境指標とします。目標は「ごみ減量化・資源化基本方針」の中間目標（平成 30 年度・480g/人日）と同一とし、その後は、同方針の最終目標（平成 35 年度・455g/人日）に向けて毎年度均等に減量していくこととします。

3-1-2、3-1-3 一般廃棄物の資源化については、資源化率と、資源回収運動団体の数を環境指標とします。このうち資源化率については、本計画期間中に近年の下落傾向に歯止めをかけることを目標とします。また、資源回収運動団体は、PTA、自治会及び子ども会等の団体が資源回収を実施するものですが、平成 23～26 年度の 4 年間で合計 4 団体（年平均 1 団体）増えていることから、引き続き年平均 1 団体増加し、平成 32 年度までに 42 団体となることを目標とします。

2 エネルギーを有効に使おう

【市の施策】

エネルギーについては、省エネルギーの推進や▼再生可能エネルギーの利用拡大によって、化石燃料エネルギーの更なる消費削減を図っていくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及

▼住宅用省エネルギー設備等の導入支援、家庭や事業所での省エネルギーの周知啓発、市民団体との協働による新たな再生可能エネルギーの調査・研究などを通して、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及を促進します。

(2) 市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大

「白井市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業における電力及び燃料使用量を把握し、使用削減に努めます。

また、市の施設・設備への▼LED照明の導入や、再生可能エネルギーを用いた発電設備の設置などを推進します。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 電気器具は電源をこまめに切ります。
- 夏季はつる性植物による「▼緑のカーテン」の栽培や、涼しい公共施設や店舗の利用（クールシェア）などにより、自宅での冷房使用を抑えます。
- 冬季は一部屋に集まりこたつで団らんしたり、室内着を1枚増やすなど、自宅での暖房使用を抑えます。
- 温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉めます。
- 冷蔵庫は中身を整理して、詰め込みすぎないようにします。
- 暖房の設定温度は20℃以下、冷房の温度は28℃以上を目安にします。
- 厚手のカーテンなどで部屋の断熱効果を高めます。
- 照明器具はLEDを使います。
- 太陽光発電システムや住宅用省エネルギー設備の導入を積極的に検討します。
- 自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。(再掲)
- アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。(再掲)
- 市民団体は、省エネルギーや再生可能エネルギーについて、市民への周知啓発に取り組みます。

▼再生可能エネルギー：36ページ参照。

▼住宅用省エネルギー設備等：ここでは、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車充電設備、太陽熱利用システムなどの総称として用います。

▼LED：電流を流すと発光する半導体素子の一種。省エネルギー型の照明光源として使用されています。

▼緑のカーテン：ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったものの。

(2) 事業者

- 省エネ法や温暖化対策法を遵守します。
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを積極的に取り入れ、冷暖房の使用抑制に努めます。
- 温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉めます。
- アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。（再掲）
- 共同輸配送など、物流の効率化に努めます。（再掲）
- ▼ESCO 事業の活用や、▼コージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備・機器の導入を検討します。
- 太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ▼環境マネジメントシステムの運用や▼環境ラベルの活用などに取り組みます。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
3-2-1 市有施設の電力 使用量【環境課】	5,416,701kWh	5,416,701 kWh 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
3-2-2 市内の供給先 1 件当たり都市ガス使用 量(前年度 1 月から当 年度 12 月まで)【環境課】	881 m ³ /件	881 m ³ /件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
3-2-3 市内における再 生可能エネルギー設備 導入容量【環境課】	13,631 kJ/s	19,100 kJ/s 以上	21,800 kJ/s 以上	24,500 kJ/s 以上	27,300 kJ/s 以上	30,000 kJ/s 以上

3-2-1～3-2-3 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大については、市有施設の電力使用量、供給先 1 件当たり都市ガス使用量（前年度 1 月から当年度 12 月まで）及び再生可能エネルギー設備導入容量を環境指標とします。

このうち市有施設の電力使用量及び供給先 1 件当たり都市ガス使用量については、近年の使用量が横ばい又は漸増傾向にあることから、前年度使用量を基準に、使用量が毎年低下することを目標とします。また、市内における再生可能エネルギー設備導入容量については、当面の間は、実績値の継続的な取得可能性の観点から、発電容量を対象とします。市内における再生可能エネルギー発電容量は平成 26 年 4 月末からの 1 年間で約 3,900kJ/s (=kW) 増加するなど顕著な増加が見られることから、平成 32 年度までに合計 30,000kJ/s まで高めることを目標にします。なお、計画期間内において、熱利用など、電力以外の再生可能エネルギーの導入容量を継続的に把握できるようになった場合は、これらを合算した実績値を採用するものとし、目標値についても見直すものとします。

▼ESCO 事業：省エネルギー改修等により顧客の光熱水費等の経費を削減し、削減実績の一部を報酬として受取る事業。

▼コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。

▼環境マネジメントシステム：事業者などが環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制や手続きなどの仕組み。代表的なものとして、国際基準の ISO14001、環境省によるエコアクション 21 などがある。。

▼環境ラベル：環境保全に役立つ製品やサービスにマークを付けて消費者などに推奨するもので、日本では 1989 年の「エコマーク」が最初。「国際エネルギースタープログラム」など、省エネルギーに係るラベルも多数提唱されている。

第4節 環境を知り環境に配慮した ライフスタイルを実践するまち

1 環境について学ぼう

【市の施策】

環境学習・環境教育については、それを通じて環境に関わる各主体が環境保全への関心・理解を深めていくことが課題となっています。また、住民意識調査の結果からは、市民の環境保全活動の促進のため、環境基本計画の更なる周知を図ることが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進

学校や市民団体などとの連携のもと、教材の供給、市民講座の開催、観察会・見学会その他のイベント開催など、みどりが形成されてきた歴史やその貴重さなどに関する学習の機会を充実します。

また、環境問題に関する研修への参加などにより、市職員の環境意識の向上に努めます。

(2) 環境基本計画の周知

ホームページや情報公開コーナーを活用し、環境基本計画のPRに努めます。

また、環境基本計画の達成状況や白井市の環境に関する主な動きを取りまとめた環境白書を毎年発行します。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 様々な環境問題について、興味をもって調べたり、講座などに参加します。
- 環境問題について家族、友人、同僚等と話し合います。
- 環境学習・環境教育に結びつく活動を積極的に行います。
- 地域の環境に関する情報を発信します。
- 他地域の市民団体などとの交流を深めます。

(2) 事業者

- 従業員への環境教育を実施します。
- 環境学習の場としての事業所や施設の公開などを検討します。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
4-1-1 市の環境関連イベント・講座等への年間延べ参加・受講者数【環境課】	495 人	495 人 超	H28 年度値 超	H29 年度値 超	H30 年度値 超	H31 年度値 超

4-1-1 環境保全への関心・理解については、市の環境関連イベント・講座等への年間延べ参加・受講者数を環境指標とし、目標は、平成26年度の参加・受講者数を基準に毎年増加することとします。

一方、環境基本計画の周知については、量的に説明する適当なデータがないことから環境指標は設定しませんが、施策を通して課題解決に取り組んでいきます。

2

環境保全活動に参加しよう

【市の施策】

環境保全活動については、市民、市民団体、事業者などの自主的な取り組みや、市との協働による活動を更に進めていくことが課題となっており、これらにより、みどりの地域資源を守り、育んでいくことが求められています

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 地域での環境保全・創出の取り組みとしての▼グラウンドワークの推進

所有者や市民団体との連携・協力による森林の適正な維持管理の促進、市民・事業者との協働による環境保全活動である「ごみゼロ運動」の実施、市民及び市民団体が道路・公園・緑地などで環境美化活動を行う「アダプトプログラム」の周知啓発、市民団体との連携による「市民活動推進センター」の運営を通じた公益的な市民活動の支援など、地域や市民団体などと連携し、みどりの地域資源を守り育む活動を推進します。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 地域で行われる環境保全活動に積極的に参加します。
- ひとりひとりが日常生活の中でできる環境保全に取り組みます。
- 地域の環境保全活動のため、市・事業者・他団体などとの連携や協力を進めます。

(2) 事業者

- 地域の環境保全活動のため、市・他事業者・市民団体などとの連携や協力を進めます。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
4-2-1 市内の環境関係活動団体数【市民活動支援課】	11 団体	12 団体 以上	12 団体 以上	12 団体 以上	12 団体 以上	12 団体 以上
4-2-2 ごみゼロ運動の1回当たり参加者数【環境課】	4,954 人	5,000 人 以上	5,000 人 以上	5,000 人 以上	5,000 人 以上	5,000 人 以上

4-2-1、4-2-2 環境保全活動の推進については、市民活動推進センターに「環境」区分で登録している市民団体の数と、市民・事業者と市との協働による環境保全活動の中でも最大規模のものである「ごみゼロ運動」の1回当たり参加者数を環境指標とします。「環境」区分の登録団体数は近年は11団体で推移していますが、団塊世代の大量退職などを背景とした地域活動の担い手の増加も期待できることから、平成32年度までに1団体の増加を目標とします。一方、ごみゼロ運動の参加者数は、平成26年度は1回当たり4,954名であり、今後は毎回5,000名以上の参加を目標とします。

第5節 地球環境の保全に貢献するまち

1 地球規模で環境を考えよう

【市の施策】

地球環境問題については、地球温暖化の原因となる▼温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギーの推進や▼再生可能エネルギーの利用拡大を市民生活や事業活動に定着させていくとともに、温室効果ガスの排出抑制の啓発を促進すること、また、酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集を進めて行くことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 温室効果ガス排出抑制のための省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及

本施策に係る具体的な内容は、第3節第2項「エネルギーを有効に使う」で市の施策として示した、「(1) 住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及」及び「(2) 市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大」と共通するものとします。

さらに、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの積極的利用が、日常の市民生活や事業活動などにおいて「ふつうのこと」として定着するようにしていくため、第4節で述べた環境学習・環境教育や環境保全活動に係る施策とも連動し、各取組主体の意識の醸成に努めていきます。

(2) 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集

酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策については、第2節第1項「大気汚染を減らそう」で市の施策として示した、「(1) 国・県・他市町村などとの連携による大気汚染物質の排出削減」と共通するものとします。また、千葉県による大気汚染物質の測定結果を把握・整理し環境白書などで毎年公表するとともに、国による酸性雨の調査結果を把握し、情報の提供に努めます。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

- 電気器具は電源をこまめに切ります。(再掲)
- 夏季はつる性植物による「緑のカーテン」の栽培や、涼しい公共施設や店舗の利用（クールシェア）などにより、自宅での冷房使用を抑えます。(再掲)
- 冬季は一部屋に集まりこたつで団らんしたり、室内着を1枚増やすなど、自宅での暖房使用を抑えます。(再掲)
- 温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉めます。(再掲)
- 冷蔵庫は中身を整理して、詰め込みすぎないようにします。(再掲)
- 暖房の設定温度は20℃以下、冷房の温度は28℃以上を目安にします。(再掲)
- 厚手のカーテンなどで部屋の断熱効果を高めます。(再掲)
- 照明器具はLEDを使います。(再掲)
- 太陽光発電システムや住宅用省エネルギー設備の導入を積極的に検討します。(再掲)
- 自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。(再掲)

▼温室効果ガス：40ページ参照。

▼再生可能エネルギー：36ページ参照。

- アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。（再掲）
- 市民団体は、省エネルギーや再生可能エネルギーについて、市民への周知啓発に取り組みます。（再掲）

(2) 事業者

- 省エネ法や温暖化対策法を遵守します。（再掲）
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを積極的に取り入れ、冷暖房の使用抑制に努めます。（再掲）
- 温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉めます。（再掲）
- アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。（再掲）
- 共同輸配送など、物流の効率化に努めます。（再掲）
- ESCO 事業の活用や、コージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備・機器の導入を検討します。（再掲）
- 太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討します。（再掲）
- ▼環境マネジメントシステムの運用や▼環境ラベルの活用などに取り組みます。（再掲）

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
5-1-1 市の事務事業による温室効果ガス排出量【環境課】	4,228,289 kg-CO ₂	3,996,175 kg-CO ₂ 以下	3,954,977 kg-CO ₂ 以下	-	-	-
5-1-2 降水中の水素イオン指数【環境課】	4.77 (H20～ 24 年度調査 平均値)	4.77 以上 (H27 年度 調査値)	4.77 以上 (H28 年度 調査値)	4.77 以上 (H29 年度 調査値)	4.77 以上 (H30 年度 調査値)	4.77 以上 (H31 年度 調査値)

5-1-1 省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の定着促進については、その成果の一側面をあらわすものとして、市の事務事業による温室効果ガス排出量を環境指標とします。目標は「白井市地球温暖化対策実行計画」に合わせ、平成 29 年度までに 3,954,977kg (CO₂換算) まで削減することとします。なお、平成 30 年度以降については、次期の地球温暖化対策実行計画の目標値を適用することとします。

5-1-2 酸性雨については、国の調査に基づく降水中の水素イオン指数 (pH 値) の直近値を環境指標とします。ただし、千葉県内には調査地点が設定されていないことから、本市から最も近い調査地である東京都の値を使用することとし、目標については、直近 5 年間 (平成 20～24 年度) の平均値 (4.77) を下回らないこととします。なお、酸性雨の主な原因物質は硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質であると言われていますが、これらの物質のうち大気中の▼二酸化窒素濃度については、第 2 節第 1 項「大気汚染を減らそう」において環境指標 (2-1-3) としています。

▼環境マネジメントシステム：81 ページ参照。

▼環境ラベル：81 ページ参照。

▼二酸化窒素：22 ページ参照。

第5章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、庁内各部局はもとより、市民、市民団体、事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図る必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、市民、市民団体、事業者及び市が一体となって計画を推進するものとします。

1 市民、市民団体、事業者への情報提供と連携

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけではなく、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。

各地区の課題や取り組みについては、必要に応じて、各地区のまちづくり協議会などと意見交換をするとともに、市民、市民団体や事業者などへの情報提供に努め、連携しやすい環境を整えます。

また、各活動については、広報紙やホームページでの紹介などを通じて市民等の理解を図るとともに、「白井市環境フォーラム」などを通じて各主体間の相互交流や情報交換を深めます。

なお、庁内においては、本計画の施策の対象が広範囲に及ぶため、進捗状況の把握や施策の点検などに際し、関係部局間において密接な連携・調整を図ります。

2 環境審議会

環境審議会は、白井市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織します。

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び環境の保全に関する施策の実施並びに民間団体等の意見の措置の状況などについて、諮問に応じて調査審議します。

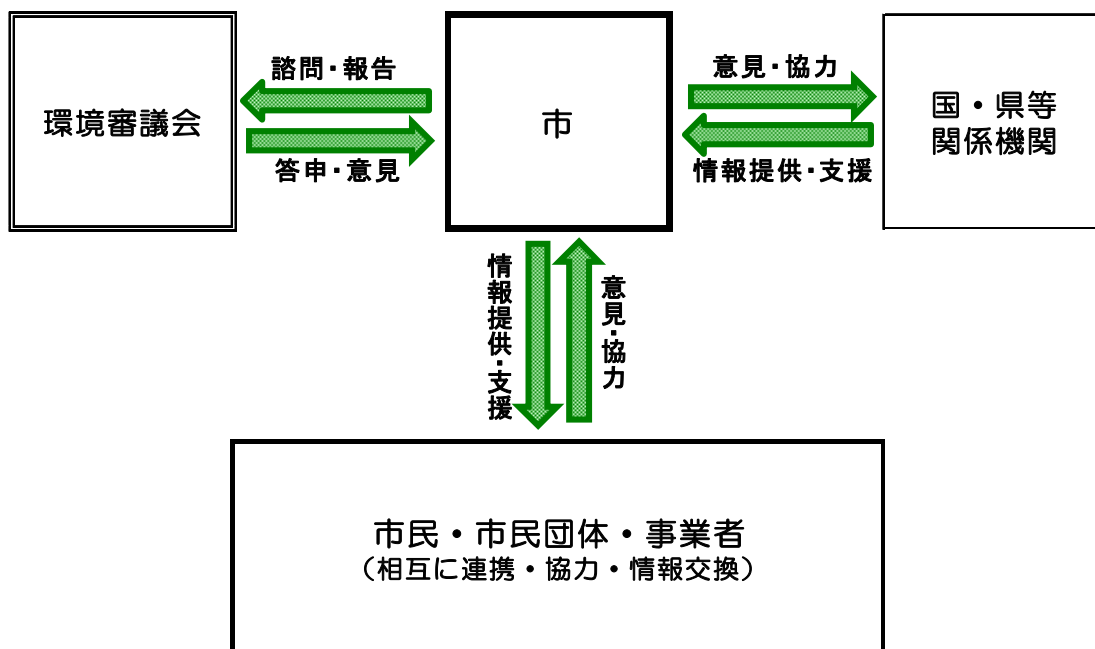
本計画に基づく市の施策の進捗状況や環境指標の達成状況などの報告を受け、その内容を点検・評価するとともに、環境保全に関する事項について、必要に応じて意見等を述べます。

3 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する自治体などに対して、要請や協力を求める場合が想定されます。

特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取り組みが必要であることから、今後も、引続き国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

環境基本計画の推進体制のイメージ



第2節 計画の進行管理

1 計画の点検・評価

本計画の推進に当たっては、進捗状況の定期的な点検・評価を行うことにより、継続的な改善を図っていくこととします。

計画の進捗状況は、「PDCAサイクル」を用いて把握します。この方法は、①計画（Plan）、②施策の展開（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

2 点検・評価結果の報告

本計画の進捗状況は、毎年度、環境審議会に報告し、点検・評価を行います。

環境審議会による点検・評価を受けた後、施策の進捗状況及び環境指標の達成状況などの分析を行い、環境白書（「白井の環境」）としてまとめ、ホームページなどで公表します。

3 環境情報の提供

市民、市民団体、事業者、行政の連携・協働による環境保全の取り組みを進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

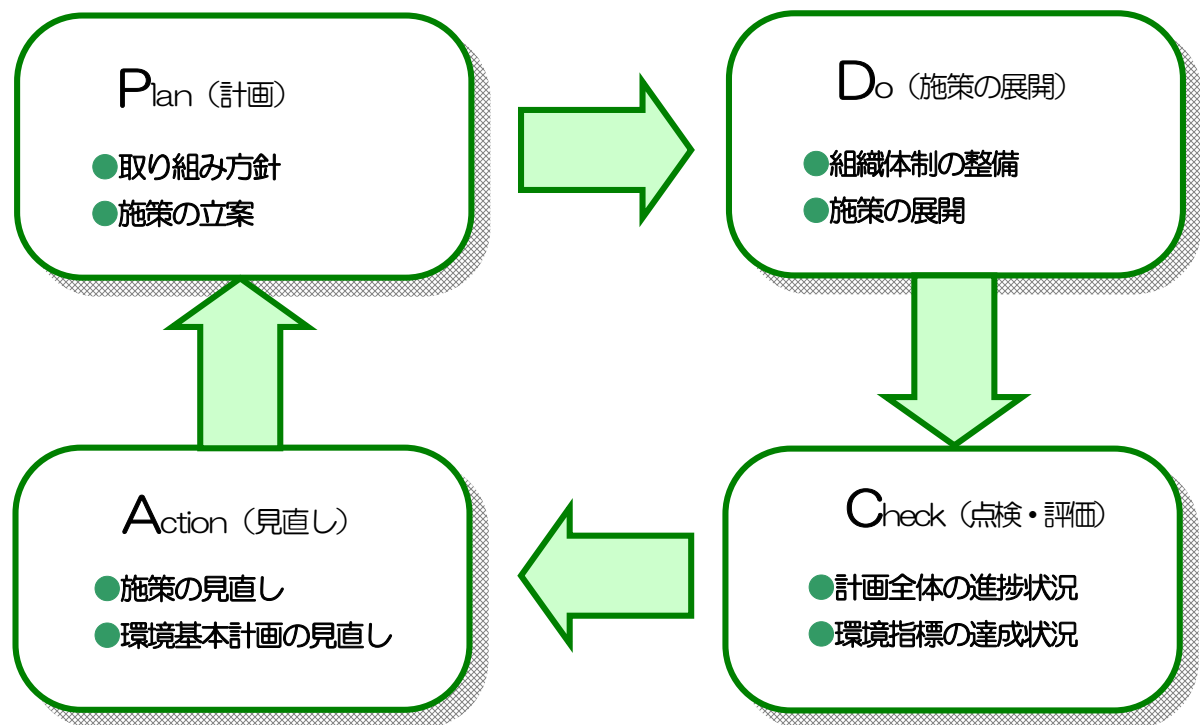
このため、広報紙やホームページなどを活用し、環境に関する情報の提供を行います。

4 計画の見直し

新たな課題の発生や社会情勢・環境状況の変化などに対応するとともに、平成28年度から開始される第5次総合計画前期基本計画及び都市マスタープランとの整合を図るため、本計画は平成27年度に中間見直しを行いました。

中間見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるとともに、アンケート調査及びパブリック・コメントの実施を通して市民意見の反映を図りました。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

関係法令

環境基本法

（平成五年十一月十九日法律第九十一号）

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四六号

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針（第十四条）

第二節 環境基本計画（第十五条）

第三節 環境基準（第十六条）

第四節 特定地域における公害の防止（第十七条・第十八条）

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等（第十九条—第三十一条）

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等（第三十二条—第三十五条）

第七節 地方公共団体の施策（第三十六条）

第八節 費用負担等（第三十七条—第四十条の二）

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（第四十一条—第四十四条）

第二節 公害対策会議（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の恵沢の享受と継承等）

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的

に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

（国の責務）

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基

本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（国民の責務）

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（環境の日）

第十条 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

2 環境の日は、六月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにし

た文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第十三条 削除

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更につ

いて準用する。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府
- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
 - イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長
 - ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事
- 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関係するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第四節 特定地域における公害の防止（公害防止計画の作成）

第十七条 都道府県知事は、次のいずれかに該当する地域について、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）を作成することができる。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関

する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

(公害防止計画の達成の推進)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

(国の施策の策定等に当たっての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防

止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第二十四条 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるように技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
（環境の保全に関する教育、学習等）

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施）

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（科学技術の振興）

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発

の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公害に係る紛争の処理及び被害の救済）

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

（地球環境保全等に関する国際協力等）

第三十二条 国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの（以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。）に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等（以下「地球環境保全等」という。）に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（監視、観測等に係る国際的な連携の確保等）

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するように努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置）

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際協力の実施等に当たつての配慮）

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たつては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようにするため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

第八節 費用負担等

（原因者負担）

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障（以下この条において

「公害等に係る支障」という。)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下この条において「公的事業主体」という。）により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

（受益者負担）

第三十八条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体に対する財政措置等）

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の協力）

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

（事務の区分）

第四十条の二 第十六条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

（中央環境審議会）

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その

他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四十二条 削除

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

第二節 公害対策会議

（設置及び所掌事務）

第四十五条 環境省に、特別の機関として、公害対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害の防止に関する施策であって基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

（組織等）

第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、環境大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十条、第十二條、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七條、第百五十七條第四項から第六項まで、第百六十條、第百六十三條、第百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（環境基本法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 施行日前に第五十三条の規定による改正前の環境基本法第十七条第三項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画は、第五十三条の規定による改正後の同法第十七条第三項の規定により内閣総理大臣の同意を得た公害防止計画とみなす。

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものにつ

いては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに

置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第二二一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成十二年六月二日法律第一一〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十四年七月一二日法律第八七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条 附則第二条から第十二条まで、第

十六条、第十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一四年七月一二日法律第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年二月一〇日法律第四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二章第二節第一款、第八十四条及び第八十六条並びに附則第二条、第三条、第五条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定 公布の日

附 則 （平成一九年六月一三日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定、第七条第三項の改正規定、第九条第三項の改正規定（「食料・農業・農村政策審議会」の下に「及び中央環境審議会」を加える部分に限る。）並びに附則第六条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月六日法律第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律

第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七條、第一百八條、第一百五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。)、第一百六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八條の改正規定に限る。)、第一百二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二

條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第一百二十一条(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第一百三十九條の三、第一百四十一條の二及び第一百四十二條の改正規定に限る。)、第一百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。)、第一百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第一百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第一百四條及び第九條の二の改正規定に限る。)、第一百四十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第一百四十五條、第一百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第一百九十一條、第一百九十二條、第一百九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第一百五十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。)、第一百五十七條、第一百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第一百六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。)、第一百六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第一百六十五條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。)、第一百六十九條、第一百七十一條(廃

棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に

関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年五月三〇日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

千葉県環境基本条例

平成七年三月十日条例第二号

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策等（第九条―第二十三条）

第三章 地球環境保全の推進等（第二十四条―第二十六条）

第四章 環境の保全の推進体制等（第二十七条・第二十八条）

附則

私たちのふるさと千葉は、三方を海で囲まれ、温暖な気候と多様な自然の恵みを受けながら、先人のたゆまぬ努力により今日の社会を築いてきたが、この過程で人口の集中や産業の集積が進み、空気や水や土の汚染、増大するごみ問題などが発生し、豊かな自然も一部では失われつつあり、また、生命の源である地球の環境が脅かされるまでに至っている。

今こそ、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、自然環境の適正な保全に県民の総力を結集し、ひいては地球環境全体の保全に資する行動に努めるべきである。

私たちが、健康で文化的な生活を営むうえで、健全で豊かな環境の恵みを楽しむことは欠くことのできないものであり、私たちは現在及び将来の世代の人間が、この環境の恵みを楽しむよう環境を保全し、継承していかなければならない。

千葉県では、環境新時代に向けて、限りある環境を保全していくため、私たち県民の環境に対する行動規範として環境憲章を策定し、よりよき自然環境の保全と快適な生活環境の確保に努めてきた。

そこで更に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力のある環境を保全し、快適な環境の実現を図っていくため、ここに千葉県環境基本条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、現在及び将来の県民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動

による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、環境の保全を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村の施策を支援し、及びその実施に協力するよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、県の施策に協力して地域の環境の保全に努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、環

境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第七条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（千葉県環境白書）

第八条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するとともに、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、千葉県環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する基本的施策等

（環境基本計画の策定）

第九条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する長期的な目標
- 二 環境の保全に関する施策の方向
- 三 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため

に必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ千葉県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第十一条 県は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画し、又は実施する事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響を自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第十二条 県は、環境の保全上の支障を防止するために、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

一 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

二 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

三 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止

するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第十三条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者又は県民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、県民の理解のもとに、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第十七条 県は、環境の保全についての施策に

県民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について県民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する学習の推進）

第十八条 県は、県民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第十九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十条 県は、県民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施）

第二十一条 県は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（監視等の実施等及び研究等の推進）

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

2 県は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制を整備するとともに研究開発の推進に努めるものとする。

（公害に係る紛争の処理及び被害の救済）

第二十三条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な処理を図るとともに、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第三章 地球環境保全の推進等

（地球環境保全の推進）

第二十四条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全行動の推進）

第二十五条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて、地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

（国際協力の推進）

第二十六条 県は、国等と連携し、地球環境保全に関する国際的な連携を図り、開発途上にある海外の地域に対しての環境の保全に関する技術、情報等の提供その他の地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第四章 環境の保全の推進体制等

（環境の保全の推進体制の整備）

第二十七条 県は、市町村、事業者及び県民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第二十八条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

（千葉県環境保全条例の廃止）

2 千葉県環境保全条例（昭和四十六年千葉県条例第三十号）は、廃止する。

白井市環境基本条例

平成12年6月30日条例第32号

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策等(第9条―第21条)

第3章 環境の保全の推進体制等(第22条・第23条)

第4章 環境審議会(第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある

財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続的に発展することができる社会が築き上げられるように行われなければならない。

3 環境の保全は、大気、水、土壌等が良好な状態に保持され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた環境を実現していくように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するための課題であることから、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関して、地域の条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関して、情報の提供その他の必要な措置を講ずることにより、市民意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ自ら適正に調査、予測及び評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が、廃棄物

となった場合にその適正な処理が図られることとなるように製品の開発その他の必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資することとなるように製品の開発その他の必要な措置を講ずること。

(3) 事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、事業活動に関して、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全に関心を持ち必要な知識を得ることにより、自ら環境の保全について理解を深めるように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(パートナーシップの形成等)

第7条 市、事業者及び市民は、健全で恵み豊かな環境の保全を推進するため、パートナーシップ(適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。)の形成に努めなければならない。

2 市、事業者及び市民は、前項に定めるパートナーシップに基づき行われる環境の保全に関する活動に参加し、及び協働するように努めなければならない。

(施策等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等 (環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総

合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ白井市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

(規制の措置等)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における行為であって、保護することが必要な野生生物、地形又は地質その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第12条 市は、環境の保全を推進するため、事業者、市民及び他の地方公共団体と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することを目的とする施策が、適正な経済的負担を求める措置を必要と認めるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、排水処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備、公園その他の公共的施設の整備その他の環境の保全に関する事業を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用に自ら努めるとともに、事業者及び市民においても利用が促進されるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、民間団体等が自発的に行う環境の保全

に関する活動を促進するため、適切な調整その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の保全に関する情報の収集に努め、及び提供するものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の状況の把握その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

(苦情の処理)

第20条 市は、関係行政機関と協力して公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の適切な処理(公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づく公害紛争処理制度の適切な運用を含む。)に努めるものとする。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の相談に応ずるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 事業者及び市民は、その日常活動及び事業活動が地球環境の保全に密接な関係にあることを認識し、市の施策に協力するとともに自ら地域における地球環境の保全に資する活動に努めるものとする。

第3章 環境の保全の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、市の機関相互が連携し、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市が実施する環境の保全に関する事業を事業者及び市民の

協力により効果的に推進するための体制を整備するものとする。

（県及び他の市町村との協力）

第23条 市は、環境の保全を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

（環境審議会）

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、白井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境の保全に関する基本的事項

（2）環境の保全に関する施策の実施及び民間団体等の意見の措置の状況

（3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関して必要と認められる事項

3 審議会は、環境の保全に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。

5 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）環境問題に関し学識経験を有する者 5人以内

（2）市内事業者 2人以内

（3）市民 5人以内

（4）市内団体の代表者 3人以内

7 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（白井町環境審議会条例の廃止）

2 白井町環境審議会条例（平成6年条例第18号）は、廃止する。

計画策定までの経緯（平成 22・23 年度）

年 月 日	検 討 内 容
平成 22 年 11 月 11 日	第 1 回 環境基本計画策定委員会 ・第 1 章 環境基本計画の背景と意義について ・策定内容・スケジュールについて ・アンケート調査素案について
12 月 1～13 日	市民アンケート調査の実施 ・目的：環境に対する市民の意向等を把握し、計画に反映させるため
平成 23 年 3 月 29 日	第 2 回 環境基本計画策定委員会 ・アンケート調査の結果について ・第 2 章 環境の現状と課題について ・第 3 章 望ましい環境像及び体系図の見直しについて ・第 4 章 実践行動の見直しについて
4 月 13 日	第 1 回 自然環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
4 月 21 日	第 1 回 生活環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
4 月 27 日	第 1 回 循環型社会環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
5 月 11 日	第 2 回 自然環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
5 月 12 日	第 2 回 循環型社会環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
5 月 16 日	第 2 回 生活環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
5 月 25 日	第 3 回 自然環境施策分科会 ・実践行動見直し案の最終確認
6 月 1 日	第 3 回 循環型社会環境施策分科会 ・実践行動見直し案の最終確認
6 月 6 日	第 3 回 生活環境施策分科会 ・実践行動見直し案の最終確認
6 月 17 日	第 1 回 環境基本計画策定委員会 ・分科会で検討した実践行動見直し案の最終確認
6 月 30 日	第 2 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
7 月 12 日	第 3 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
7 月 22 日	第 4 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
8 月 9 日	第 5 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
8 月 31 日	第 6 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
9 月 22 日	第 7 回 環境基本計画策定委員会 ・第 4 章 施策の展開と実践行動について
10 月 17 日	第 1 回 環境団体との意見交換会 ・第 4 章 施策の展開と実践行動について

年 月 日	検 討 内 容
10 月 19 日	第 2 回 環境団体との意見交換会 ・第 4 章 施策の展開と実践行動について
10 月 24 日	第 3 回 環境団体との意見交換会 ・第 4 章 施策の展開と実践行動について
10 月 26 日	第 4 回 環境団体との意見交換会 ・第 4 章 施策の展開と実践行動について
11 月 12 日	第 1 回 地区別意見交換会（白井駅前センター） ・環境基本計画の目的及び概要等について
11 月 13 日	第 2 回 地区別意見交換会（西白井複合センター） ・環境基本計画の目的及び概要等について
	第 3 回 地区別意見交換会（桜台センター） ・環境基本計画の目的及び概要等について
12 月 2 日	第 8 回 環境基本計画策定委員会 ・意見交換会での意見・要望について ・第 5 章 推進体制と進行管理について
12 月 9 日	第 1 回 環境基本計画検討委員会 ・次期環境基本計画（案）について
12 月 21 日	第 2 回 環境基本計画検討委員会 ・次期環境基本計画（案）について
平成 24 年 1 月 16 日	調整会議 ・次期環境基本計画（案）について
1 月 25 日	政策会議 ・次期環境基本計画（案）について
2 月 15～29 日	パブリックコメント（意見公募） ・次期環境基本計画（案）について
3 月 12 日	第 3 回 環境基本計画検討委員会 ・パブリックコメントでの意見について ・次期環境基本計画（案）について
3 月 21 日	環境審議会 ・次期環境基本計画（案）について
3 月 27 日	政策会議 ・次期環境基本計画（案）について

計画策定に係る審議会・委員会等（平成 22・23 年度）

白 井 市 環 境 基 本 計 画 策 定 委 員 会

No.	対 象	氏 名	所 属 課	備 考
1	市民（公募）	池川 悟		
2		大森 三千雄		
3		加藤 重雄		
4		桑原 正彦		
5		谷本 滋宣		
6		寺園 直美		
7		新堀 昌邦		会長
8		西野 登		
9		藤村 清		
10	市内事業者代表	水谷 義一		
11		伊藤 仁		
12		野水 俊夫		
13	市内環境団体代表	加藤 三洲		
14		秋井 邦夫		
15		山本 恵一		
16	市職員	吉川 弘一	財政課	
17		津々木 哲也	企画政策課	
18		折山 光男	都市計画課	
19		秋本 勲	道路課	
20		日野 裕美子（森山 健）	上下水道課	
21		平井 努	環境課	
22		高橋 正幸	農政課	
23		宇賀 智晶	商工振興課	
24		岩立 裕子	生涯学習課	
25		戸谷 敦司	文化課	
26		今井 好美（中原 康雄）	学校教育課	
27	市職員（公募）	山本 敏伸	企画政策課・環境課	副会長
28		中島 正恵	学校教育課	
29		佐藤 愛子	管財契約課	
30		富田 宏美	総務課	

白 井 市 環 境 審 議 会

No.	対 象	氏 名	備 考
1	有識者	辻川 毅	会長
2		長谷川 雅美	
3		村上 雅彦	
4	事業者代表	宇津野 和俊	副会長
5		藤田 均	
6	団体代表	米田 豊子	
7		河合 泰	
8		深澤 正昭	
9	市民代表	山内 勲	
10		中谷 武	
11		吉弘 尚道	
12		成澤 昇	
13		市川 温子	

白 井 市 環 境 基 本 計 画 検 討 委 員 会

No.	所 属	氏 名	備 考
1	管財契約課長	湯浅 章吾	
2	企画政策課長	佐藤 賢一	
3	都市計画課長	黒澤 博史	副会長
4	道路課長	内藤 健作	
5	上下水道課長	小林 茂輝	
6	環境課長	藤咲 克己	会長
7	市民安全課長	緑川 英一郎	
8	農政課長	伊藤 文夫	
9	商工振興課長	伊藤 研一	
10	学校教育課長	清水 登	
11	生涯学習課長	大塚 栄一	
12	文化課長	秋本 善久	

中間見直しの経緯（平成 27 年度）

年 月 日	検 討 内 容
平成 27 年 5 月 8 日 ～6 月 30 日	市民等アンケート調査の実施 ・目的：環境に対する市民及び事業者の意向等を把握し、計画に反映させるため
5 月 13 日	調整会議 ・白井市第 2 次環境基本計画中間見直し方針（案）について
5 月 26 日	政策会議 ・白井市第 2 次環境基本計画中間見直し方針（案）について
6 月 19 日	第 1 回 庁内検討委員会 ・白井市第 2 次環境基本計画中間見直し方針の説明 ・第 2 章「環境の現状と課題」の見直し原案について
7 月 31 日	第 1 回 環境審議会 ・白井市第 2 次環境基本計画中間見直し方針の説明 ・第 2 章「環境の現状と課題」の見直し原案について ・第 4 章「施策の展開」及び第 5 章「計画の推進体制と進捗管理」の見直し原案作成に向けた懸案事項について ・市民等アンケートの結果について
8 月 18 日	各課等庁内検討委員へのヒアリング ・第 4 章「施策の展開」及び第 5 章「計画の推進体制と進捗管理」の見直し原案について
10 月 9 日	第 2 回 環境審議会 ・第 2 章「環境の現状と課題」見直し原案の訂正について ・第 4 章「施策の展開」及び第 5 章「計画の推進体制と進捗管理」の見直し原案について
11 月 13 日	第 3 回 環境審議会 ・第 4 章「施策の展開」見直し原案の訂正について ・見直し原案の取りまとめ及び答申書案について
12 月 4 日	調整会議 ・白井市第 2 次環境基本計画の中間見直し（素案）について
12 月 18 日	政策会議 ・白井市第 2 次環境基本計画の中間見直し（素案）について
平成 28 年 2 月 3 日 ～16 日	パブリック・コメント（意見公募） ・白井市第 2 次環境基本計画中間見直し（素案）について
3 月 15 日	調整会議 ・「白井市第 2 次環境基本計画中間見直し（素案）」に対するパブリック・コメントの募集結果及び提出された意見に対する市の考え方について
3 月 28 日	政策会議 ・「白井市第 2 次環境基本計画中間見直し（素案）」に対するパブリック・コメントの募集結果及び提出された意見に対する市の考え方について

中間見直しに係る審議会・委員会等（平成 27 年度）

白 井 市 環 境 審 議 会

No.	対 象	氏 名	備 考
1	有識者	辻川 毅	会長
2		長谷川 雅美	
3		村上 雅彦	
4		倉阪 秀史	
5	事業者代表	宇津野 和俊	副会長
6		藤田 均	
7	団体代表	一ノ倉 千枝子	
8		河合 泰	
9		秋井 邦夫	
10	市民代表	新堀 昌邦	
11		原 慶雄	
12		青木 悠二	
13		寺園 直美	
14		市川 温子	

白井市第 2 次環境基本計画中間見直しに係る庁内検討委員

No.	氏 名	所 属 課	備 考
1	落合 優記	管財契約課	
2	大重 晶子	企画政策課	
3	高瀬 暁子	市民活動支援課	
4	中島 大輔	市民安全課	
5	稲村 茂男	農政課	
6	中村 明宏	商工振興課	
7	兼城 昌哉	社会福祉課	
8	武藤 利夫	都市計画課	
9	染谷 剛	道路課	
10	五百井 芳	上下水道課	
11	高橋 正幸	宅地指導課	
12	高山 昌代	学校教育課	
13	勝矢 正夫	生涯学習課	
14	戸谷 敦司	文化課	
15	吉川 大輔	環境課	

平成 27 年度「白井市の環境に関するアンケート」

I. アンケート実施内容

1. 調査目的

第2次環境基本計画の中間見直しにあたり、環境に対する市民及び事業者の意向等を把握し、計画に反映させることを目的とします。

2. 調査項目

【市民アンケート調査】

- (1) 回答者属性（年齢・性別・居住地）
- (2) 白井市の環境に対する満足度
- (3) 白井市の環境についての重要度
- (4) 環境問題に対する取組状況
- (5) 白井市の環境全般に関する意見等（自由記述）

【事業者アンケート調査】

- (1) 回答者属性（業種・従業員数・所在地）
- (2) 白井市の環境に対する満足度
- (3) 白井市の環境についての重要度
- (4) 環境問題に対する取組状況
- (5) 市に望む環境保全施策
- (6) 白井市の環境全般に関する意見等（自由記述）

【中学生アンケート調査】

- (1) 回答者属性（居住地）
- (2) 白井市の環境に対する満足度
- (3) 白井市の環境についての重要度
- (4) 環境問題に対する取組状況
- (5) 白井市の環境全般に関する意見等（自由記述）

3. 調査の設計と回収状況

(1) 調査地域

白井市全域

(2) 調査対象

市民アンケート調査：白井市民一般

事業者アンケート調査：市内事業者（所）

中学生アンケート調査：市内中学校在校の中学 3 年生

区分 \ 項目	回収件数
市 民	184
事業者	60
中学生	534
合 計	778

(3) 調査方法

市民アンケート調査

- ・回答者が市ホームページからダウンロードした調査票のオンライン、ファクシミリ又は郵送による回収
- ・市役所及び出先機関に設置した調査票及び回収箱による回収
- ・環境課行事及び市民大学校等の席上における回答依頼による回収

事業者アンケート調査

- ・回答者が市ホームページからダウンロードした調査票のオンライン、ファクシミリ又は郵送による回収
- ・市役所及び出先機関に設置した調査票及び回収箱による回収
- ・白井工業団地協議会の協力による加盟企業からの集約回収

中学生アンケート調査

- ・市内各中学校の協力による集約回収

(4) 調査時期

平成 27 年 5 月 8 日（金）～6 月 30 日（火）

ただし、市民及び事業者アンケート調査は 6 月 21 日（日）まで

＜調査結果の見方＞

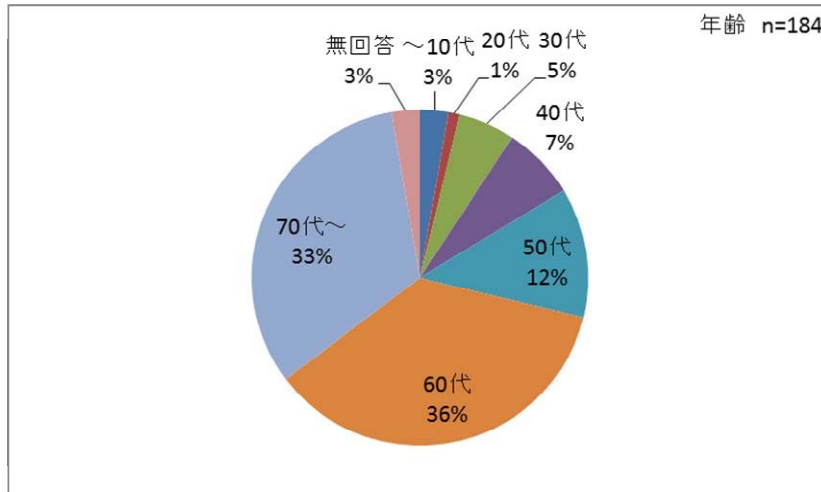
- (1) 報告書中の質問番号は、アンケート調査票の質問番号を示しています。
- (2) 調査結果の数値について、特に説明がないものは「回答率」(%)です。また、「n」はその質問に回答した人数又は事業者数を表しています。

Ⅱ.市民アンケート結果

1 回答者属性

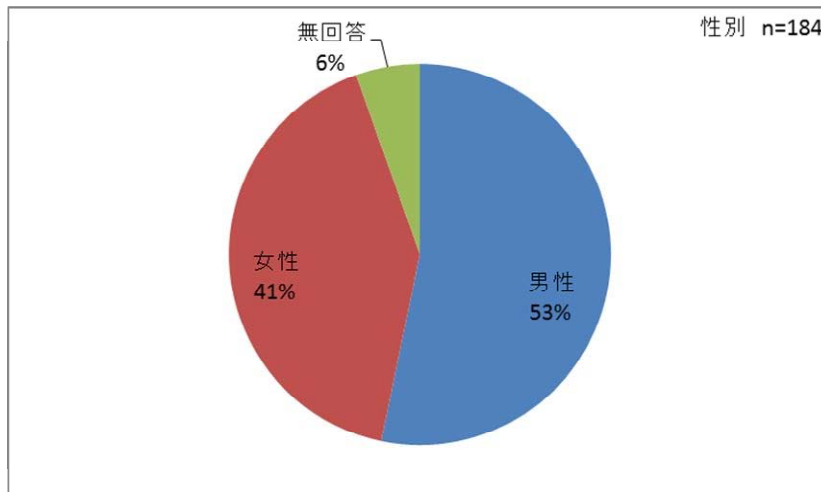
Q1 あなたの年齢・性別・居住地を○で囲んでください。

(1)年齢： ～10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代～



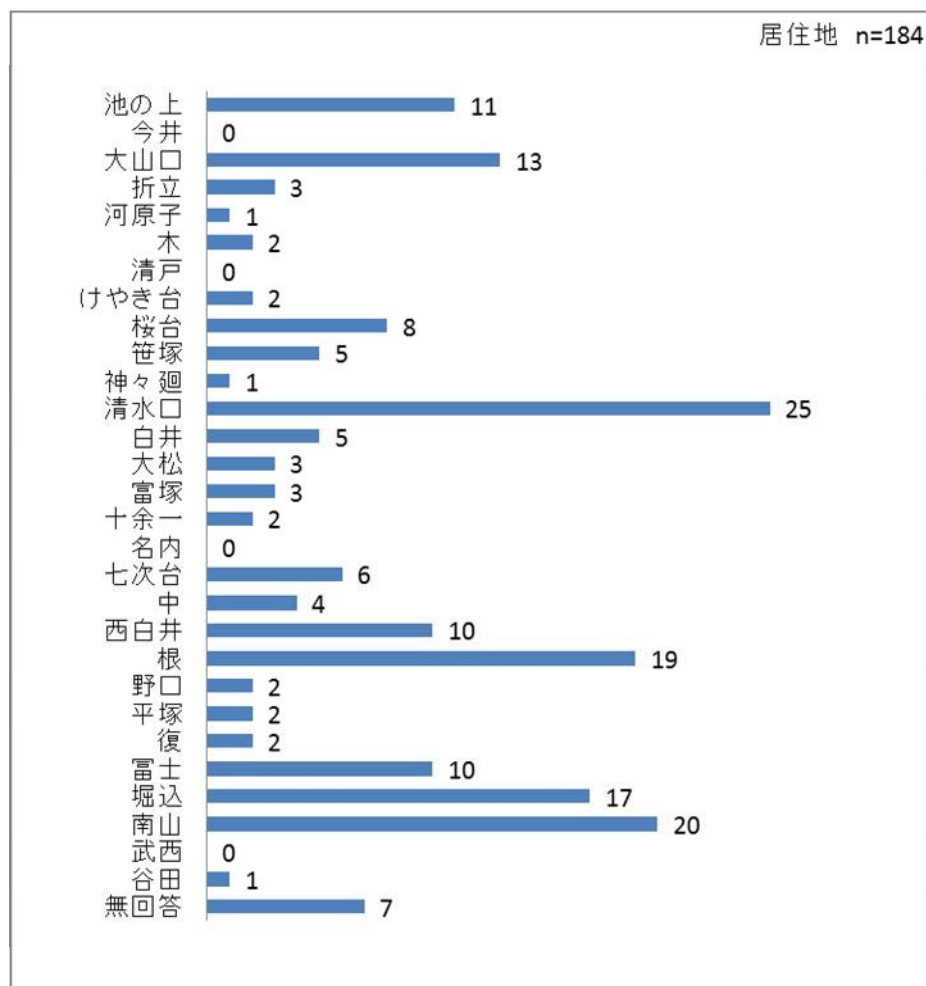
「60 歳代」が 36%で最も多く、次いで「70 歳代」が 33%という結果でした。

(2)性別： 男性・女性



「男性」が 53%、「女性」が 41%でした。

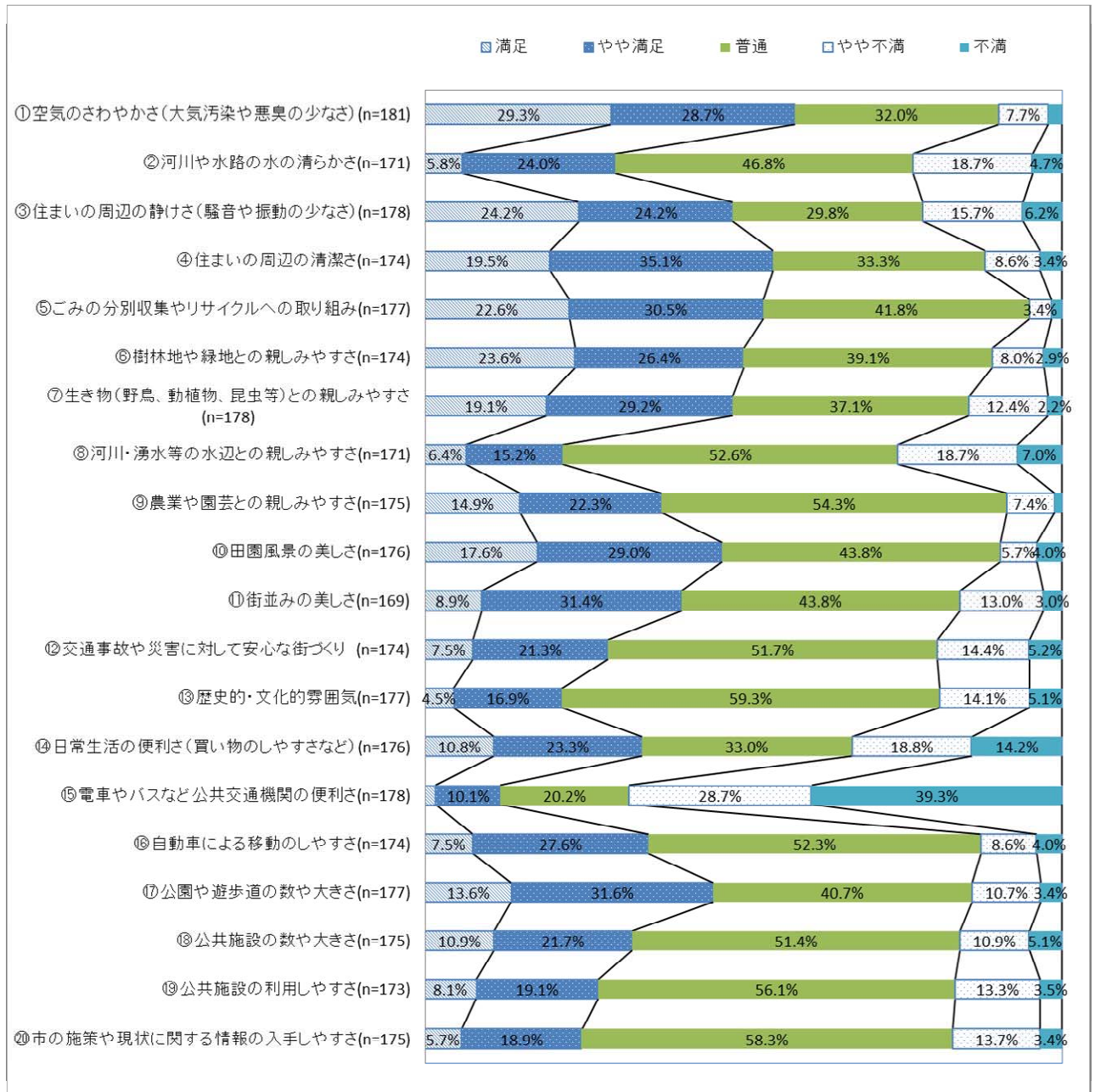
(3)居住地： 池の上・今井・大山口・折立・河原子・木・清戸・けやき台・桜台・笹塚・神々廻・清水口・白井・大松・富塚・十余一・名内・七次台・中・西白井・根・野口・平塚・復・富士・堀込・南山・武西・谷田



清水口（25人・14%）が最も多く、次いで南山（20人・11%）、根（19人・10%）、堀込（17人・9%）、大山口（13人・7%）という結果でした。

2 白井市の環境に対する満足度

Q2 白井市の環境について、①～⑳の項目ごとに、あなたの感想に最も近いものを○で囲んでください。



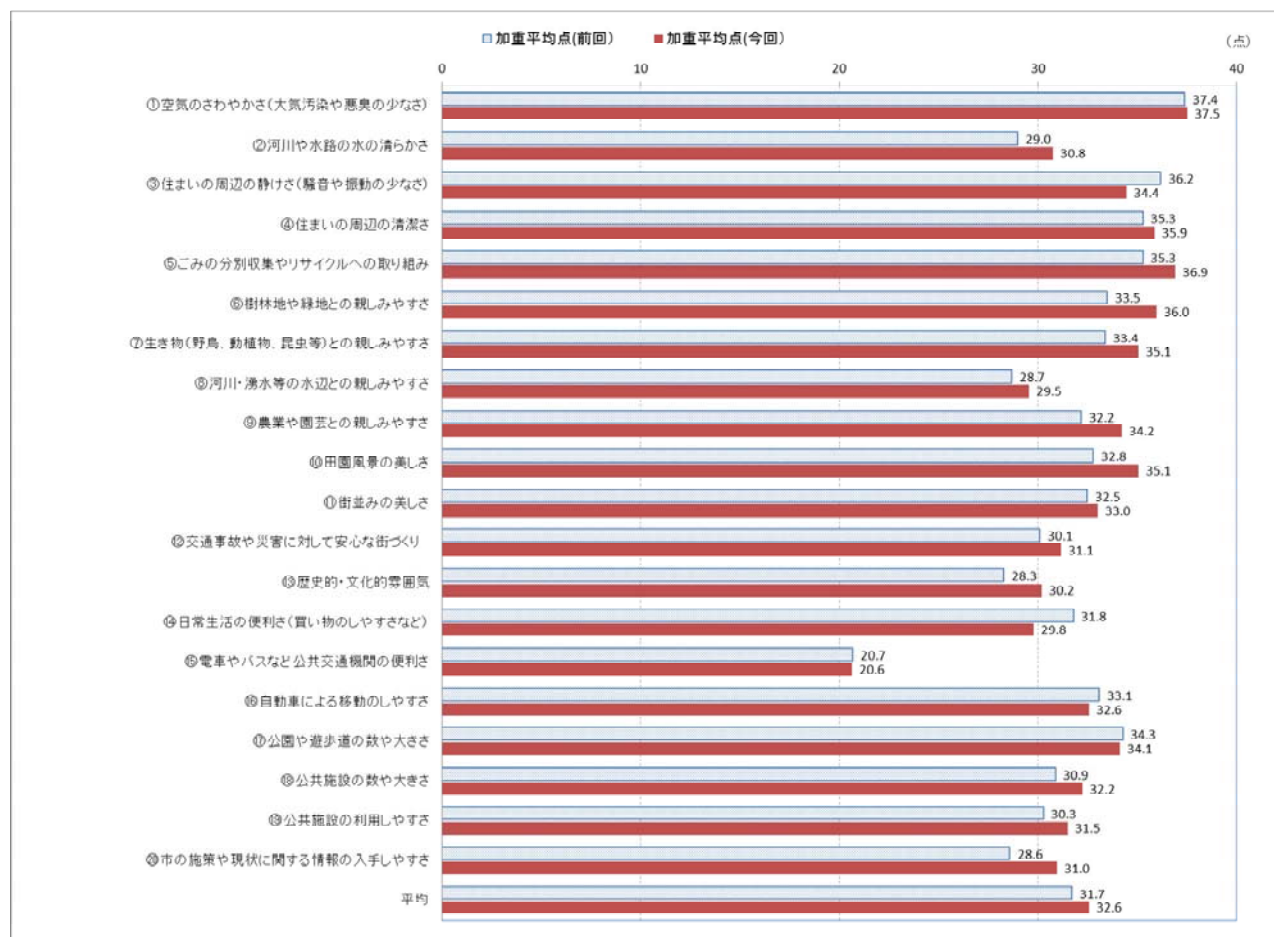
「満足」と「やや満足」の合計ポイントは、「①空気のさわやかさ(大気汚染や悪臭の少なさ)」(58%)が最も高く、次いで「④住まいの周辺の清潔さ」(55%)、「⑤ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み」(53%)という結果でした。

一方、「不満」と「やや不満」の合計ポイントは、「⑮電車やバスなど公共交通機関の便利さ」(68%)が突出して高く、次いで「⑭日常生活の便利さ(買い物のしやすさなど)」(33%)、「⑧河川・湧水等の水辺との親しみやすさ」(26%)という結果でした。

《前回調査との比較》

Q2の結果を前回（計画策定時・平成22年度）のアンケート結果と比較し、白井市の環境に対する満足度の変化を把握しました。

比較は、「満足」5点、「やや満足」4点、「普通」3点、「やや不満」2点、「不満」1点としてそれぞれの回答者数を掛け合わせ、その合計点を項目ごとの全回答者数で割った「加重平均点」によって行いました。



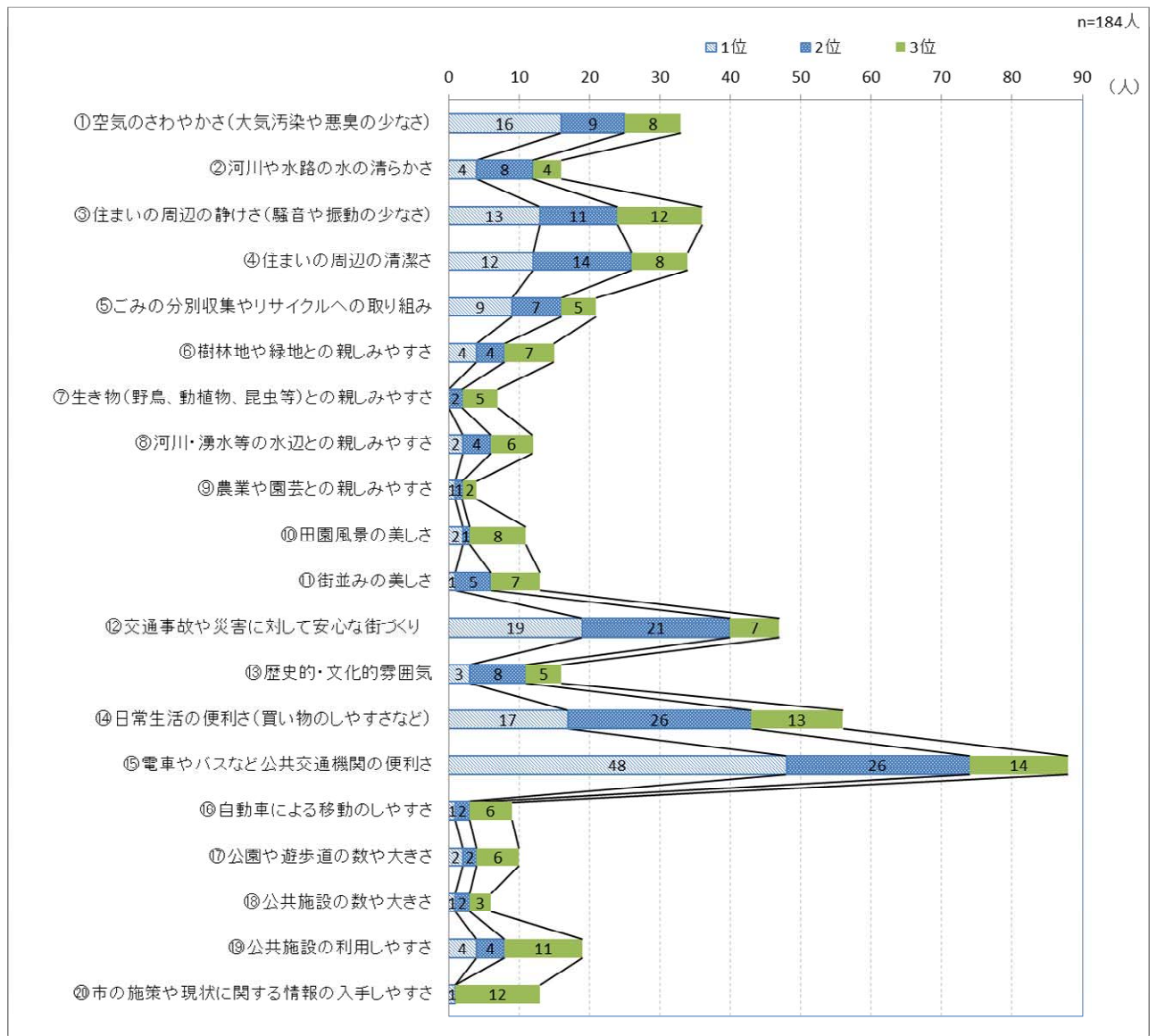
前回調査との比較の結果、全項目の平均値は前回の満足度を僅かに上回りました。

個別の項目では、「⑥樹林地や緑地との親しみやすさ」、「⑳市の施策や現状に関する情報の入手しやすさ」などを初めとする15項目が前回の満足度を上回りました。

一方、「⑭日常生活の便利さ（買い物のしやすさなど）」、「③住まいの周辺の静けさ（騒音や振動の少なさ）」などの5項目が前回の満足度を下回りました。

3 白井市の環境についての重要度

Q3 前問 Q2 の項目①～⑳のうち、あなたが特に重要と考える項目を上位 3 つ選び、下欄に記入してください。



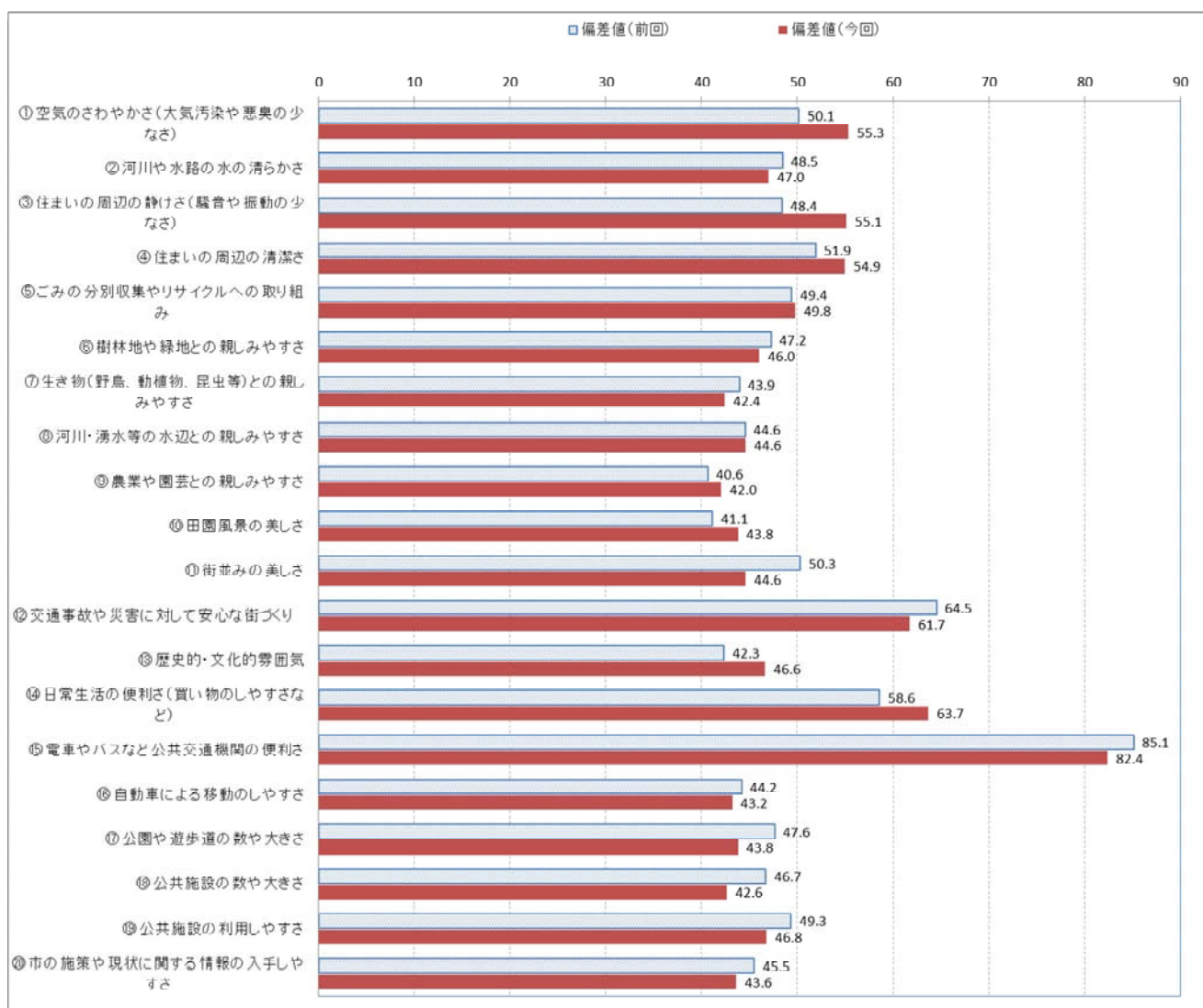
1 位～3 位の合計数は、「⑮電車やバスなど公共交通機関の便利さ」(88 人) が最も多く、次いで「⑭日常生活の便利さ(買い物のしやすさなど)」(56 人)、「⑫交通事故や災害に対して安心な街づくり」(47 人) という結果でした。

一方、1 位～3 位の合計数が最も少なかったのは、「⑨農業や園芸との親しみやすさ」(4 人) で、次いで「⑱公共施設の数や大きさ」(6 人)、「⑦生き物(野鳥、動植物、昆虫等)との親しみやすさ」(7 人) という結果でした。

《前回調査との比較》

Q3の結果を前回（計画策定時・平成22年度）のアンケート結果と比較し、白井市の環境についての重要度の変化を把握しました。

比較は、「1位」30点、「2位」20点、「3位」10点としてそれぞれの回答者数を掛け合わせ、その合計点を全回答者数（184人）で割り「加重平均点」を算出した後に、各項目の点数が全体の平均点からどの程度を離れているのかを表わす「偏差値」に変換して行いました。



前回調査との比較の結果、「③住まいの周辺の静けさ（騒音や振動の少なさ）」、「①空気のさわやかさ（大気汚染や悪臭の少なさ）」などを初めとする9項目が前回の満足度を上回りました。

一方、「⑪街並みの美しさ」、「⑱公共施設の数や大きさ」などの11項目が前回の満足度を下回りました。

《今後の方向性について》

白井市の環境に対する市民の満足度及び重要度の評価をもとに、今後の方向性を整理・検討するため、各項目について、満足度及び重要度の相対的な位置付けを座標上で明らかにする「CS グラフ」を作成しました。

このグラフでは、縦軸に満足度、横軸に重要度を取り、それぞれの回答によって重み付けを行った「加重平均点」をプロットしています。座標の原点は全項目の加重平均点の平均値としています。

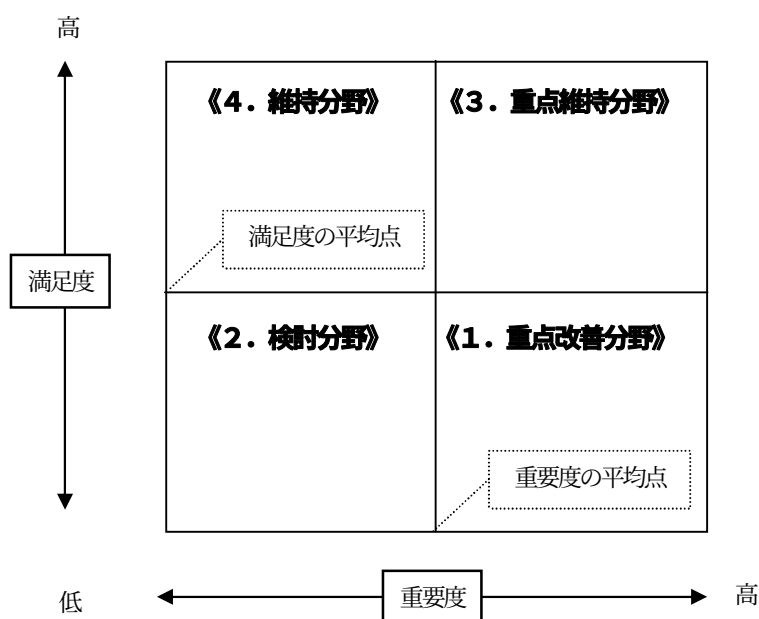
満足度の加重平均点は、「満足：50 点、やや満足：40 点、普通：30 点、やや不満：20 点、不満：10 点」として項目ごとの回答数を掛け合わせ、その合計点を項目ごとの回答数で割って算出しています。

重要度の加重平均点は、「1 位：30 点、2 位：20 点、3 位：10 点」として項目ごとの回答数をかけあわせ、その合計点を全回答数で割って算出しています。

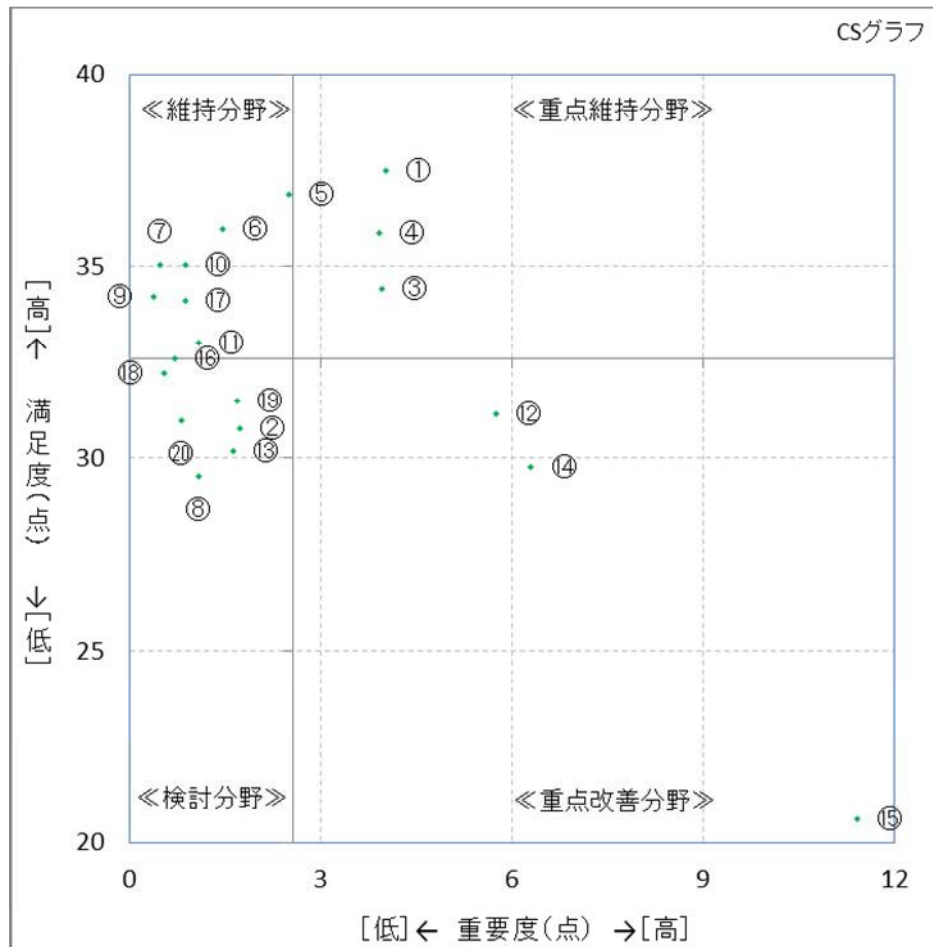
◎グラフの見方

原点を中心に各項目を 4 つの象限に分類しています。

- 《1. 重点改善分野》・・・重要度は高いが満足度が低く、今後、重点的に改善していくべき分野。
- 《2. 検討分野》・・・満足度も重要度も低く、今後、施策のあり方を検討していくべき分野。
- 《3. 重点維持分野》・・・満足度も重要度も高く、今後も現状の高い水準を重点的に維持していくべき分野。
- 《4. 維持分野》・・・満足度は高いが重要度は低く、現状の満足度を維持していくべき分野。



◎市民アンケートのCS グラフ



《維持分野》

- ⑤ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み
- ⑥樹林地や緑地との親しみやすさ
- ⑦生き物（野鳥、動植物、昆虫等）との親しみやすさ
- ⑨農業や園芸との親しみやすさ
- ⑩田園風景の美しさ
- ⑪街並みの美しさ
- ⑬自動車による移動のしやすさ
- ⑬公園や遊歩道の数や大きさ

《重点維持分野》

- ①空気のさわやかさ（大気汚染や悪臭の少なさ）
- ③住まいの周辺の静けさ（騒音や振動の少なさ）
- ④住まいの周辺の清潔さ

《検討分野》

- ②河川や水路の水の清らかさ
- ⑧河川・湧水等の水辺との親しみやすさ
- ⑬歴史的・文化的雰囲気
- ⑬公共施設の数や大きさ
- ⑬公共施設の利用しやすさ
- ⑬市の施策や現状に関する情報の入手しやすさ

《重点改善分野》

- ⑫交通事故や災害に対して安心な街づくり
- ⑫日常生活の便利さ（買い物のしやすさなど）
- ⑫電車やバスなど公共交通機関の便利さ

「⑮電車やバスなどの公共交通機関の便利さ」が、重要度が最も高い反面、満足度は最も低くなりました。これに加えて、「⑫日常生活の便利さ（買い物のしやすさなど）」及び「⑫交通事故や災害に対して安心な街づくり」が、「重点的な改善が求められる分野」という結果になりました。

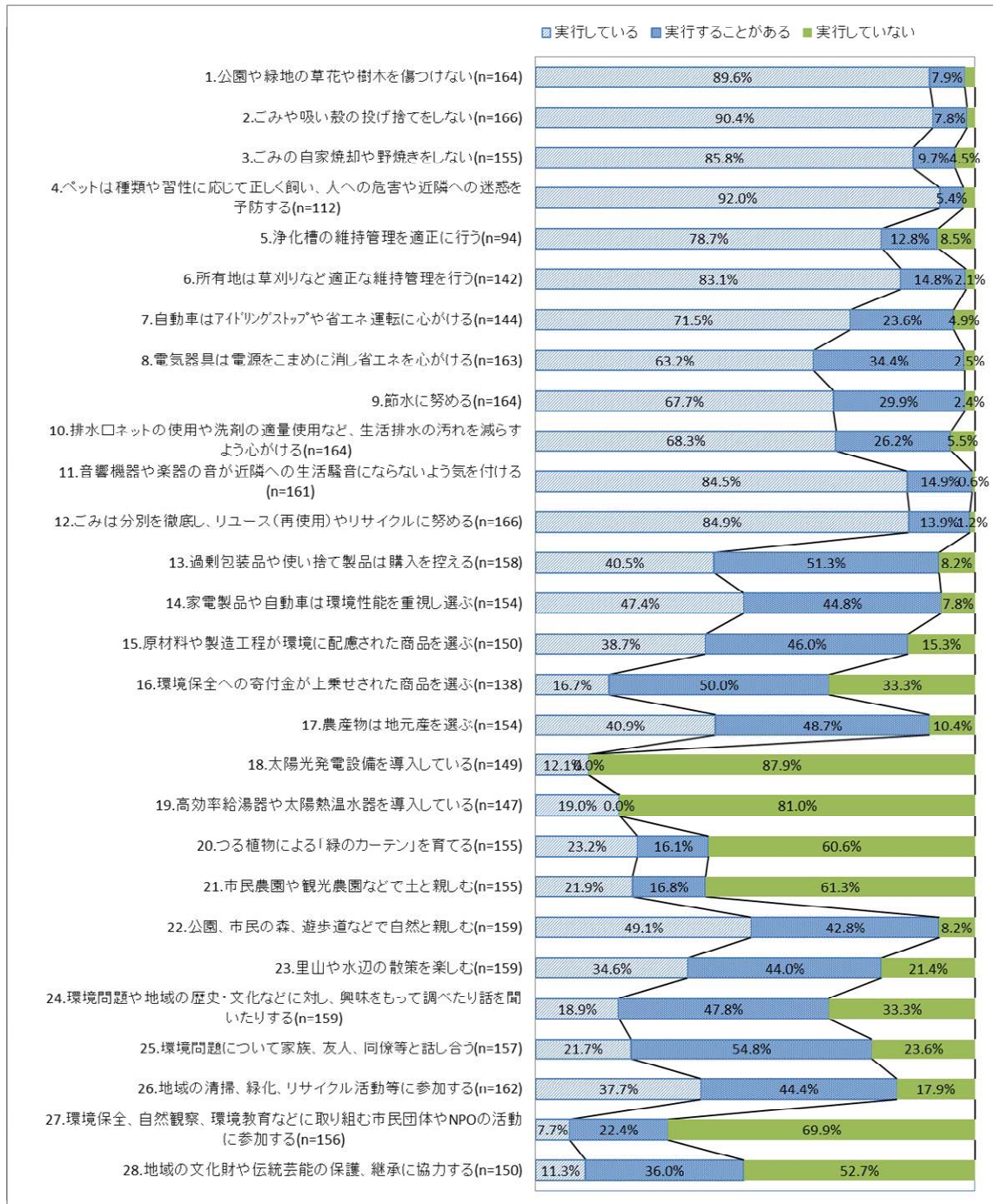
資料編 平成 27 年度「白井市の環境に関するアンケート」Ⅱ.市民アンケート結果

◎市民アンケートの加重平均点一覧

		(点)	
項目	重要度	満足度	
①空気のさわやかさ(大気汚染や悪臭の少なさ)	4.0	37.5	
②河川や水路の水の清らかさ	1.7	30.8	
③住まいの周辺の静けさ(騒音や振動の少なさ)	4.0	34.4	
④住まいの周辺の清潔さ	3.9	35.9	
⑤ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み	2.5	36.9	
⑥樹林地や緑地との親しみやすさ	1.5	36.0	
⑦生き物(野鳥、動植物、昆虫等)との親しみやすさ	0.5	35.1	
⑧河川・湧水等の水辺との親しみやすさ	1.1	29.5	
⑨農業や園芸との親しみやすさ	0.4	34.2	
⑩田園風景の美しさ	0.9	35.1	
⑪街並みの美しさ	1.1	33.0	
⑫交通事故や災害に対して安心な街づくり	5.8	31.1	
⑬歴史的・文化的雰囲気	1.6	30.2	
⑭日常生活の便利さ(買い物のしやすさなど)	6.3	29.8	
⑮電車やバスなど公共交通機関の便利さ	11.4	20.6	
⑯自動車による移動のしやすさ	0.7	32.6	
⑰公園や遊歩道の数や大きさ	0.9	34.1	
⑱公共施設の数や大きさ	0.5	32.2	
⑲公共施設の利用しやすさ	1.7	31.5	
⑳市の施策や現状に関する情報の入手しやすさ	0.8	31.0	
平均	2.6	32.6	

4 環境問題に対する取組状況

Q4 環境問題に対する取り組みについて、1～28 の取り組み事例ごとに、あなたの行動に最も近いものを○で囲んでください。なお、どちらとも言えない場合やわからない場合は、その取り組み事例についての回答は不要です。



「実行している」は、「4.ペットは種類や習性に応じて正しく飼い、人への危害や近隣への迷惑を予防する」(92%)が最も高く、次いで「2.ごみや吸い殻の投げ捨てをしない」(90%)、「1.公園や緑地の草花や樹木を傷つけない」(90%)という結果でした。

一方、「実行していない」は、「18.太陽光発電設備を導入している」(88%)が最も高く、次いで「19.高効率給湯器や太陽熱温水器を導入している」(81%)、「27.環境保全、自然観察、環境教育などに取り組む市民団体やNPOの活動に参加する」(70%)という結果でした。

5 白井市の環境全般に関する意見等（自由記述）

Q5 白井市の環境全般に関して、あなたが「困っていること」、「こうであつたらいい、と思うこと」、「興味や問題意識を持っていること」、「市への要望」などがありましたら自由に記入してください。

記入された意見を 17 分野に分類しました。意見を記入された方の数は 86 名ですが、複数の分野にわたる意見については分割しているため、意見総数は 175 件となっています。

以下に、各分野の主な意見を掲載します。

◎交通安全・防犯（26 件）

- ・横断歩道、信号機の設置による通学路の安全確保を。
- ・歩道の幅を広くしてほしい。
- ・街灯の数が少ない。
- ・住宅街での幼児の交通事故が心配。
- ・スピード違反の取締強化を。
- ・老朽化した空き家が多くて怖い。
- ・女子生徒が暗い道路を夜間に帰宅しており心配。
- ・団地内に深夜に若者が集まっており不安。
- ・交番を設置して欲しい。
- ・歩道でのスケボー、ローラーシューズ使用は禁止すべき。

◎鉄道・バス（21 件）

- ・北総線の運賃の高さに困っている。
- ・もっと市民と話し合い、公共交通機関の改善を。
- ・最寄り駅まで行くのにバスがなく不便。
- ・市内の駅にアクセス特急が停車しない。
- ・ナッシー号の本数が少ない。休日も運行してほしい。

◎騒音・振動（15 件）

- ・自宅前道路を走る車からの騒音・振動に悩んでいる。
- ・自衛隊の飛行機の騒音がひどい。
- ・早朝から梨畑の消毒が行われ、うるさくて眠れない。
- ・アイドリングストップを条例化してほしい。
- ・市の防災無線のチャイムがうるさい。
- ・自宅近くの野球場の利用者の声がうるさい。

◎ごみ・リサイクル（12 件）

- ・ごみ集積場に網だけでなく箱を設置してほしい。
- ・資源物収集の日に収集対象外のごみと一緒に出されている。
- ・生ごみのたい肥化をもっと推進してほしい。
- ・雑紙専用の収集袋を作れないか。

- ・粗大ごみを捨てる手続きが不便。無料の市もあり不公平。

◎悪臭・化学物質（12 件）

- ・農業用堆肥の悪臭に困っている。
- ・剪定枝やごみの野焼きの煙や悪臭に困っている。
- ・畑の農薬の健康への影響が心配。

◎街路樹・植栽管理（11 件）

- ・住宅や空地の草が歩道まで伸びている。
- ・植栽が多すぎる。
- ・街路樹の剪定が過度。または大雑把すぎる。
- ・道路の植栽柵の雑草が伸びており、ごみも多い。
- ・街路樹や公園の樹木の活力向上に普段から注意すべき。
- ・もっと街路樹を植えてほしい。

◎不法投棄（10 件）

- ・不法投棄の監視カメラを設置すべき。
- ・タバコの吸い殻の投げ捨てが多い。
- ・ポイ捨ての罰則を強化すべき。
- ・遊歩道へのゴミの投棄防止を。
- ・川にビニールなどのごみが多い。

◎水辺・治水・生活排水（10 件）

- ・神崎川、二重川に遊歩道や土堤を整備してほしい。
- ・貯水池の柵によってせっかくの水辺が活かされていない。
- ・貯水池に名前を付けて親しみやすくすべき。
- ・生活排水が流下せず池に滞留し困っている。
- ・大雨が降ると水があふれ安心して生活できない。

◎野生生物・ペット（8 件）

- ・カラスのフン害やごみ集積所への攻撃が増えている気がする。
- ・野良猫や放し飼いの猫による糞尿害、ごみ荒らし、車の汚損等に困っている。
- ・飼い主の意識を高め、野良猫が減少するよう取り組んでほしい。

◎公園・緑地（7 件）

- ・公園が少ないので増やしてほしい。
- ・緑の多い公園を造ってほしい
- ・公園の遊具が少ない。
- ・公園に駐車場がなく困る。

◎道路・公共施設整備（7 件）

- ・幹線道路の休日の渋滞に困っている。
- ・無駄な公共施設はいらない。

- ・老人向けの施設を増やした方がいい。

◎環境保全活動（5 件）

- ・勤務先での経験も活かし、積極的に環境問題に関わっていきたい。
- ・町内会とタイアップし、環境に対する意識を今以上に高めてほしい。
- ・ごみゼロ運動の結果報告等を広報に載せるべき。

◎農地・農業（3 件）

- ・白井の誇るべき産業である梨づくりを市民が学べる機会があるとよい。
- ・梨畑が減少しており残念。

◎飲用水の安全（2 件）

- ・水道水の安全性確保を。
- ・井戸水の汚染に対し十分な対策をしてほしい。

◎景観・街並み（2 件）

- ・市街化調整区域にヤードや資材置場が増えて景観が悪化している。
- ・街並みの美しさは、個々の店舗などのレベルまで考えることが必要。

◎全般・その他（24 件）

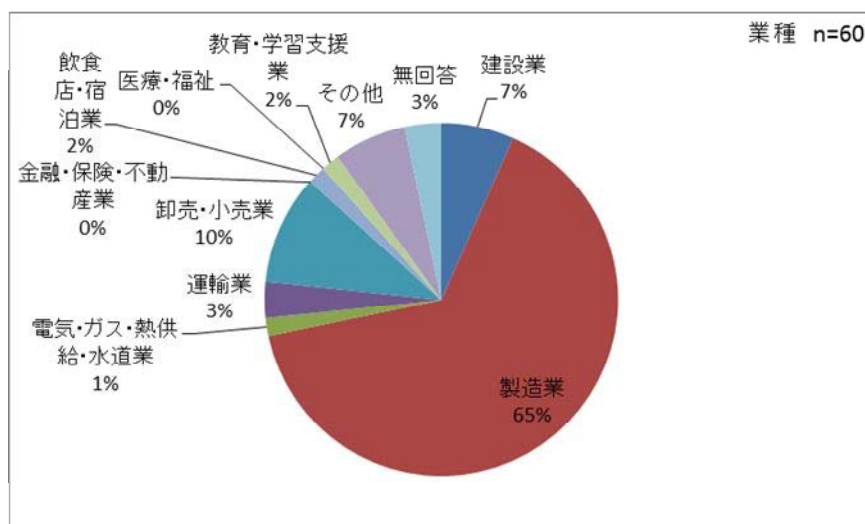
- ・現在の環境が子・孫の時代まで保たれるよう願っている。
- ・豊かな自然を活かせていない。
- ・自然や弱者と共に生きていける環境づくりをしてほしい。
- ・市民の目で周りを見てもらいたい。
- ・市は口先だけで何の対策もしない。税金を返してほしい。
- ・歴史や文化に対する取り組みの強化を。
- ・商業施設の充実を図ってほしい。

Ⅲ.事業者アンケート結果

1 回答者属性

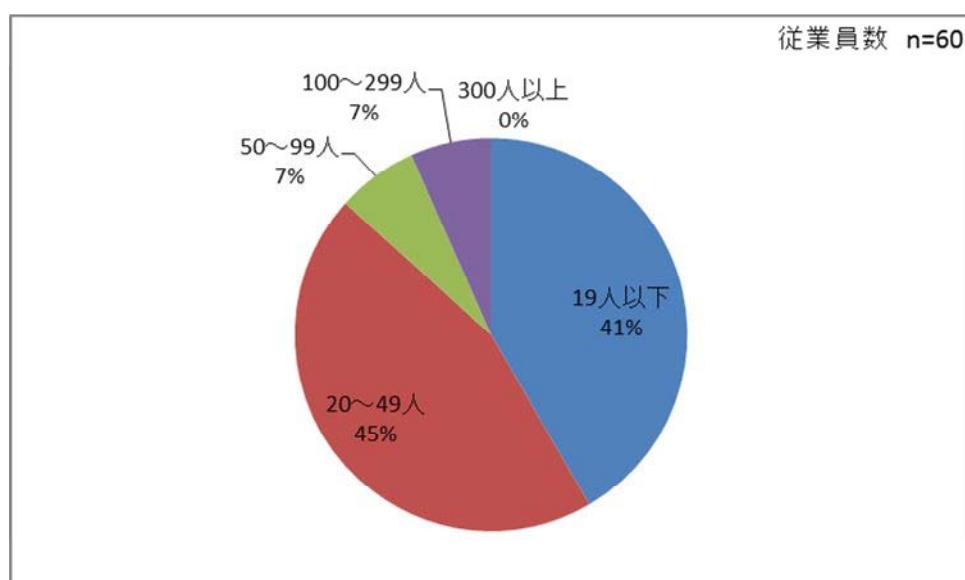
Q1 貴事業所の業種、従業員数、所在地を○で囲んでください。

(1)業種： 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、その他



「製造業」が65%で最も多く、次いで「卸売・小売業」が10%という結果でした。

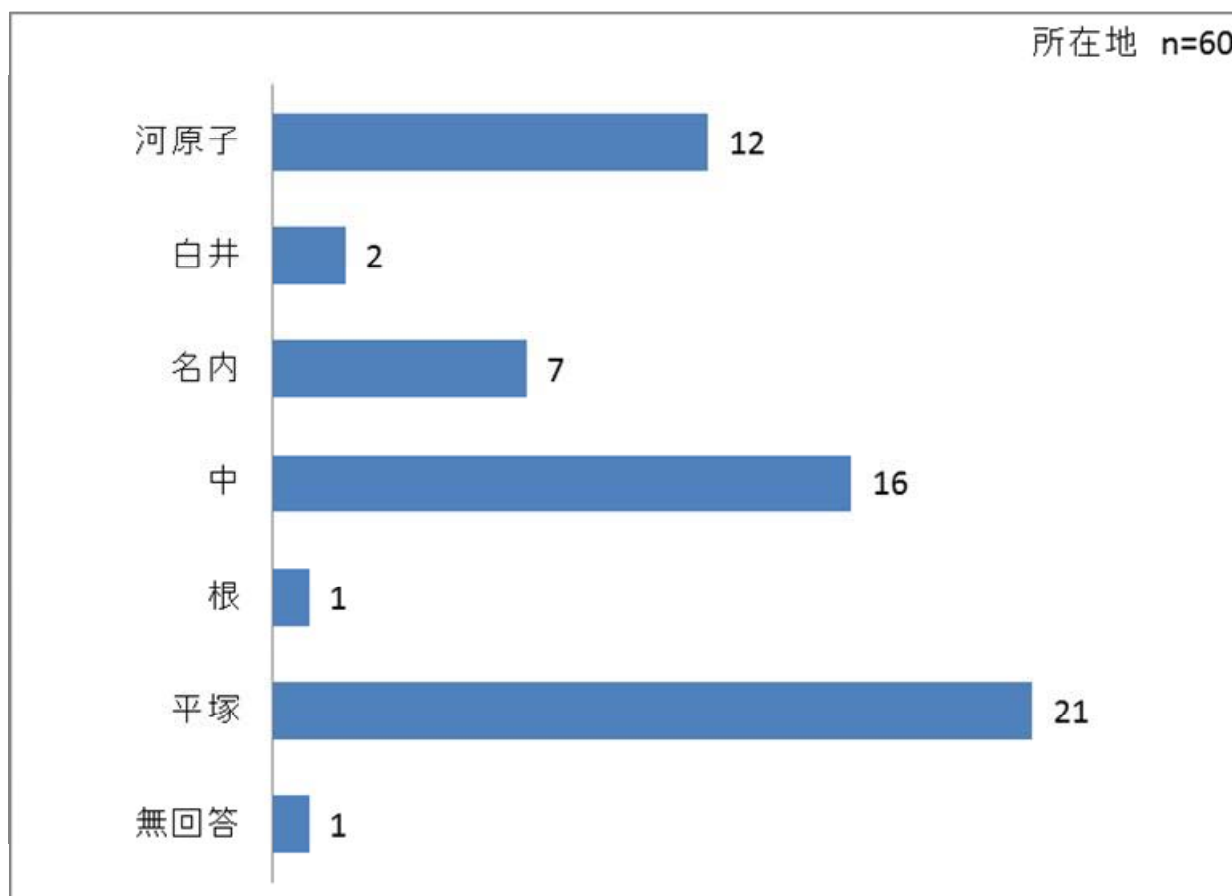
(2)従業員数： 19人以下、20～49人、50～99人、100～299人、300人以上



「20～49人」が45%で最も多く、次いで「19人以下」が41%という結果でした。

資料編 平成 27 年度「白井市の環境に関するアンケート」Ⅲ.事業者アンケート結果

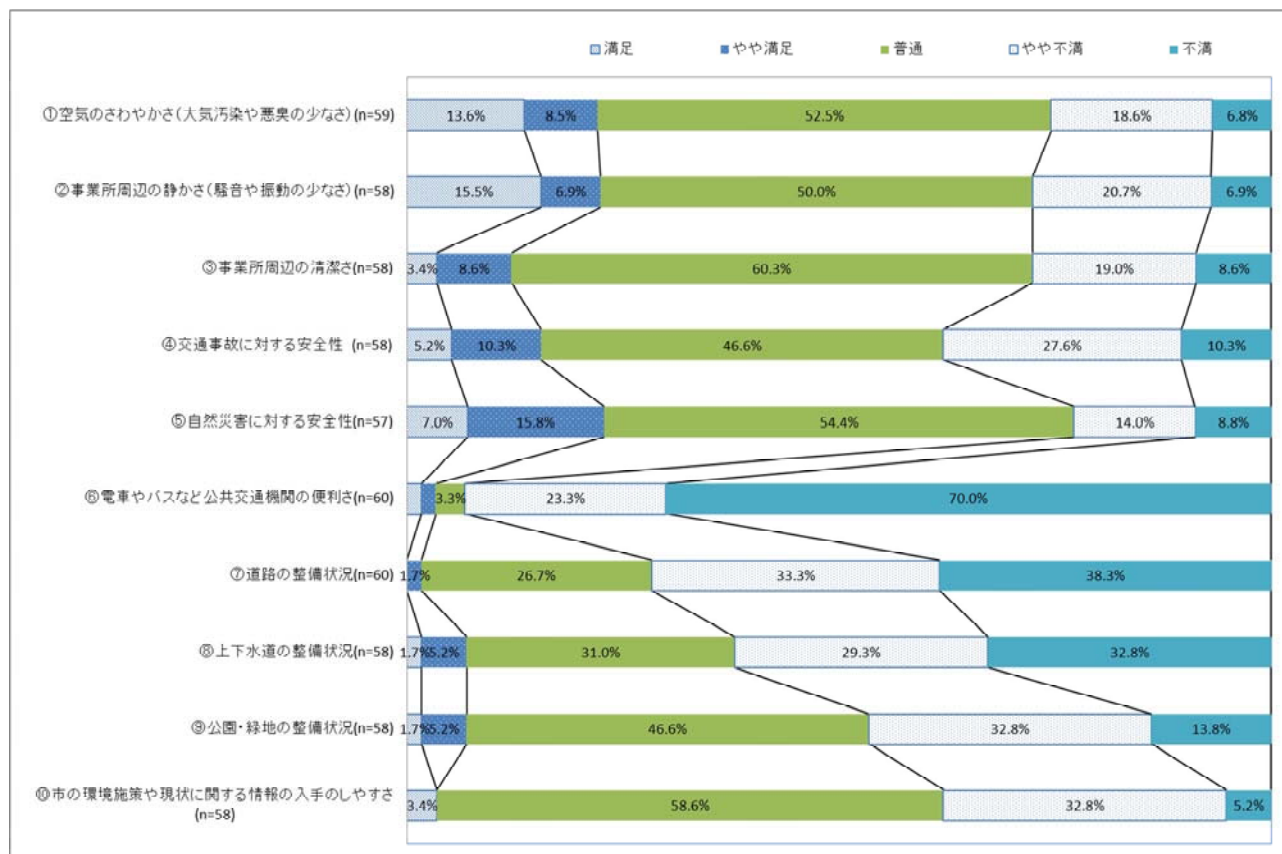
(3)所在地： 池の上・今井・大山口・折立・河原子・木・清戸・けやき台・桜台・笹塚・神々廻・清水口・白井・大松・富塚・十合一・名内・七次台・中・西白井・根・野口・平塚・復・富士・堀込・南山・武西・谷田



平塚（21 事業所・35%）が最も多く、次いで中（16 事業所・27%）、河原子（12 事業所・20%）、名内（7 事業所・12%）、白井（2 事業所・3%）、根（1 事業所・2%）という結果でした。

2 白井市の環境に対する満足度

Q2 白井市の環境について、事業活動の推進及び従業員の労働環境の観点から、下表の①～⑩の項目ごとに、貴事業所の状況に最も近いものを○で囲んでください。

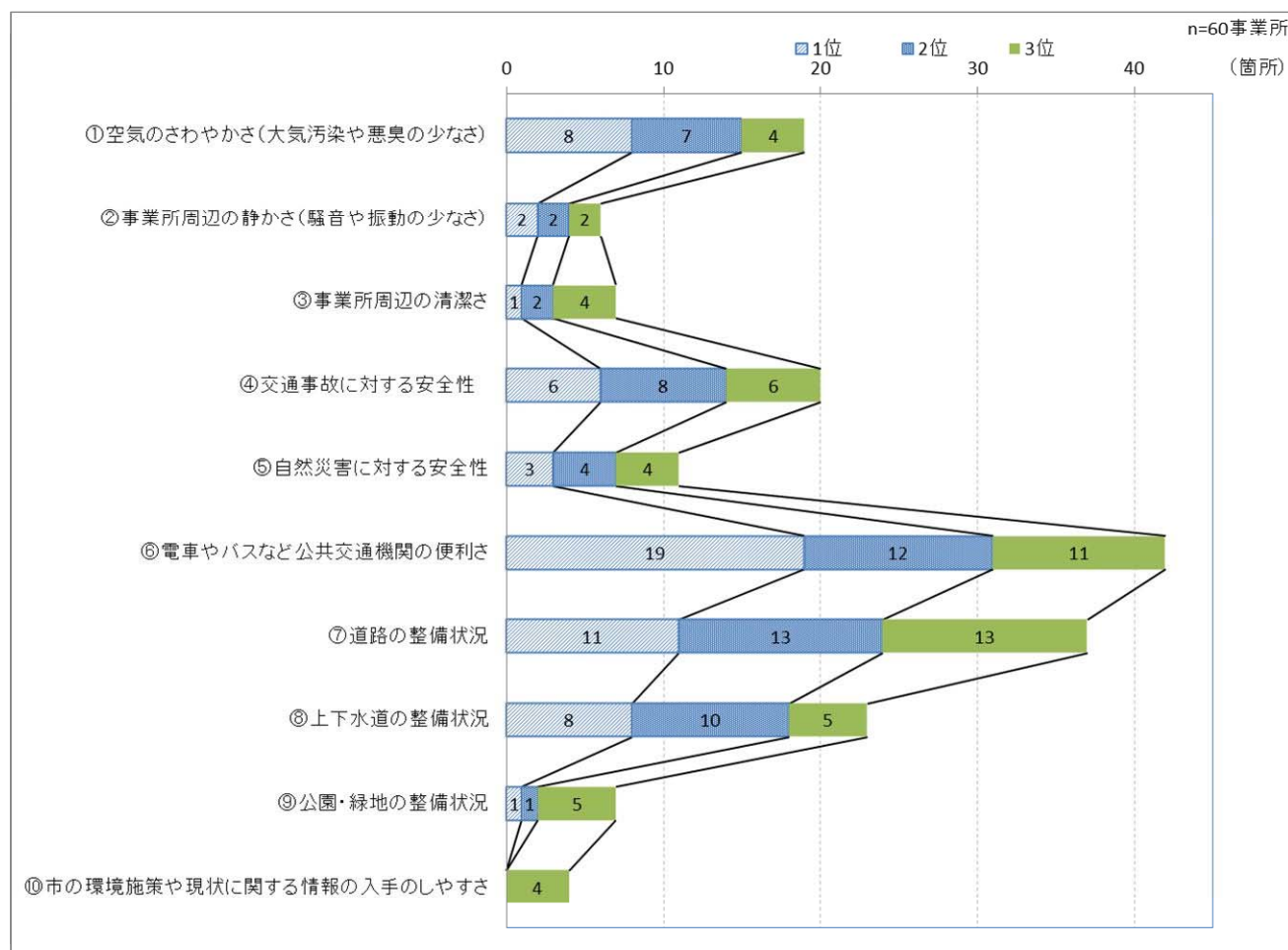


「満足」と「やや満足」の合計ポイントは、「⑤自然災害に対する安全性」(23%)が最も高く、次いで「②事業所周辺の静かさ(騒音や振動の少なさ)」(22%)、「①空気のさわやかさ(大気汚染や悪臭の少なさ)」(22%)という結果でした。

一方、「不満」と「やや不満」の合計ポイントは、「⑥電車やバスなど公共交通機関の便利さ」(93%)が最も高く、次いで「⑦道路の整備状況」(72%)、「⑧上下水道の整備状況」(65%)という結果でした。

3 白井市の環境についての重要度

Q3 前問 Q2 の項目①～⑩のうち、貴事業所が特に重要と考える項目を上位 3 つ選び、下欄に記入してください。



1 位～3 位の合計数は、「⑥電車やバスなど公共交通機関の便利さ」(42 事業所) が最も多く、次いで「⑦道路の整備状況」(37 事業所)、「⑧上下水道の整備状況」(23 事業所) という結果でした。

一方、1 位～3 位の合計数が最も少なかったのは、「⑩市の環境施策や現状に関する情報の入手のしやすさ」(4 事業所) で、次いで「②事業所周辺の静かさ(騒音や振動の少なさ)」(6 事業所)、「③事業所周辺の清潔さ」及び「⑨公園・緑地の整備状況」(7 事業所) という結果でした。

《今後の方向性について》

白井市の環境に対する事業者の満足度及び重要度の評価をもとに、今後の方向性を整理・検討するため、各項目について、満足度及び重要度の相対的な位置付けを座標上で明らかにする「CS グラフ」を作成しました。

このグラフでは、縦軸に満足度、横軸に重要度を取り、それぞれの回答によって重み付けを行った「加重平均点」をプロットしています。座標の原点は全項目の加重平均点の平均値としています。

満足度の加重平均点は、「満足：50 点、やや満足：40 点、普通：30 点、やや不満：20 点、不満：10 点」として項目ごとの回答数を掛け合わせ、その合計点を項目ごとの回答数で割って算出しています。

重要度の加重平均点は、「1 位：30 点、2 位：20 点、3 位：10 点」として項目ごとの回答数をかけあわせ、その合計点を全回答数で割って算出しています。

◎グラフの見方

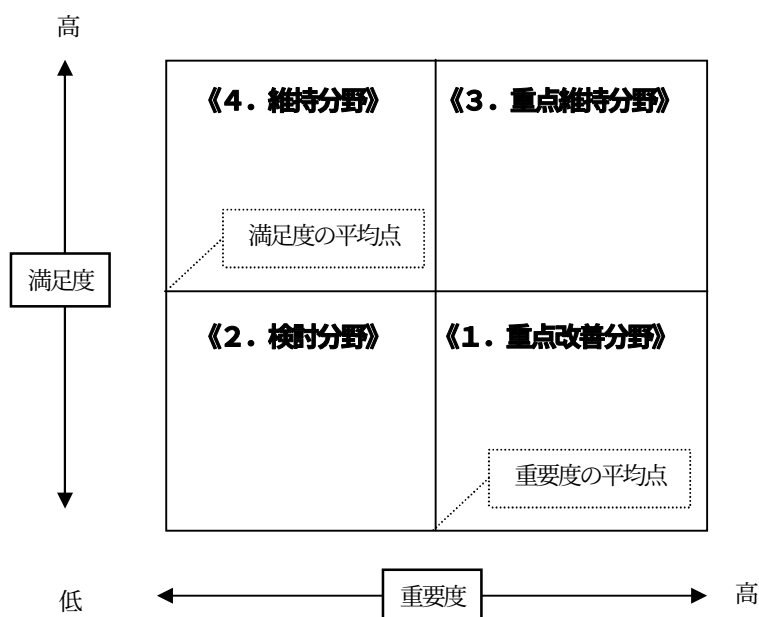
原点を中心に各項目を 4 つの象限に分類しています。

《1. 重点改善分野》・・・重要度は高いが満足度が低く、今後、重点的に改善していくべき分野。

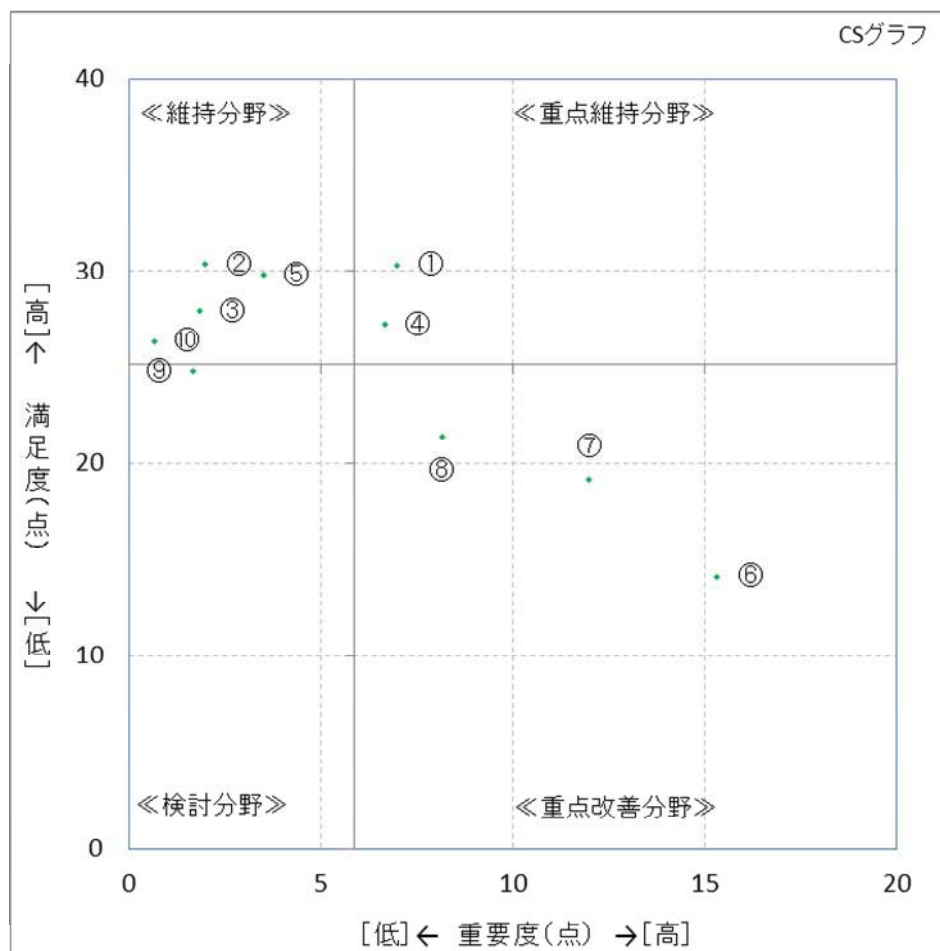
《2. 検討分野》・・・満足度も重要度も低く、今後、施策のあり方を検討していくべき分野。

《3. 重点維持分野》・・・満足度も重要度も高く、今後も現状の高い水準を重点的に維持していくべき分野。

《4. 維持分野》・・・満足度は高いが重要度は低く、現状の満足度を維持していくべき分野。



◎事業者アンケートの CS グラフ



《維持分野》

- ②事業所周辺の静かさ（騒音や振動の少なさ）
- ③事業所周辺の清潔さ
- ⑤自然災害に対する安全性
- ⑩市の環境施策や現状に関する情報の入手のしやすさ

《重点維持分野》

- ①空気のさわやかさ（大気汚染や悪臭の少なさ）
- ④交通事故に対する安全性

《検討分野》

- ⑨公園・緑地の整備状況

《重点改善分野》

- ⑥電車やバスなど公共交通機関の便利さ
- ⑦道路の整備状況
- ⑧上下水道の整備状況

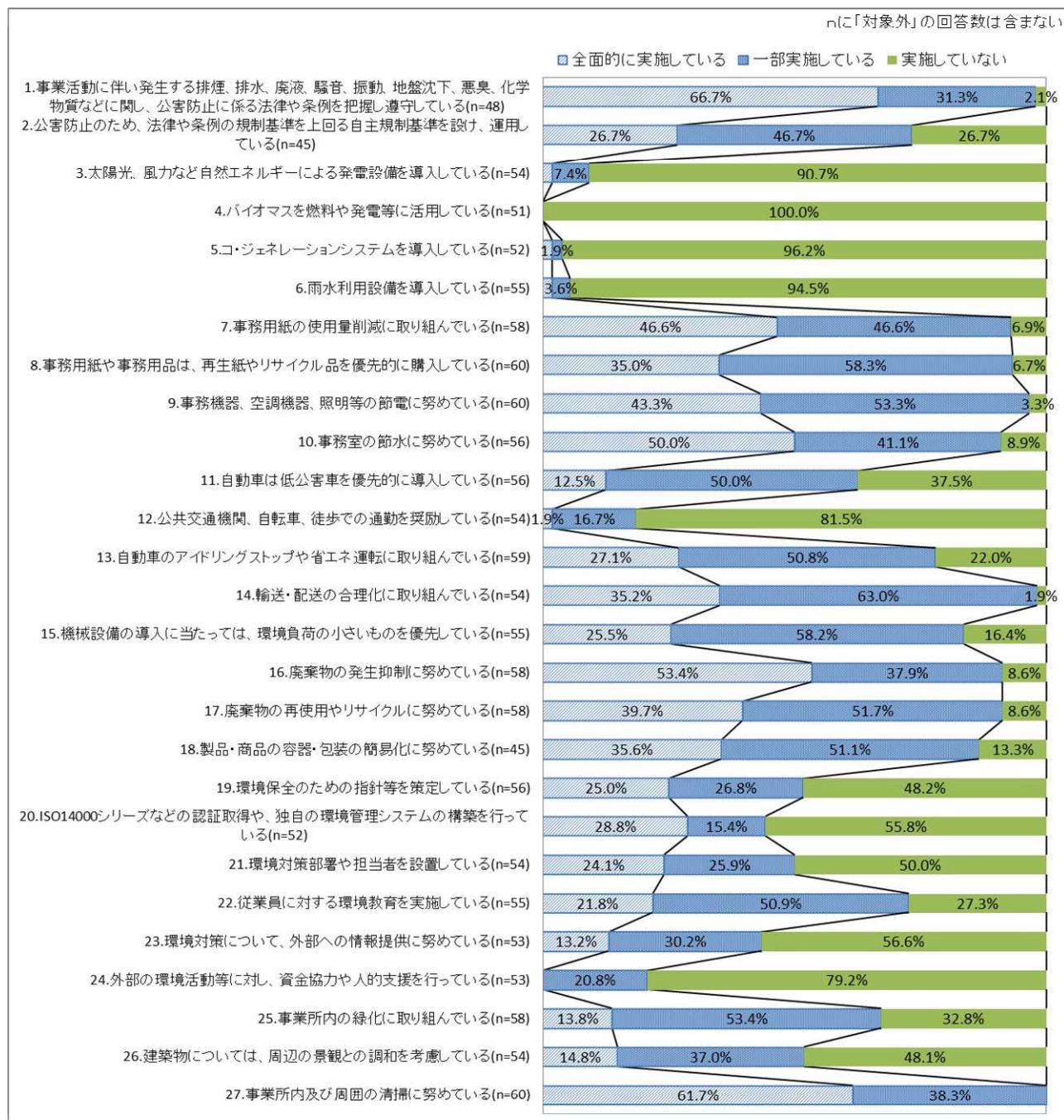
「⑥電車やバスなどの公共交通機関の便利さ」が、重要度が最も高い反面、満足度は最も低くなりました。これに加えて、「⑦道路の整備状況」及び「⑧上下水道の整備状況」が「重点的な改善が求められる分野」という結果になりました。

◎事業者アンケートの加重平均点一覧

(点)		
項目	重要度	満足度
①空気のさわやかさ(大気汚染や悪臭の少なさ)	7.0	30.3
②事業所周辺の静かさ(騒音や振動の少なさ)	2.0	30.3
③事業所周辺の清潔さ	1.8	27.9
④交通事故に対する安全性	6.7	27.2
⑤自然災害に対する安全性	3.5	29.8
⑥電車やバスなど公共交通機関の便利さ	15.3	14.2
⑦道路の整備状況	12.0	19.2
⑧上下水道の整備状況	8.2	21.4
⑨公園・緑地の整備状況	1.7	24.8
⑩市の環境施策や現状に関する情報の入手のしやすさ	0.7	26.4
平均	5.9	25.2

4 環境問題に対する取組状況

Q4 貴事業所の環境問題に対する取り組み状況について、下表の1～27の項目ごとに、最も近いものを○で囲んでください。なお、業種や事業所形態に照らして取り組みの対象とならない項目については、「対象外」を選択してください。

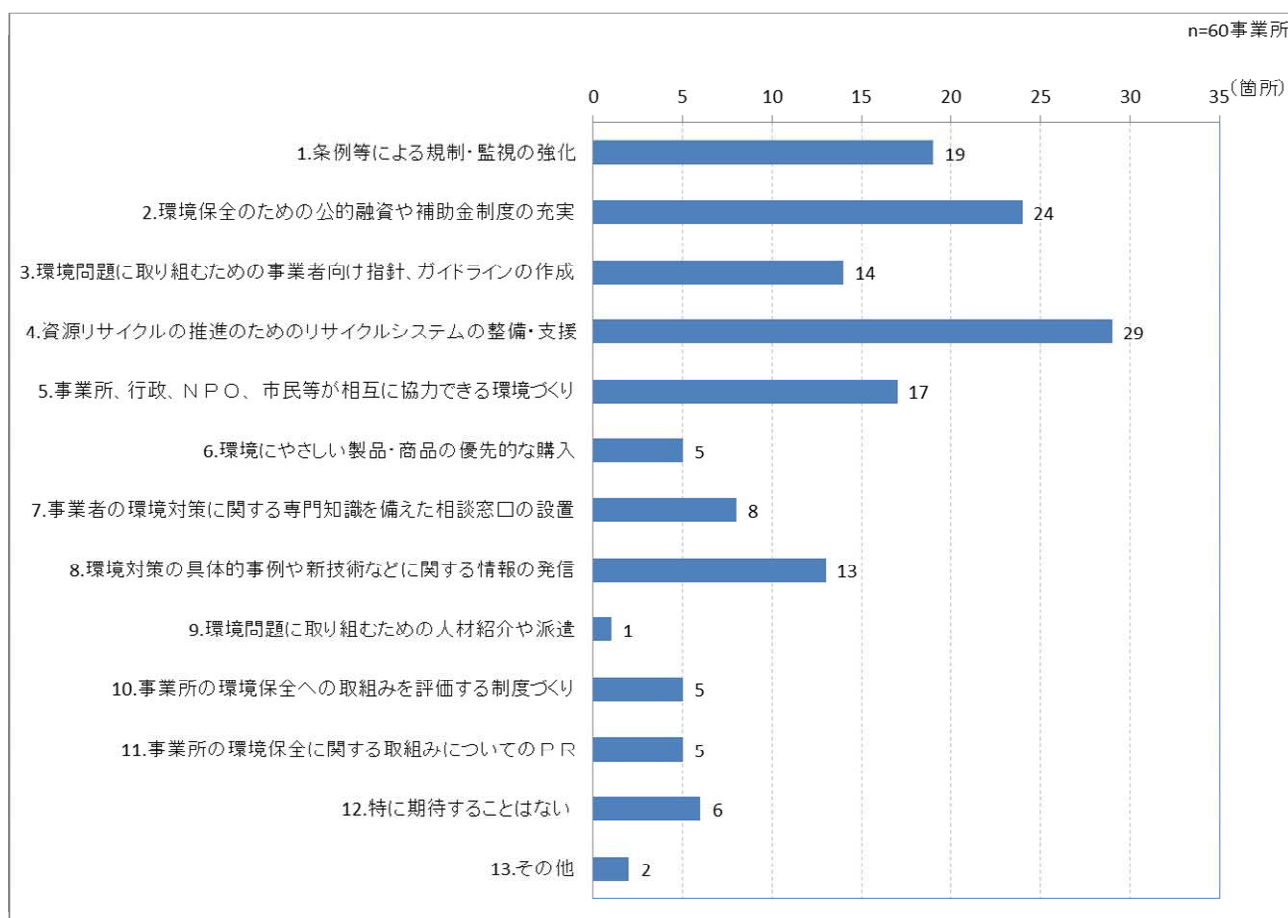


「実行している」は、「1.事業活動に伴い発生する排煙、排水、廃液、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、化学物質などに関し、公害防止に係る法律や条例を把握し遵守している」(67%)が最も高く、次いで「27.事業所内及び周囲の清掃に努めている」(62%)、「16.廃棄物の発生抑制に努めている」(53%)という結果でした。

一方、「実行していない」は、「4.バイオマスを燃料や発電等に活用している」(100%)が最も高く、次いで「5.コ・ジェネレーションシステムを導入している」(96%)、「6.雨水利用設備を導入している」(95%)という結果でした。

5 市に望む環境保全施策

Q5 市に望む環境保全施策について、次の1～13の項目から該当する項目を3つまで選び、番号を○で囲んでください。



「4. 資源リサイクルの推進のためのリサイクルシステムの整備・支援」(29 事業所) が最も多く選択され、次いで「2. 環境保全のための公的融資や補助金制度の充実」(24 事業所)、「1. 条例等による規制・監視の強化」(19 事業所) という結果でした。

一方、最も少なかったのは、「9. 環境問題に取り組むための人材紹介や派遣」(1 事業所) で、次いで「13. その他」(2 事業所)、「6. 環境にやさしい製品・商品の優先的な購入」、「10. 事業所の環境保全への取り組みを評価する制度づくり」及び「11. 事業所の環境保全に関する取り組みについてのPR」(5 事業所) という結果でした。

6 白井市の環境全般に関する意見等（自由記述）

Q6 白井市の環境全般に関して、貴事業所が「困っていること」、「こうであつたらいい、と思うこと」、「関心を持っていること」などがありましたら自由に記入してください。

記入された意見を 4 分野に分類しました。意見を記入された事業所数は 14 ですが、複数の分野にわたる意見については分割しているため、意見総数は 21 件となっています。

以下に、各分野の主な意見を掲載します。

◎道路・交通（10 件）

- ・工業団地への路線バスが少ない。
- ・河原子街道を猛スピードで走る車が多く危険。
- ・通勤時間帯に大型車が事業所に出入りすることで渋滞が発生している。
- ・通学時間帯に通行禁止の道路を通行している車が多い。
- ・違法駐車された大型トラックの排ガスにより従業員の健康に悪影響が出ている。
- ・道路の痛みがひどく、振動で機器などに影響が出ている。
- ・国道 16 号から工業団地までの大型トラックのアクセスが不便。

◎雨水排水・上下水道整備（5 件）

- ・雨水時に道路が冠水する箇所があるので改善してほしい。
- ・工業団地に上水道がないため井戸水に頼らねばならず機器の維持管理に費用が掛かる。
- ・途切れている道路側溝をつなげてほしい。

◎ごみ・リサイクル（5 件）

- ・事業系の一般ごみも定期収集してほしい。
- ・工業団地全体で自販機設置会社にペットボトルキャップの回収を委託すれば資源再利用につながる。
- ・廃棄物処理事業場が増え、特に夏季の悪臭に迷惑している。

◎土地利用（1 件）

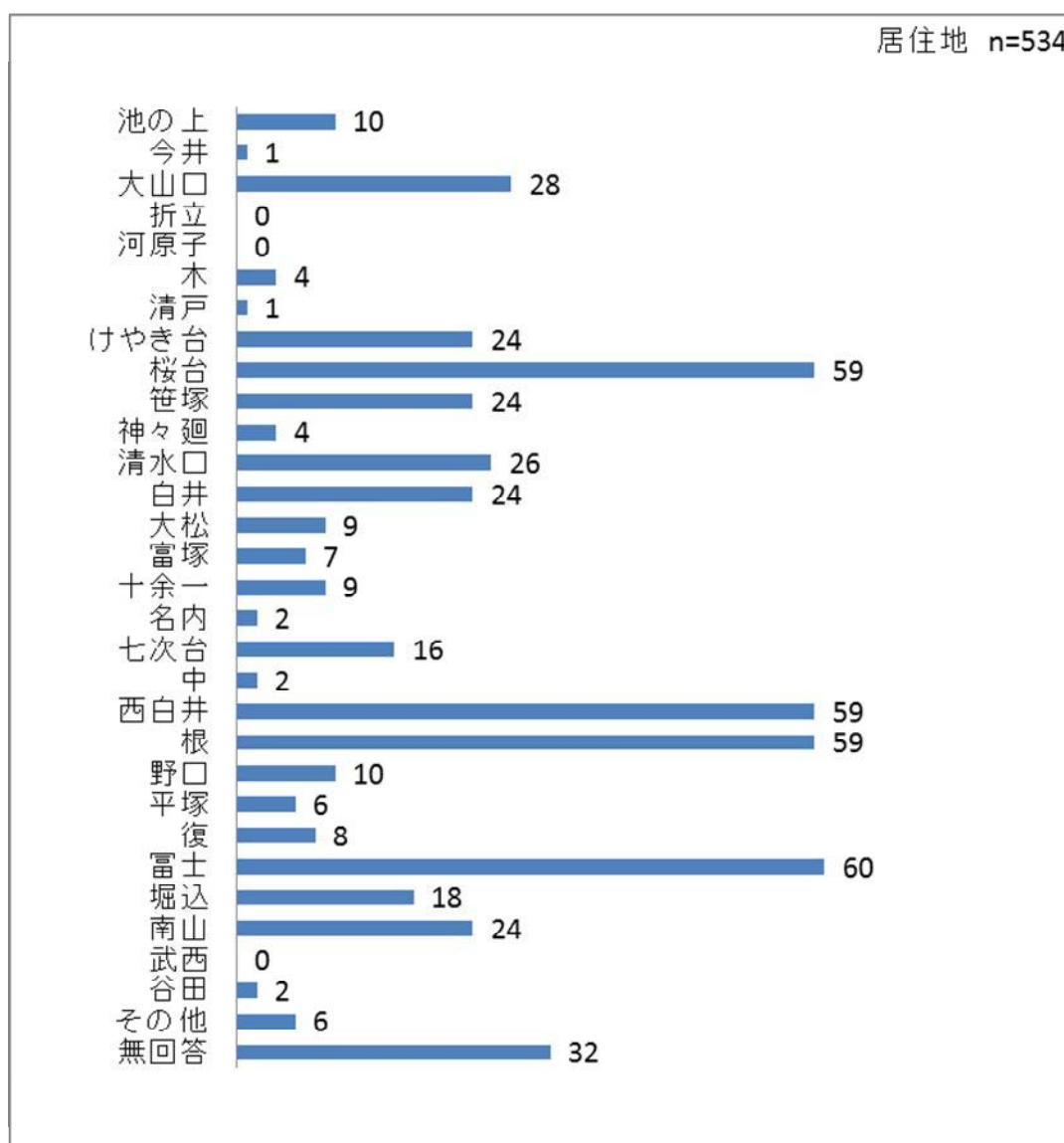
- ・農地、工場、資材置場等といった土地利用が混在しているので、区画整理や農地の美化を。

IV.中学生アンケート結果

1 回答者属性

Q1 あなたの住んでいる地区を○で囲んでください。

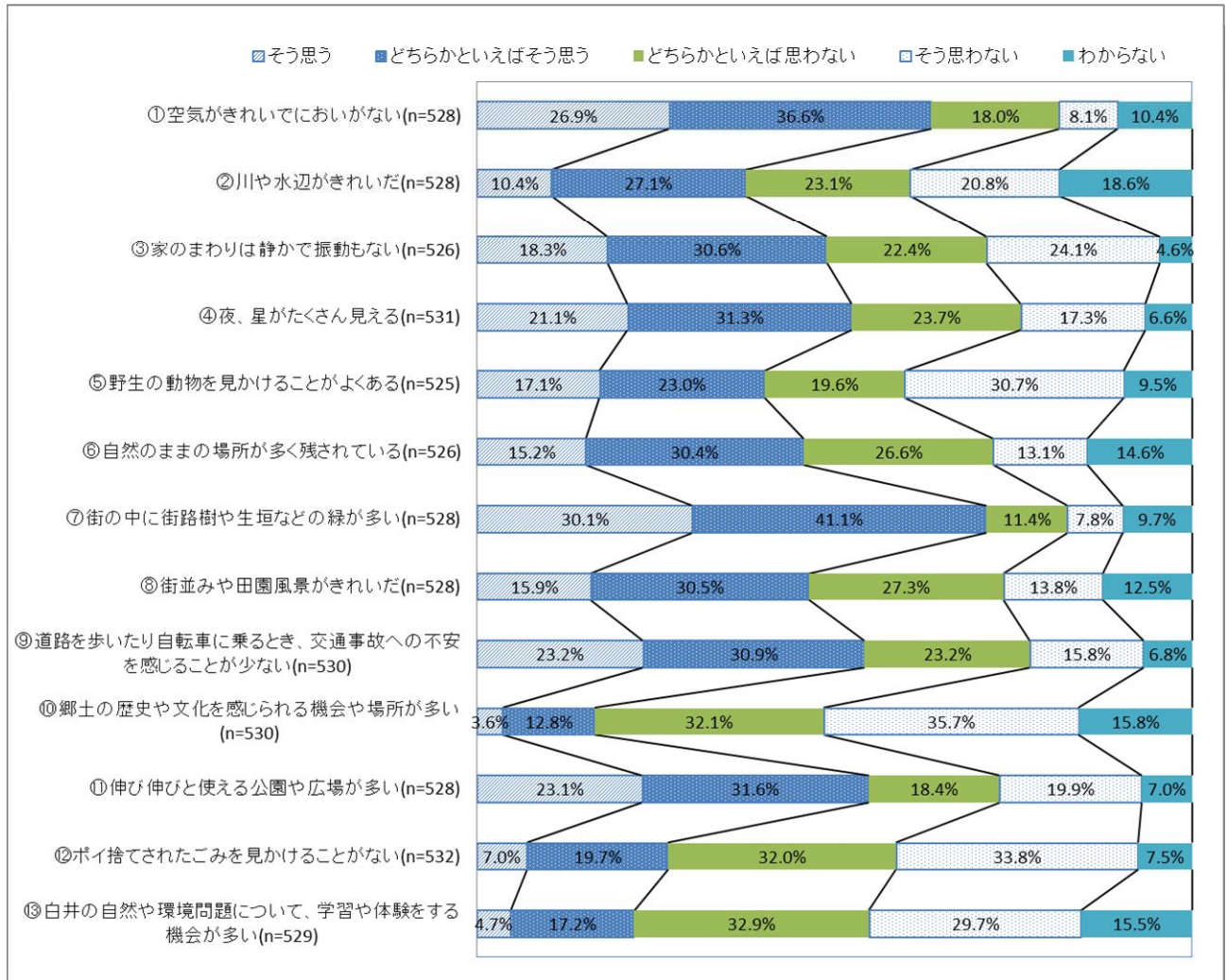
池の上・今井・大山口・折立・河原子・木・清戸・けやき台・桜台・笹塚・神々廻・清水口・白井・大松・富塚・十余一・名内・七次台・中・西白井・根・野口・平塚・復・富士・堀込・南山・武西・谷田



富士（60人・11%）が最も多く、次いで桜台、西白井及び根（ともに59人・11%）という結果でした。

2 白井市の環境に対する満足度

Q2 白井市の環境について、下表の①～⑬の項目ごとに、あなたの感想に最も近いものを○で囲んでください。

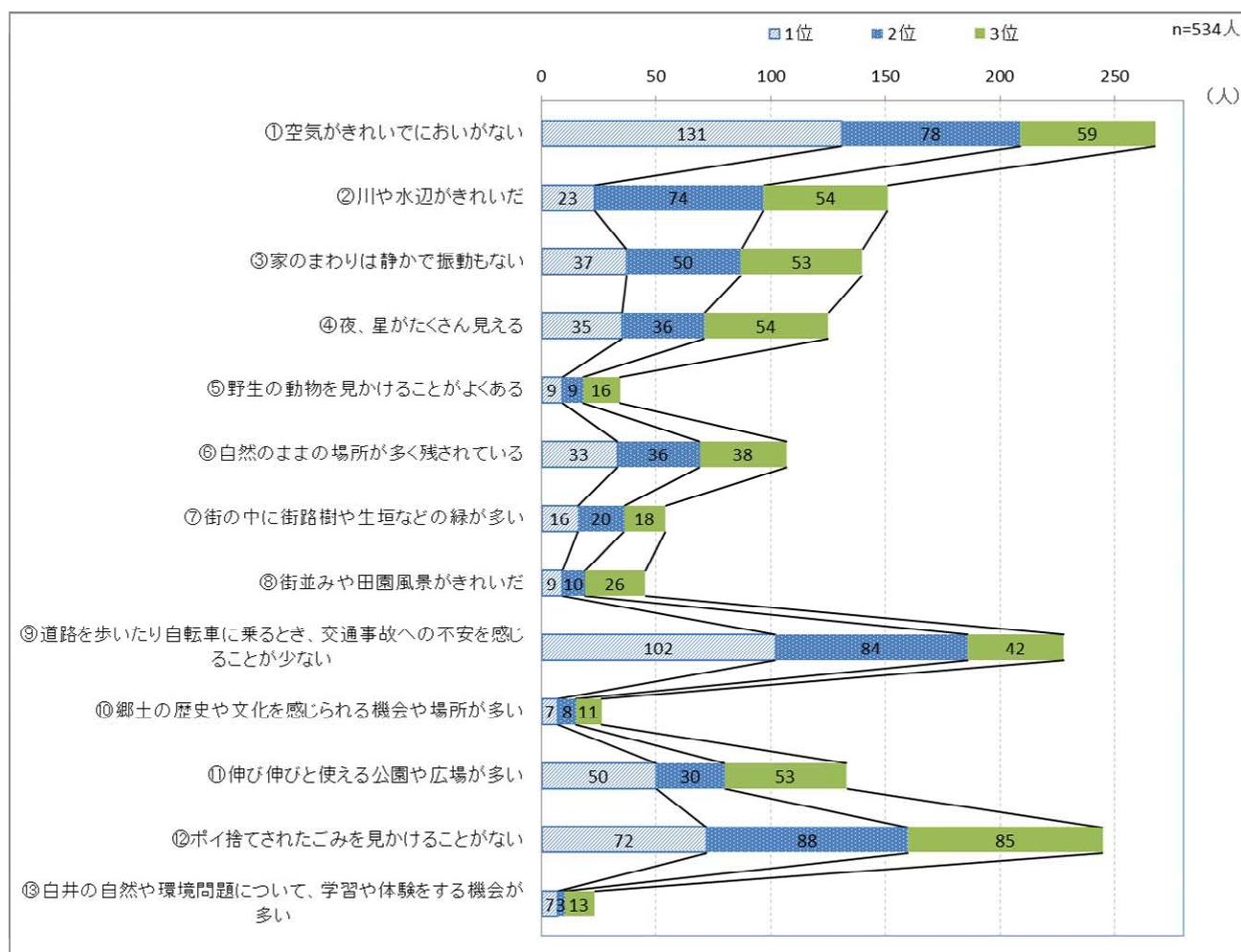


「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計ポイントは、「⑦街の中に街路樹や生垣などの緑が多い」(71%)が最も高く、次いで「①空気がきれいではない(n=528)」(63%)、「⑪伸び伸びと使える公園や広場が多い」(55%)という結果でした。

一方、「そう思わない」と「どちらかといえば思わない」の合計ポイントは、「⑩郷土の歴史や文化を感じられる機会や場所が多い」(68%)が最も高く、次いで「⑫ポイ捨てされたごみを見かけることがない」(66%)、「⑬白井の自然や環境問題について、学習や体験をする機会が多い」(63%)という結果でした。

3 白井市の環境についての重要度

Q3 前問 Q2 の項目①～⑬のうち、あなたが大切だと思う項目を上位3つ選び、下欄に記入してください。



1位～3位の合計数は、「①空気がきれいではない」(268人)が最も多く、次いで「⑫ポイ捨てされたごみを見かけることがない」(245人)、「⑨道路を歩いたり自転車に乗るとき、交通事故への不安を感じることが少ない」(228人)という結果でした。

一方、1位～3位の合計数が最も少なかったのは、「⑬白井の自然や環境問題について、学習や体験をする機会が多い」(23人)で、次いで「⑩郷土の歴史や文化を感じられる機会や場所が多い」(26人)、「⑤野生の動物を見かけることがよくある」(34人)という結果でした。

《今後の方向性について》

白井市の環境に対する中学生の満足度及び重要度の評価をもとに、今後の方向性を整理・検討するため、各項目について、満足度及び重要度の相対的な位置付けを座標上で明らかにする「CS グラフ」を作成しました。

このグラフでは、縦軸に満足度、横軸に重要度を取り、それぞれの回答によって重み付けを行った「加重平均点」をプロットしています。座標の原点は全項目の加重平均点の平均値としています。

満足度の加重平均点は、「そう思う：50 点、どちらかといえばそう思う：40 点、わからない：30 点、どちらかといえば思わない：20 点、そう思わない：10 点」として項目ごとの回答数を掛け合わせ、その合計点を項目ごとの回答数で割って算出しています。

重要度の加重平均点は、「1 位：30 点、2 位：20 点、3 位：10 点」として項目ごとの回答数をかけあわせ、その合計点を全回答数で割って算出しています。

◎グラフの見方

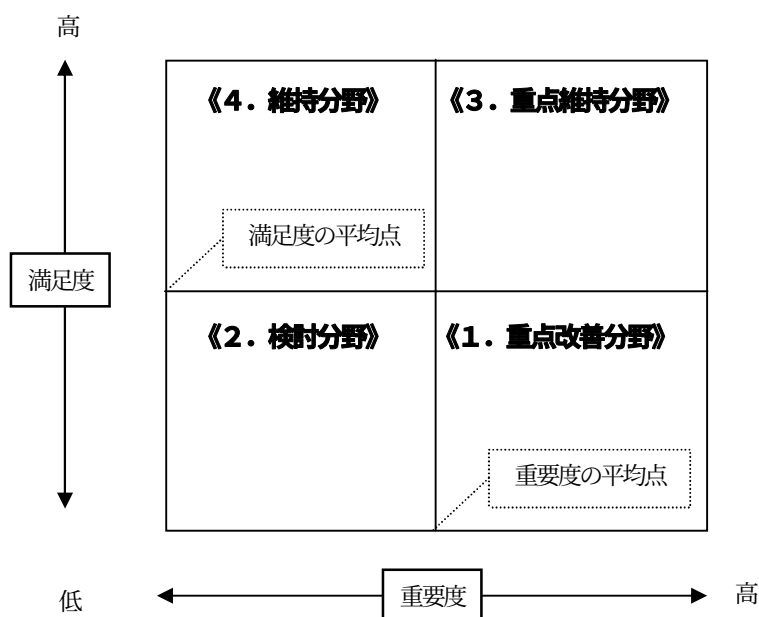
原点を中心に各項目を 4 つの象限に分類しています。

《1. 重点改善分野》・・・重要度は高いが満足度が低く、今後、重点的に改善していくべき分野。

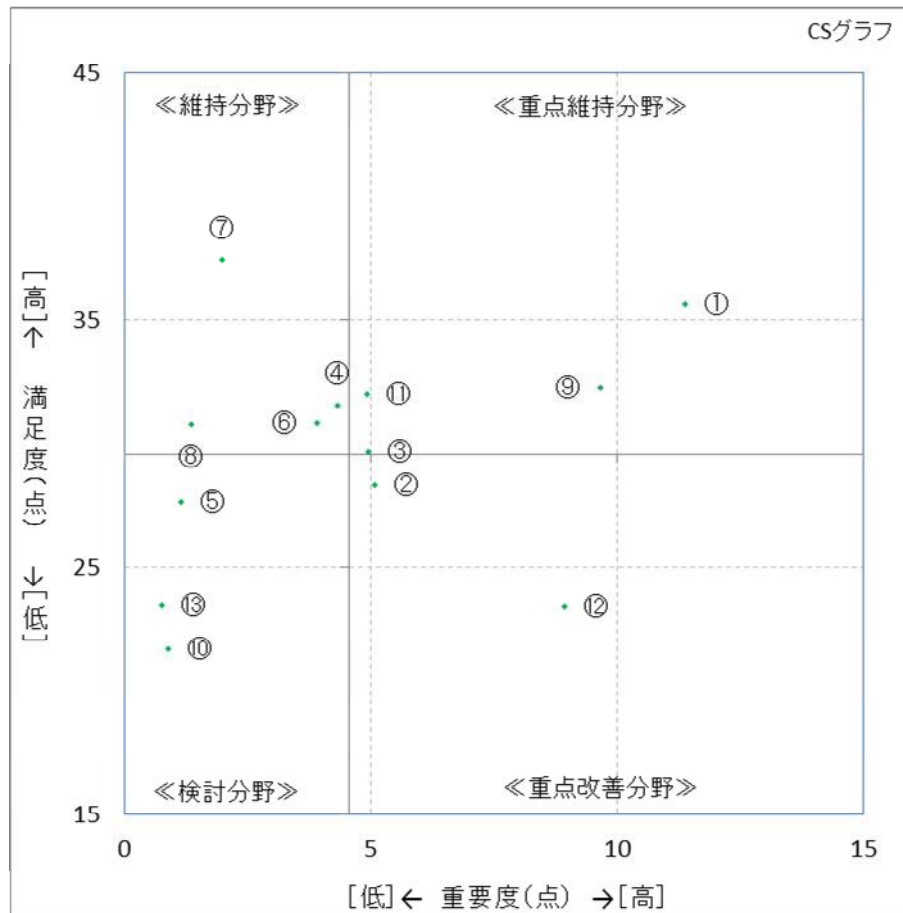
《2. 検討分野》・・・満足度も重要度も低く、今後、施策のあり方を検討していくべき分野。

《3. 重点維持分野》・・・満足度も重要度も高く、今後も現状の高い水準を重点的に維持していくべき分野。

《4. 維持分野》・・・満足度は高いが重要度は低く、現状の満足度を維持していくべき分野。



◎中学生アンケートのCS グラフ



《維持分野》

- ④夜、星がたくさん見える
- ⑥自然のままの場所が多く残されている
- ⑦街の中に街路樹や生垣などの緑が多い
- ⑧街並みや田園風景がきれい

《重点維持分野》

- ①空気がきれいでにおいがいい
- ③家のまわりは静かで振動もない
- ⑨道路を歩いたり自転車に乗るとき、交通事故への不安を感じる事が少ない
- ⑪伸び伸びと使える公園や広場が多い

《検討分野》

- ⑤野生の動物を見かけることがよくある
- ⑩郷土の歴史や文化を感じられる機会や場所が多い
- ⑬白井の自然や環境問題について、学習や体験をする機会が多い

《重点改善分野》

- ②川や水辺がきれい
- ⑫ポイ捨てされたごみを見かけることがない

「⑫ポイ捨てされたごみを見かけることがない」は、重要度が上から3番目と比較的高い反面、満足度は下から2番目に低くなりました。これに加えて、「②川や水辺がきれい」が「重点的な改善が求められる分野」という結果になりました。

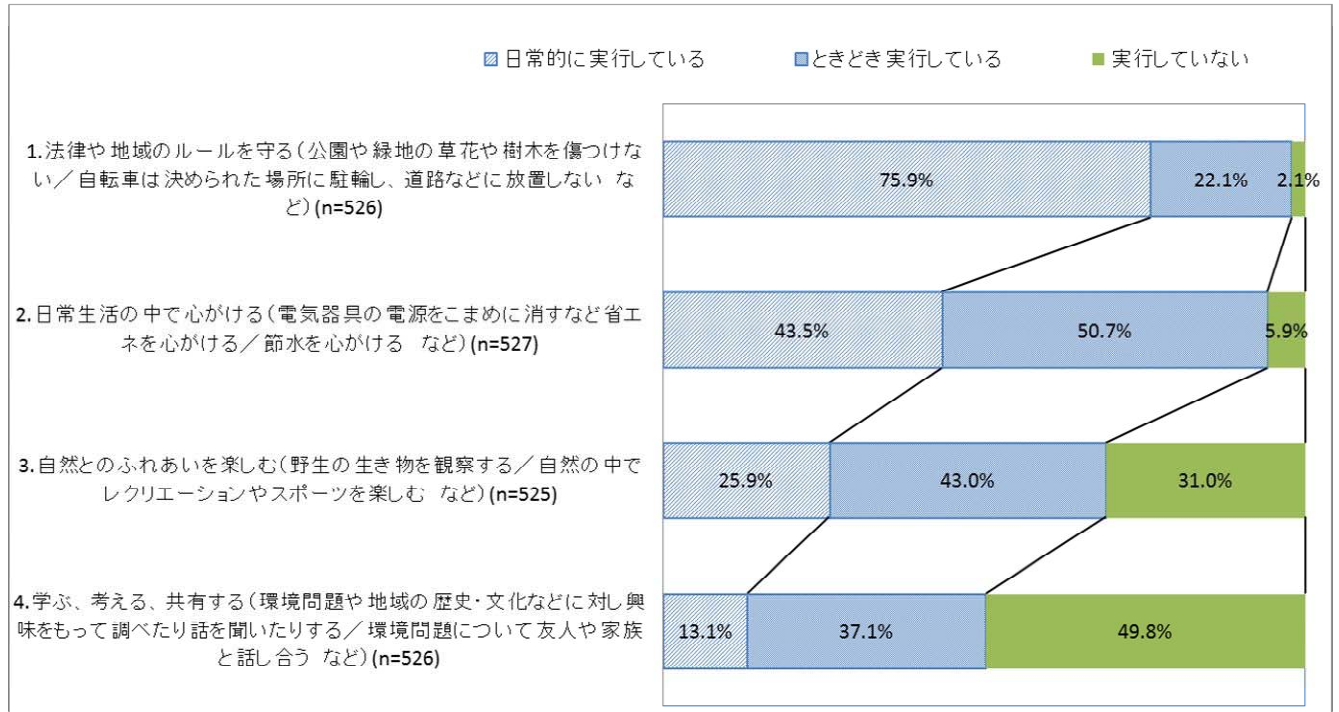
◎中学生アンケートの加重平均点一覧

資料編 平成 27 年度「白井市の環境に関するアンケート」Ⅳ.中学生アンケート結果

項目	(点)	
	重要度	満足度
①空気がきれいではない	11.4	35.6
②川や水辺がきれい	5.1	28.3
③家のまわりは静かで振動もない	4.9	29.6
④夜、星がたくさん見える	4.3	31.5
⑤野生の動物を見かけることがよくある	1.1	27.6
⑥自然のままの場所が多く残されている	3.9	30.8
⑦街の中に街路樹や生垣などの緑が多い	2.0	37.4
⑧街並みや田園風景がきれい	1.4	30.7
⑨道路を歩いたり自転車に乗るとき、交通事故への不安を感じる事が少ない	9.7	32.2
⑩郷土の歴史や文化を感じられる機会や場所が多い	0.9	21.7
⑪伸び伸びと使える公園や広場が多い	4.9	32.0
⑫ポイ捨てされたごみを見かけることがない	8.9	23.4
⑬白井の自然や環境問題について、学習や体験をする機会が多い	0.7	23.4
平均	4.6	29.6

4 環境問題に対する取組状況

Q4 環境問題に対する取り組みについて、下表の1～4の項目ごとに、あなたの行動に最も近いものを○で囲んでください。



「日常的に実行している」は、「1.法律や地域のルールを守る（公園や緑地の草花や樹木を傷つけない／自転車は決められた場所に駐輪し、道路などに放置しない など）」(76%)が最も高く、次いで「2.日常生活の中で心がける（電気器具の電源をこまめに消すなど省エネを心がける／節水を心がける など）」(44%)という結果でした。

一方、「実行していない」は、「4.学ぶ、考える、共有する（環境問題や地域の歴史・文化などに対し興味をもって調べたり話を聞いたりする／環境問題について友人や家族と話し合う など）」(13%)が最も高く、次いで「3.自然とのふれあいを楽しむ（野生の生き物を観察する／自然の中でレクリエーションやスポーツを楽しむ など）」(26%)という結果でした。

5 白井市の環境全般に関する意見等（自由記述）

Q5 白井市の環境や自然について、あなたが「こうなったらいいな」と思うこと、興味を持っていること、問題意識を持っていることなどがありましたら自由に記入してください。

記入された意見を 14 分野に分類しました。意見を記入された方の数は 224 名ですが、複数の分野にわたる意見については分割しているため、意見総数は 338 件となっています。

以下に、各分野の主な意見を掲載します。

◎公園・緑地・スポーツ施設（66 件）

- ・サッカー、野球、バスケットなどができる公園がほしい。
- ・どの公園もボール禁止で思うように遊べない。
- ・公園に決まりが有りすぎる。花火やサッカーがしたい。
- ・公園のマナーが厳しすぎる（走るのも、大声で話すのもダメなど）。
- ・公園に飲食ができる場所が少ない。
- ・公園の草刈りを定期的にやってほしい。
- ・芝生の公園がもっとほしい。
- ・公園のトイレがどこも汚い。
- ・遊具に落書きがあるような公園には行きづらい。
- ・大きい体育館がほしい。

◎ごみ・リサイクル・不法投棄（49 件）

- ・ごみのポイ捨てが多い。
- ・ポイ捨てされたタバコなどのごみを回収してほしい。
- ・歩道に吸い殻や酒の空き缶などのごみが多い。まずは大人が注意すべき。
- ・ごみ箱をもっと設置してほしい。
- ・街をきれいに保とうとする意識が大切と思う。

◎交通安全・防犯（39 件）

- ・塾帰りの道が暗いので街灯がほしい。
- ・車が見えない丁字路があるのでミラー設置など対策を進めてほしい。
- ・車から人が見えにくい道路がある。
- ・自転車が歩道でスピードを出して走っていて危ない。
- ・通学路を猛スピードで走る車がいる。
- ・店舗の前でたむろしている人がいて迷惑。

◎騒音（27 件）

- ・暴走族がうるさい。
- ・夜バイクがうるさく勉強に集中できない。
- ・物音のしない静かな場所がほしい。
- ・夜中に駅前広場でうるさく騒いでいる人がある。
- ・自衛隊の飛行機がうるさい。

◎生活利便性（24 件）

- ・市内に遊び場が少ない。
- ・きれいで道や店が整った暮らしやすい市にしてほしい。
- ・ファーストフード店がほしい。

◎街路樹・植栽（20 件）

- ・空き地に雑草が茂り見た目が悪い。
- ・樹木などによる日陰をふやしてほしい。
- ・道路植栽にハチなどの虫が集まるがあるので対策をしっかりとしてほしい。
- ・道に草が伸びている所が多い。
- ・もっと樹木が多い方がいい。

◎大気・悪臭（19 件）

- ・工場の煙が臭いときがある。
- ・畑からの悪臭をなんとかしてほしい。
- ・星空がきれいに見える場所があるといい。
- ・もっと星が良く見えるよう排気ガスが少なくなったらいい。

◎開発・都市化（14 件）

- ・以前はもっと自然が多かった。
- ・これ以上都会にならないでほしい。
- ・住宅が増えすぎている。
- ・畑や林がなくなり家が増えていくのはいやだ。

◎水辺（14 件）

- ・川にごみが流れており汚い。
- ・釣りができる川が少ない。貯水池で釣りができないか。
- ・十余一公園などの池が汚く魚がかわいそうなのできれいにしてほしい。
- ・梨の泉に水を流してほしい。

◎野生生物・ペット（10 件）

- ・犬をのびのびと散歩させられる場所があるといい。
- ・公園に住んでいる猫にも餌をあげたほうがいい。
- ・野良猫が家の敷地に入ってきて庭を荒らす。
- ・ホタルが見られたらいい。
- ・虫の駆除をしてほしい。

◎景観・街並み（9 件）

- ・殺風景である。
- ・自然はあるが、きれいとは言えないので整備をきちんとしてほしい。
- ・広々として眺めのいい、自然に囲まれた場所がほしい。

- ・古くて汚い空き家をなくしてほしい。

◎鉄道（6 件）

- ・北総線の運賃が高い。

◎農地・農業（4 件）

- ・田畑はきれいなので残してほしい。
- ・梨をもっとアピールしたらいい。

◎その他・全般（37 件）

- ・学校でもっと白井の環境について学べたらいい。
- ・環境や自然には興味がない。
- ・郷土資料館で子供でも楽しめる展示をしてほしい。
- ・歴史のある場所には解説を貼ってもいい。
- ・ごみ拾いなどのボランティア活動がお年寄りまかせになっている。勤労者や中学生も地域のことを考えるべき。
- ・もっと交流を深められる場所をつくったらいい。

白井市第2次環境基本計画 (中間見直し版)

発 行

平成 28 年 4 月

白井市環境建設部環境課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL 047-492-1111

FAX 047-492-6377

E-mail kankyou@city.shiroi.chiba.jp

ホームページ <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

